

たかおかの環境

平成30年度

高岡市

目 次

第1編 総 論	
第1章 高岡市の概要	1
第1節 本市の自然的条件	1
1 位置及び地勢	1
2 気 候	1
第2節 本市の社会的条件	2
1 人 口	2
2 工 業	2
3 土 地 利 用	3
4 交 通	4
第2章 本市の環境の概況	5
1 大 気 環 境	5
2 水 環 境	6
3 騒 音	6
4 振 動	6
5 悪 臭	7
6 地 下 水	7
7 そ の 他	7
8 調査結果等の資料	7
第2編 環境の現況と対策	
第1章 大 気 環 境	9
第1節 現 況	9
1 監 視 体 制	9
2 汚染物質別の現況	11
第2節 大気環境の保全対策	19
1 法律・条例に基づく規制	19
2 工場・事業場への調査指導状況	21
第3節 酸 性 雨	21
第4節 ダイオキシン類対策	22
1 ダイオキシン類とは	22
2 ダイオキシン類の汚染状況と対策	23

第2章 水 環 境	24
第1節 現 況	24
1 河 川 の 汚 濁 状 況	24
2 地 下 水 の 汚 染 状 況	30
3 ダイオキシン類の環境調査	30
第2節 水 環 境 の 保 全 対 策	31
1 法 律 ・ 条 例 に 基 づ く 規 制	31
2 工 場 ・ 事 業 場 へ の 調 査 指 導 状 況	32
3 淨 化 槽 対 策	33
第3章 騒 音	35
第1節 現 況	35
1 自 動 車 交 通 騒 音 (地 点 評 価)	37
2 自 動 車 交 通 騒 音 (面 的 評 価)	40
3 自 動 車 交 通 騒 音 (要 請 限 度)	43
4 新 幹 線 鉄 道 騒 音	44
第2節 騒 音 防 止 対 策	45
1 法 律 ・ 条 例 に 基 づ く 規 制	45
2 工 場 ・ 事 業 場 へ の 調 査 指 導 状 況	48
第4章 振 動	49
第1節 現 況	49
1 道 路 交 通 振 動	50
第2節 振 動 防 止 対 策	52
1 法 律 に 基 づ く 規 制	52
2 工 場 ・ 事 業 場 へ の 調 査 指 導 状 況	54
第5章 悪 臭	55
第1節 現 況	55
第2節 悪 臭 防 止 対 策	55
1 法 律 ・ 条 例 に 基 づ く 規 制	55
2 工 場 ・ 事 業 場 へ の 調 査 指 導 状 況	57
第6章 地 下 水	58
第1節 現 況	58
1 地 下 水 位 の 变 動	59

2 地下水の塩水化	61
第2節 地下水の保全対策	62
1 条例に基づく規制	62
2 地下水位観測体制の整備	63
3 行政指導	63
4 富山県地下水指針の推進	63
 第7章 公害苦情	66
 第8章 公害健康被害補償	67
第1節 大気汚染健康障害者医療救済制度	67
 第9章 環境保全対策等に対する助成	67
第1節 公害防止施設整備資金利子補給制度	67
第2節 住宅用太陽光発電システム設置補助金制度	68
 第10章 快適環境	68
第1節 富山新港地区緩衝緑地整備	68
第2節 啓発事業	68
1 環境月間行事	68
2 環境保全啓発事業	69
3 とやま呉西圏域-環境と共生する社会形成事業-	71
4 資源循環啓発事業	71
 第11章 その他の公害防止事業	72
第1節 公害防止協定	72
第2節 公害パトロール	72
 第12章 環境のまちづくり	73
第1節 環境基本条例	73
1 基本国理念	73
2 基本方針	73
3 市、事業者、市民などの役割	73
4 環境基本計画	74
5 基本的施策の推進	74
6 環境審議会	74
 第2節 環境基本計画（第2次）	74

1 計 画 の 期 間	74
2 計 画 の 目 標	74
3 施 策 の 展 開	74
4 分野横断的な施策の推進	76
 第13章 環境(公害)行政の体制	78
第1節 行 政 機 構	78
1 環 境 行 政 の 沿 革	78
2 機 構	80
第2節 環 境 審 議 会	81
 第14章 環境マネジメントシステムの推進	82
第1節 地球温暖化防止高岡市役所実行計画の取り組み	82
1 温室効果ガス排出量の数値目標	82
2 取 組 実 績	82
第2節 環境マネジメントの取り組み	83
1 本 市 シ ス テ ム の 概 要	83
2 実 績	83
3 繼 続 的 な 取 り 組 み	88

第3編 関 係 資 料

第 1 編 總 論

第1章 高岡市の概要

第1節 本市の自然的条件

1 位置及び地勢

高岡市は、富山県の西部に位置し、東西24.5km、南北19.2km、面積209.57km²である。市域は北東部が富山湾に面し、東部は射水平野、南部は砺波の沃野に接し、庄川と小矢部川とによって生じた沖積平野が広がり、北西部の二上山から沢川に延びる西山丘陵地帯を除けば、おおむね平坦地である。

また、南部平野地帯の第四期沖積層は、その大部分が庄川扇状地を形成し、豊富で良質な地下水を包蔵している。

市街地は、市のほぼ中央に位置し、海岸地帯では日本海側の総合的拠点港伏木富山港を擁する臨海工業地帯が形成されている。

□ 高岡市の位置



2 気候

気候は、いわゆる日本海型に属している。冬は西高東低の気圧配置が多く、北西の季節風が吹き、みぞれや雪が降ることが多い。春はフェーン現象により気温が高くなることが多い。

風向風配については、本市は、東西に庄川、小矢部川、北部から西部にかけての西部丘陵、東北部は富山湾、南部は庄川扇状地に連なるという地形になっていることから、風配もこの地形の影響を受け、北東・南西の海陸風が年間を通じて主な風向となっている。

□ 高岡市の概要図



第2節 本市の社会的条件

1 人 口

本市の人口（平成31年3月31日現在）は、171,174人（男82,925人、女88,249人）、世帯数は68,575であり、富山県西部の中核となる都市である。

2 工 業

本市は、慶長14年（1609年）に加賀藩第二代藩主前田利長公が現在の古城公園に城を築き、地名を詩経の一節「鳳凰鳴けり彼の高き岡に」から「高岡」と名付けた。利長公没後、

一国一城令によって高岡城は廃城となつたが、三代藩主利常公は、商工業の町として残すべく町人に特権を与えて産業の育成に力を注ぐなど手厚い保護を行つたことから、その後も領内屈指の商工の町として発展を続けてきた。

明治22年（1889年）に市町村制が実施され、全国38市とともに市制を施行した。その後、隣接町村との合併を重ねながら発展し、この間、藩政時代に培われた技術は、銅器、漆器などの伝統産業として栄え、さらに、捺染、ニットなどの地場産業が成長した。

また、大正末期から、豊富な電力、工業用水、港湾などの好条件のもとで繊維、紙・パルプ、化学、アルミニウム、プラスチック工業など近代産業が育ち、日本海沿岸有数の工業集積を有している。

平成29年工業統計調査によれば、従業員4人以上の事業所数は505で、従業者数は15,541人であった。また、製造品出荷額等は、4,071億円であった。

□ 高岡市の工業の状況（平成29年工業統計調査結果）

事業所数	金属製品	一般機械	非鉄金属	食料品	プラスチック	パルプ紙	その他
	505	28.5%	14.1%	8.9%	6.9%	5.5%	5.3%
							30.8%

従業員数	金属製品	化 学	一般機械	非鉄金属	鉄 鋼	プラスチック	その他
	15,541人	27.1%	14.1%	12.1%	7.1%	6.1%	27.2%

製造品出荷額	化 学	金属製品	パルプ・紙	一般機械	非鉄金属	鉄 鋼	その他
	4,071億円	21.5%	18.5%	17.0%	11.1%	8.0%	5.5%

3 土 地 利 用

本市の市域面積は209.57km²で、都市計画用途地域の現況は次のとおりである。

□ 富山高岡広域都市計画区域

平成31年3月31日現在

区分	市 街 化 区 域												市街化 調整	合 計
	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	小計		
面積(ha)	203	960	48	1,025	14	32	144	179	368	737	22	3,732	11,339	15,071
比率(%)	5.4	25.7	1.3	27.5	0.4	0.8	3.9	4.8	9.8	19.8	0.6	100	—	—

□ 福岡都市計画区域

平成31年3月31日現在

区分	用途地域												用途 無指 定地 域	都市 計划 区域 外	合計
	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用域	小計			
面積(ha)	16	70	5.6	76	5	0	19	0	42	20	0	253	2539	3094	5886
比率(%)	6.3	27.6	2.2	30.0	1.9	0	7.5	0	16.6	7.9	0	100	—	—	—

4 交 通

本市では、南北の交通軸には東海北陸自動車道と能越自動車道が整備され、東西の新しい交通軸には北陸新幹線が開業し（平成27年3月）、また、伏木富山港の総合的拠点港の選定などを機に、飛越能地域の玄関口、環日本海沿岸地域における交流拠点都市として、新たな飛躍を目指している。



第2章 本市の環境の概況

本市の環境の状況は、公害関係法令による規制、高岡市環境基本条例、高岡市公害防止条例、公害防止協定等による各種施策の推進により、全般的に改善されてきているが、大気環境に係る汚染や自動車走行に伴う騒音など、今後さらに改善していかなければならぬ課題も残っている。

また、様々な産業活動や日常生活の中で利用されている多種多様な化学物質や、物の焼却などに伴い非意図的に発生する化学物質などによる新たな環境汚染への対応も含めた的確な施策を推進する必要がある。

さらに、地球温暖化防止対策など地球規模の環境問題について、行政、事業者、市民が、それぞれの立場で環境の保全に努めなければならない。

本市の環境の概況等は次のとおりである。

1 大 気 環 境

大気は、私たちが生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、きれいな空を守っていかなければならない。

本市では、大気の状況を把握するため、市で2局、県で2局（うち1局は自動車排出ガス観測局）の大気汚染常時観測局を設置し、常時監視を行っている。

二酸化硫黄の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成30年度は全観測局において環境基準に適合していた。

浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成30年度は全観測局において環境基準に適合していた。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成30年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

二酸化窒素の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成30年度は全観測局において環境基準に適合していた。

光化学オキシダントの年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成30年度は観測中に環境基準を超える時間があり、全観測局で環境基準を超えていたが、「富山県大気汚染緊急時対策要綱」に定められた注意報などの発令はなかった。

一酸化炭素等の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。平成30年度は自動車排ガス局において環境基準に適合していた。

酸性雨については、その実態を把握するため、雨水のpH等の測定を継続している。平成30年度における降水のpH年平均値は、5.0(4.3~6.6の範囲)であった。

ダイオキシン類の大気環境調査は、市内3地点（1地点は県実施、2地点は市実施）で実施した。その結果、年平均値は、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

2 水 環 境

水は、私たち人間はもとより地球上の生物にとって大切なものであり、毎日の暮らしに必要であるばかりでなく農業、工業などの産業活動を支える重要な資源である。

近年、主要河川の水質は工場排水に対する法規制のほか、下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及により逐次改善されてきた。

本市では、河川の水質の状況を把握するため、国、県の調査と併せて11河川18地点で水質調査を実施している。平成30年度の結果は、河川の汚濁指標であるBODがいずれの地点においても環境基準に適合していた。

地下水の状況については、県と連携して水質調査を実施しており、平成30年度は、すべての地点において環境基準に適合していた。

また、平成8年にテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出町地内について継続調査を実施した結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

ダイオキシン類の水質環境調査は、河川水2地点、地下水3地点（1地点は県実施、2地点は市実施）で実施した。

結果、河川水、地下水については、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

3 騒 音

騒音は、各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律や条例に基づき工場や事業場を指導するとともに、市内全域における環境騒音について調査を実施している。

平成30年度の環境騒音の測定結果は次のとおりである。

自動車交通騒音（地点評価）について、全ての時間帯で環境基準に適合していたのは、道路に面する地域10地点のうち9地点（90%）であった。

自動車交通騒音（面的評価）について、昼夜ともに環境基準を達成していたのは、道路に面する地域のうち、当該地域内の全ての住居等7,211戸のうち6,792戸（94.2%）であった。

自動車交通騒音の実態を把握するため、主要道路沿い10地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても自動車交通騒音の要請限度を下回っていた。

新幹線鉄道騒音について、県が県内沿線13地点で調査を実施した結果、4地点が環境基準を超過していた。高岡市内では、1地点で調査を実施し、環境基準を達成していた。

4 振 動

振動は、騒音と同様に各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律に基づき工場や事業場を指導するとともに、道路交通振動について調査を実施している。

道路交通振動については、主要道路沿い10地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても道路交通振動の要請限度を下回っていた。

5 悪　臭

悪臭は、人に不快感・嫌悪感を与えるものであり、感覚公害の性格をもっている。

悪臭の発生源は工場・事業場における生産活動のほか、日常生活に伴うものなど多種多様である。

本市では、法律や条例に基づき、工場や事業場を指導するとともに、調査を実施している。平成30年度の調査結果は、いずれの工場・事業場も規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

6 地　下　水

本市は、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大な恩恵を受けている。

近年は、工業用の利用はほぼ横ばいであるが、冬期間に道路や駐車場等の消雪用として地下水が多く利用されている。

本市では、観測井戸（市管理6か所、県管理5か所）を設置し、地下水位の観測を実施している。

地下水位の変動は全体的にはほぼ横ばいに推移しているが、降雪時には消雪井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られる。

また、県が平成4年度に策定し、平成29年度に改定した「地下水指針」に基づき、将来にわたっての地下水の保全・適正利用を図るため、県や関係行政機関と一体となって、地下水の合理的利用の促進や井戸設置者に対する指導などの施策を進めている。

7 そ　の　他

本市では、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

8 調　査　結　果　等　の　資　料

この報告書の第2編 第1章 大気環境、第2章 水環境、第6章 地下水に関しては、本市における調査結果のほか、県及び関係機関等の調査結果を活用し、取りまとめたものである。

第2編 環境の現況と対策

第1章 大気環境

第1節 現況

大気の汚染物質は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源から排出されるもののほか、火山などの自然活動に起因するものがあり、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質等11物質について大気の環境基準が定められている。

工場・事業場からの排出については排出基準を設けて規制が行われており、本市では併せて、主要工場と公害防止協定を締結するとともに、適切な指導に努めている。

また近年、大気中から低濃度ではあるが検出されているダイオキシン類、揮発性有機化合物等の化学物質については、その長期曝露による健康影響が懸念されていることから、科学的知見の充実に努めるとともに、発生源において排出抑制等の適切な対策が講じられる必要がある。

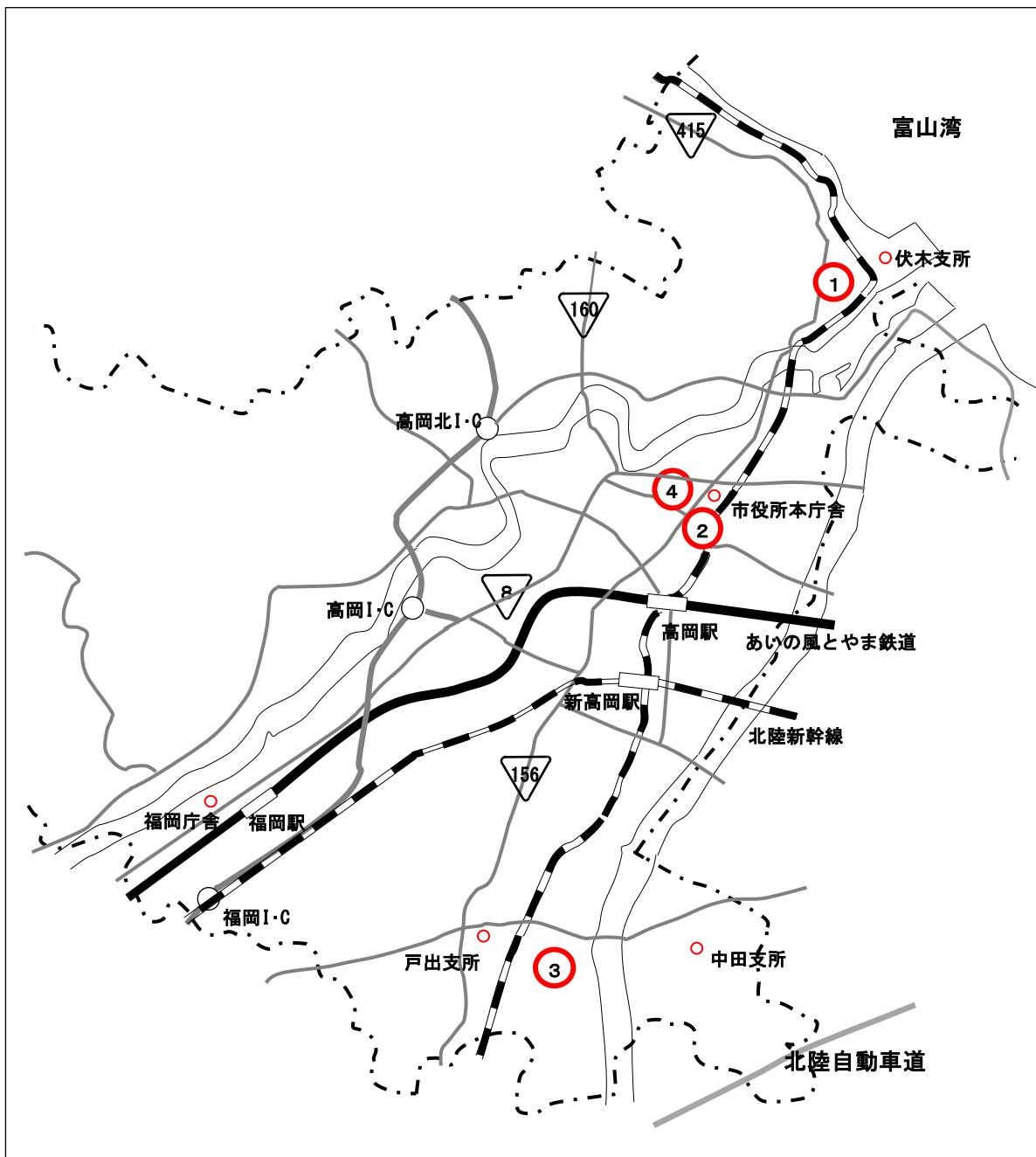
1 監視体制

本市では大気の状況を常時監視するため、テレメータシステムを利用し、二酸化硫黄等の測定を行っている。

□ 大気汚染常時観測局測定項目一覧表

項目		二酸化 硫黄	浮遊 粒子状 物質	微小 粒子状 物質	一酸化 窒素	二酸化 窒素	光化学 オキシ ダント	一酸化 炭素	炭化 水素	風向	風速	管理者
区分	観測局											
一般 環境	伏木	○	○	○	○	○	○			○	○	県
	本丸	○	○		○	○	○			○	○	市
	戸出		○				○			○	○	市
自動車 排出ガス	大坪		○	○	○	○		○	○			県

□ 大気汚染観測局の配置図



- ① 伏木観測局
- ② 本丸観測局
- ③ 戸出観測局
- ④ 大坪観測局

2 汚染物質別の現況

(1) 大気汚染常時観測局（一般環境観測局）の測定結果

ア 二酸化硫黄

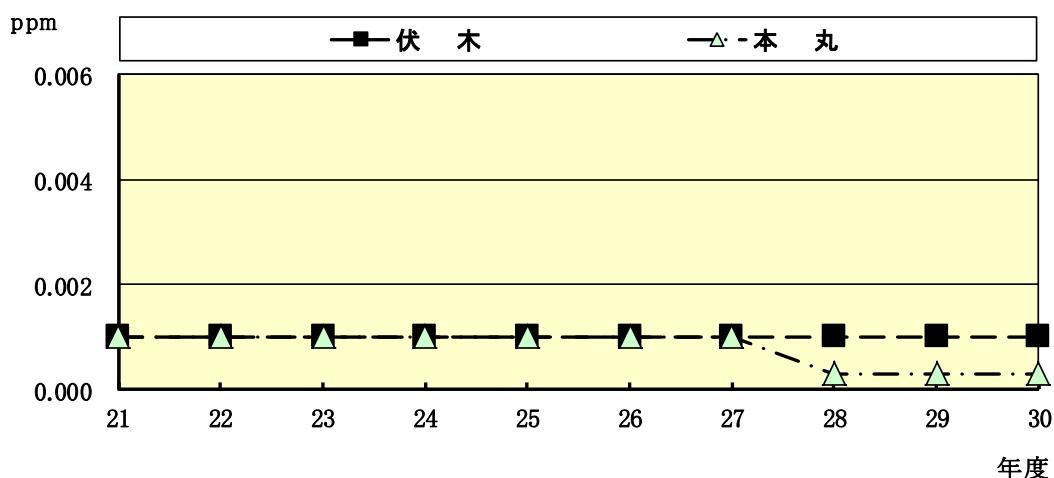
二酸化硫黄(SO₂)は、主に硫黄分を含む石油や石炭の燃焼によって生じ、ぜん息等の公害病や酸性雨の原因となる。

SO₂による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、排出規制や燃料中に含まれている硫黄分を規制するなどの対策が講じられた。この結果、SO₂濃度の年平均値は昭和40～50年代に比べると著しく減少している。

一般環境観測局の年平均値は、0.001未満～0.001ppmであり環境基準に適合していた。

[関係資料 (大気)-1、(大気)-6]

□ 二酸化硫黄年平均値の年度別推移



□ 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	1時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値	日平均の2%除外値	適合状況	
						短期	长期
伏木	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	0.023	0.004	0.001	0.002	○	○
		0.004	0.002	0.001未満	0.002	○	○

注1 短期的評価による適合とは、1日平均値がすべての有効測定日（欠測が4時間以内であること。）で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

2 長期的評価による適合とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

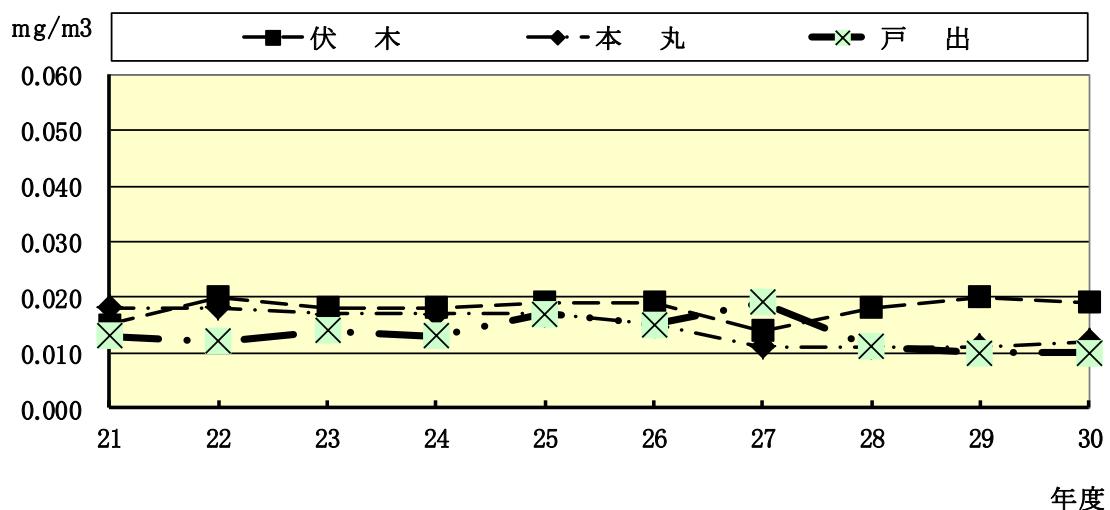
イ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質(Suspended Particulate Matter, SPM)とは、大気中に浮遊する粒子状物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下のものをいう。SPMは、工場から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壤の巻き上げ等の自然発生源がある。

この物質は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して、高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼす。

一般環境観測局の年平均値は、 $0.010\sim0.019\text{mg}/\text{m}^3$ であり、全観測局で環境基準に適合していた。 [関係資料 (大気)-2、(大気)-7]

□ 浮遊粒子状物質年平均値の年度別推移



□ 浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位： mg/m^3

観測局	目 標 値 (環境基準)	1 時間値の最高値	日平均値の最高値	年平均値	日平均の2%除外値	適合状況	
						短 期	長 期
伏木	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	0.162	0.084	0.019	0.043	○	○
本丸		0.129	0.064	0.012	0.034	○	○
戸出		0.115	0.072	0.010	0.036	○	○

注1 短期的評価による適合とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下をいう。

2 長期的評価による適合とは、1日平均値の上位の2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないことをいう。

ウ 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の粒子をいう。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

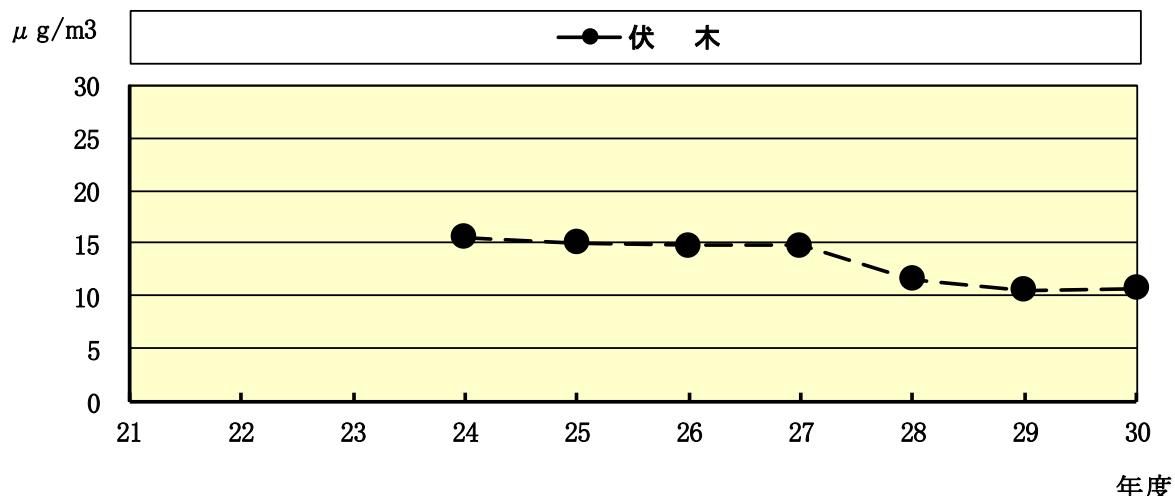
人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められ、年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、日平均値98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とされている。

また、PM2.5による大気汚染のため、県内全域にわたって健康影響の可能性が懸念される日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合など、富山県では、県関係部局や市町村を通じ、保育所・幼稚園、小・中・高校や、報道機関等に参考情報として、H25年3月から、注意喚起を行うこととしている。本市では、関係課を通じ電話やファクシミリにより、市内保育園・幼稚園、小・中学校、その他の約140か所へ連絡することとしている。

一般環境観測局の年平均値は $10.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は $26.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準に適合していた。

[関係資料 (大気) - 3]

□ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の年度別推移



□ 微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

観測局	目標値 (環境基準)	日平均値 の最高値	年平均値	日平均の 98%値	適合状況		注意喚起 実施状況
					短期基準	長期基準	
伏木	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	44.0	10.7	26.4	○	○	なし

注1 短期基準による適合とは、1日平均値の98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいう。

2 長期基準による適合とは、1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいう。

□ 微小粒子状物質に係る注意喚起実施状況

地 区	平成25	26	27	28	29	30
県 内 全 域	注意喚起 2回	なし	なし	なし	なし	なし

□ 注意喚起の判断

○午前中の早めの時間帯での判断

	区分	判断基準
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3時間平均値（午前5時から7時の1時間値を局別に平均）の中央値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

○午後からの活動に備えた判断

	区分	判断基準
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8時間平均値（午前5時から12時までの1時間値を局別に平均）が1局でも $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

□ 注意喚起の内容

- ① 外出ができるだけ減らす。
- ② 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ③ 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の屋内への侵入を少なくし、その吸入を減らす。
- ④ 高感受性者は、体調に応じて、より慎重に行動する。
- ⑤ PM2.5によって、健康に影響が生じた人や不安のある人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する。

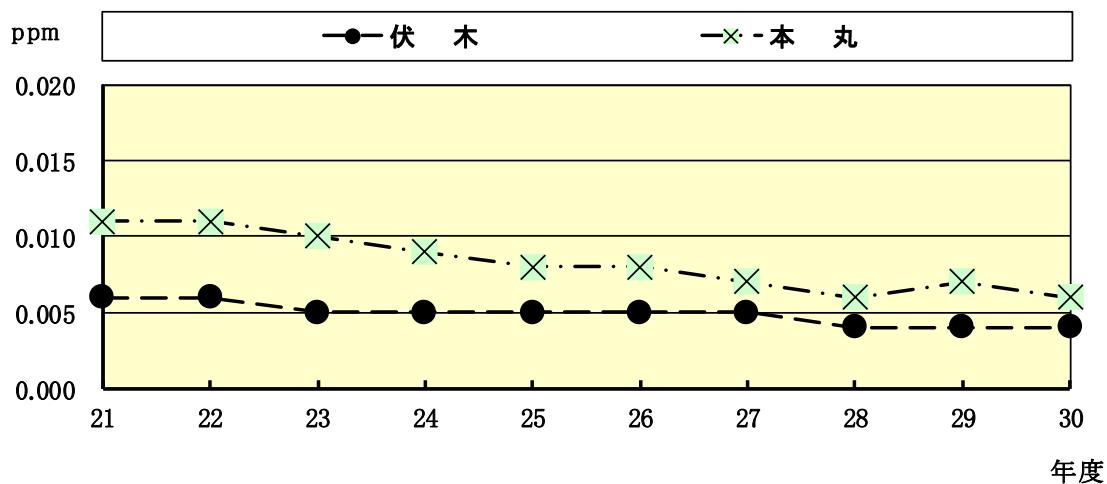
エ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源がある。

窒素酸化物は、酸性雨や光化学スモッグの原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

一般環境観測局の年平均値は、0.004~0.006ppmであり、全観測局で環境基準に適合していた。
[関係資料 (大気) - 4、(大気) - 10]

□ 二酸化窒素年平均値の年度別推移



□ 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	年平均値	日平均の98%値	適合状況
伏木	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	0.004	0.009	○
本丸		0.006	0.014	○

注 適合状況は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

オ 光化学オキシダント

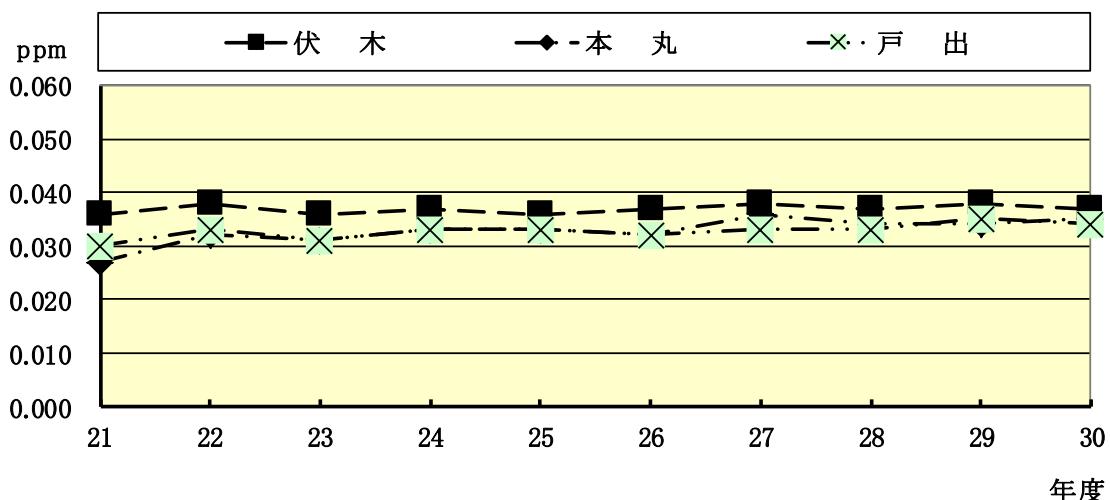
光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や炭化水素類(HC)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称であり、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。

光化学オキシダントは強い酸化力をもち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、農作物等にも被害を与える。

一般環境観測局の年平均値は、0.034~0.037ppmであり、観測中に環境基準を超える時間があった。各観測局における環境基準に適合していた時間数の割合は、総時間数の94.6~94.9%であった。大気汚染緊急時の注意報は発令されなかった。

[関係資料 (大気)-5、(大気)-11]

□ 光化学オキシダント年平均値の年度別推移



□ 光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

単位: ppm

観測局	目標 値 (環境基準)	年平均値	1時間値 の最高値	適合状況
伏木	1時間値が0.06ppm以下であること。	0.037	0.087	×
本丸		0.035	0.089	×
戸出		0.034	0.094	×

□ 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

地区	年度	52	53	平成3	7	16	19	29	30
高岡射水地区	情報1回	情報3回 注意報1回	情報1回	注意報1回	注意報2回	注意報1回	なし	なし	

(2) 大気汚染常時観測局（自動車排出ガス観測局）の測定結果

自動車排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素）の測定は、国道8号熊野町交差点付近に県が設置する自動車排出ガス観測局（平成16年までは広小路局、以降は大坪局）において実施されている。また、微小粒子状物質の測定は平成23年度より測定が開始された。

測定の各項目の年平均値は、全項目においてここ数年横ばい状況である。

□ 大坪局自動車排ガス濃度の年平均値の推移

単位：ppm

年度 項目	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一酸化炭素	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
一酸化窒素	0.033	0.026	0.022	0.018	0.016	0.015	0.011	0.010	0.008	0.008
二酸化窒素	0.020	0.024	0.024	0.024	0.022	0.022	0.020	0.019	0.017	0.017
窒素酸化物	0.054	0.051	0.046	0.042	0.039	0.037	0.030	0.029	0.026	0.025
非メタン 炭化水素	0.15	0.15	0.13	0.13	0.11	0.12	0.09	0.10	0.12	0.09
メタン	1.89	1.90	1.90	1.91	1.90	1.92	1.92	1.93	1.96	1.95
全炭化水素	2.04	2.05	2.03	2.04	2.01	2.04	2.01	2.03	2.08	2.04
浮遊粒子状物質	0.020	0.023	0.022	0.021	0.019	0.018	0.016	0.014	0.015	0.015
微小粒子状物質	—	—	16.7	18.4	17.0	16.8	15.6	14.3	12.2	12.4

注1 浮遊粒子状物質の単位はmg/m³

2 微小粒子状物質の単位はμg/m³（平成23年度より測定開始）

□ 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	年平均値	日平均の98%値	適合状況
大坪	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	0.017	0.029	○

注 適合状況は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

□ 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

単位：ppm

観測局	目標値（環境基準）	1日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続の有無	長期的評価による適（○）否（×）
大坪	10 ppm以下であること	無	○

注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法による。

2 長期的評価による適（○）とは、年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10 ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないことをいう。

□ 浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位 : mg/m³

観測局	目 標 値 (環境基準)	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	年平均値	日平均の 2%除外値	適合状況	
						短期	長期
大 坪	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	0.104	0.083	0.015	0.037	○	○

注 1 短期的評価による適合とは、1日平均値がすべての有効測定日(欠測が4時間以内であること。)で0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/m³以下をいう。

2 長期的評価による適合とは、1日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ、年間を通じ1日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連續しないことをいう。

□ 微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況

単位 : μg/m³

観測局	目 標 値 (環境基準)	日平均値 の最高値	年平均値	日平均の 98%値	適合状況	
					短期基準	長期基準
大 坪	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	48.6	12.4	28.7	○	○

注 1 測定は、β線吸収法による。

2 短期基準による適(○)とは、1日平均値の98%値が35 μg/m³以下であることをいう。

3 長期基準による適(○)とは、1年平均値が15 μg/m³以下であることをいう。

(3) 環境放射線

環境放射線は、モニタリングポストにより連続測定されている。モニタリングポストは、富山県高岡厚生センター（平成24年3月設置）のほか、県内全体で9箇所に設置されており、測定結果は、インターネットの画面で見ることができる。

平成30年度の富山県内の測定結果については、自然界の放射線のレベルの範囲内であり、異常は認められていない。環境放射線の測定結果のホームページのアドレスは、<http://atom.pref.toyama.jp/monitoring/page/radiation/radiationMap.html>である。

第2節 大気環境の保全対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染に関する特定施設は、大気汚染防止法、富山県公害防止条例及び高岡市公害防止条例に基づき規制されている。

(1) 規制対象施設

ア 高岡市公害防止条例に基づくもの

大気汚染防止法に係るばい煙発生施設・粉じん発生施設

イ 富山県公害防止条例に基づくもの

富山県公害防止条例に係る特定施設

(2) 届出状況

本市では、高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況については、次のとおりである。 [関係資料 (届出) - 1]

ア 高岡市公害防止条例に基づく届出状況

平成31年3月31日現在

区分	届出事業所数	届出施設数
ばい煙発生施設	171	444
粉じん発生施設	25	73

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

平成31年3月31日現在

区分	届出事業所数
ばい煙に係るもの	10
粉じん又は有害ガスに係るもの	727

(3) 排出基準等

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$ (q は硫黄酸化物排出量、 $H e$ は有効煙突高さ) で表示され、K値による規制が行われている。高岡市内では、旧高岡市地内で2.34 (昭和49年3月31日までに設置された施設は5.0) 、旧福岡町地内では17.5の規制値となっている。

また、重油等燃料の最大使用量が0.3kℓ／時以上に該当する工場・事業場については、県のブルースカイ計画により、一層の硫黄酸化物の削減指導が行われている。

イ ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

ウ 有害物質

有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふつ素・ふつ化水素及びふつ化けい素、鉛及びその化合物、窒素化合物）の排出基準は、発生施設の種類及び規模ごとに定められている。

なお、県においては有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふつ素・ふつ化水素及びふつ化けい素について、条例により更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

エ 粉じん

- a 一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。
- b 特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベスの濃度が規制されているほか、アスベストを含む建築物の解体等の作業について作業基準等が定められている。

(4) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあり、また発ガン性や慢性毒性を有する物質であり、その種類も多く、発生源も多様である。

各行政機関では、国の環境審議会で作成した有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のリストをもとに、その物質の有害性、大気環境濃度に関する基礎的情報の収集整理が行われている。

大気汚染防止法では、早急に排出又は飛散を抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定し、指定物質を排出又は飛散させる施設（政令で定める施設）については、指定物質抑制基準が設けられている。

さらに、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を「優先取組物質」とし、ダイオキシン類等の22物質を選定し、重点的調査の実施と事業所の自主的な排出抑制の促進に努めている。

(5) 大気汚染緊急時対策

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の4物質にかかる高濃度汚染の出現時に対応するため、県では大気汚染防止法に基づき、大規模工場の使用燃料削減等を伴う「富山県大気汚染緊急時対策要綱」を定めている。

また、微小粒子状物質については、高濃度が予想される場合等に対応するため、「富山県微小粒子状物質注意喚起実施要領」を定めている。

これらに基づき、本市では、小中学校、保育所等への緊急連絡体制を確保し、通報の迅速化を図り、被害の防止に努めている。

[関係資料 (大気) - 13]

2 工場・事業場への調査指導状況

環境調査にあわせて、発生源調査として平成30年度は13事業所に立ち入りし、特定施設及びその処理施設等の調査・指導を行った。

特に、公害防止協定締結工場に対しては、使用燃料中の硫黄分検査等を実施したところ、いずれも許容値を下回っていた。

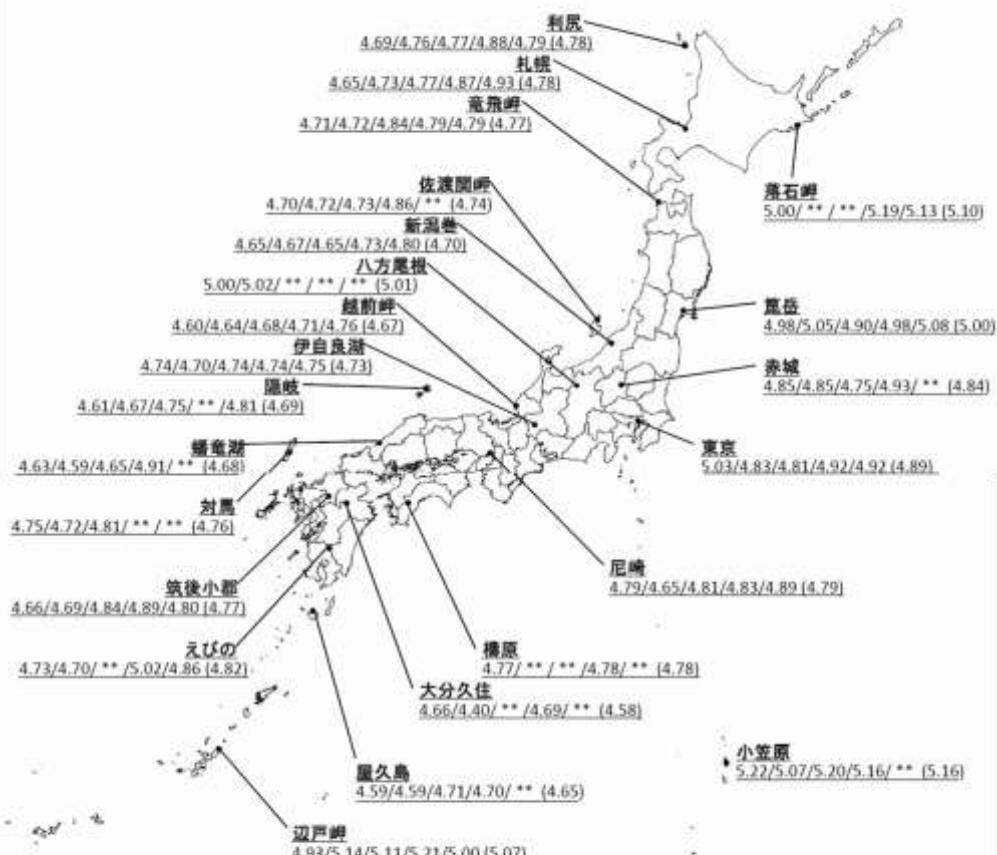
なお、近年の大気関係の苦情については、法令対象外の小規模施設に対するものが多くなっており、これらへの適切な指導に努めている。

第3節 酸性雨

酸性雨とは、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が上空で化学的に変化し、雨に溶け込んで酸性が強くなったもので、通常はpH5.6以下の雨のこととされていた。しかし、現在では、酸性の強い霧や雪（雨を含めて「湿性沈着物」という。）や、晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状（エアロゾル）あるいはガス状の酸（「乾性沈着物」という。）を併せたものとされている。

□ 全国降水のpH分布図

pH分布図(平成25年度～平成29年度)



平成25年度/平成26年度/平成27年度/平成28年度/平成29年度(5年間平均値)

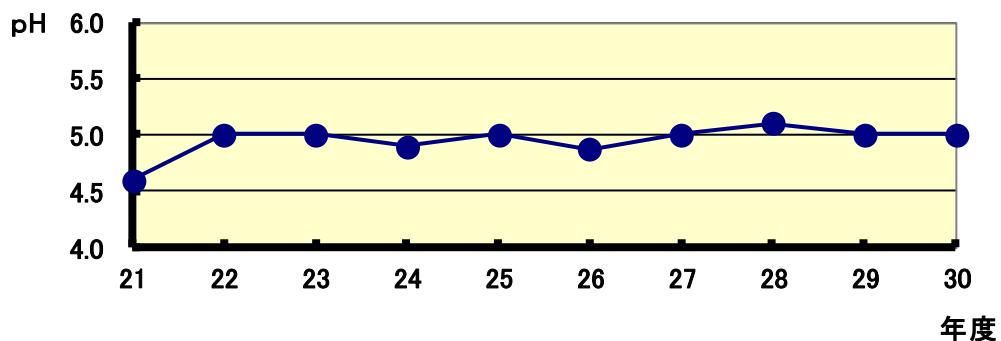
** 当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された
注：平均値は降水量加重平均により求めた

環境省の酸性雨対策調査結果(平成29年度)では、降水のpH全国平均値は4.88(4.75~5.13の範囲)となっている。わが国における酸性雨による生態系等への影響は、現時点では明らかになっていないが、一般に酸性雨による陸水、土壤、植生等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられている。

本市では、富山県や富山市と酸性雨等の対策連絡会議を組織し、情報の交換等に努めている。本市の平成30年度における降水のpH年平均値は5.0(4.3~6.6の範囲)であった。

[関係資料 (大気) - 14]

□ 高岡市における降水のpH年平均値の経年変化



測定地点：高岡市庁舎屋上

第4節 ダイオキシン類対策

1 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、ものを燃やす過程などで非意図的に発生する有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナPCBをまとめてダイオキシン類という。

無色の固体で、水にはほとんど溶けず、脂肪には溶けやすい。他の多くの化学物質とは反応しにくく安定しているが、太陽からの紫外線で徐々に分解されることが分かっている。

主な発生源は、ごみ焼却施設から大気中への排出であるが、他にも製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどの人為的な発生源のほか、森林火災、火山活動などの自然発生源からも生じるといわれている。

ダイオキシン類は、多量に摂取する場合には強い急性毒性をもつことが知られており、WHO（世界保健機構）では、ダイオキシン類の中で2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）を発がん性物質に分類している。

なお、ダイオキシン類の濃度は、最も強い毒性を示す2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性強さを換算した毒性等量（TEQ）で表される。

2 ダイオキシン類の汚染状況と対策

(1) ダイオキシン類の規制

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気や水質の環境基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壤に対する対策を定めている。これらの取り組みの結果、平成15年度には、我が国のダイオキシン類汚染の削減目標（ダイオキシン類の排出総量を平成9年度から95%削減する）が達成され、その後さらに削減が進んでいる。

(2) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類による汚染状況を調べるために、本市では平成10年度から大気環境中のダイオキシン類濃度調査を行っている。市内の伏木地区、中川地区、戸出地区の3か所で、年2回の測定を行った。その結果、年平均値は0.010～0.017pg-TEQ/m³であり、いずれの地区においても環境基準に適合していた。

[関係資料 (大気) -16、(大気) -17]

□ 大気環境中ダイオキシン類調査結果

単位：pg-TEQ/m³

平成30年度	測定値	平均値	環境基準
伏木地区	0.0096～0.011	0.010	0.6 以下
中川地区	0.013～0.020	0.017	
戸出地区	0.0092～0.013	0.011	

第2章 水 環 境

第1節 現 況

水は、生活用水として毎日の暮らしに必要不可欠であるばかりでなく、工業、農業などの産業活動にもなくてはならないものである。

昭和40年～50年代の産業の発展や近年の生活様式の高度化等により、著しい水質汚濁をもたらした。

このため、工場・事業場からの排水については水質汚濁防止法等で規制するとともに、生活排水については、下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及を図ることにより、主要河川の水質は逐次改善されてきた。

地下水の水質については、平成3年度から有害物質について計画的に水質測定を実施している。トリクロロエチレン等の有害物質による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法等により、使用事業場に対し、地下浸透の防止など適正管理に努めるよう指導を行っている。

また、ダイオキシン類については、河川及び地下水の水質調査を実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる特定施設を設置している事業所は、ダイオキシン類の測定及び県知事への報告が義務付けられている。

1 河川の汚濁状況

河川水質の汚濁状況を把握するため、生活環境項目について、庄川水系、小矢部川水系11河川、18地点で調査を行っている。

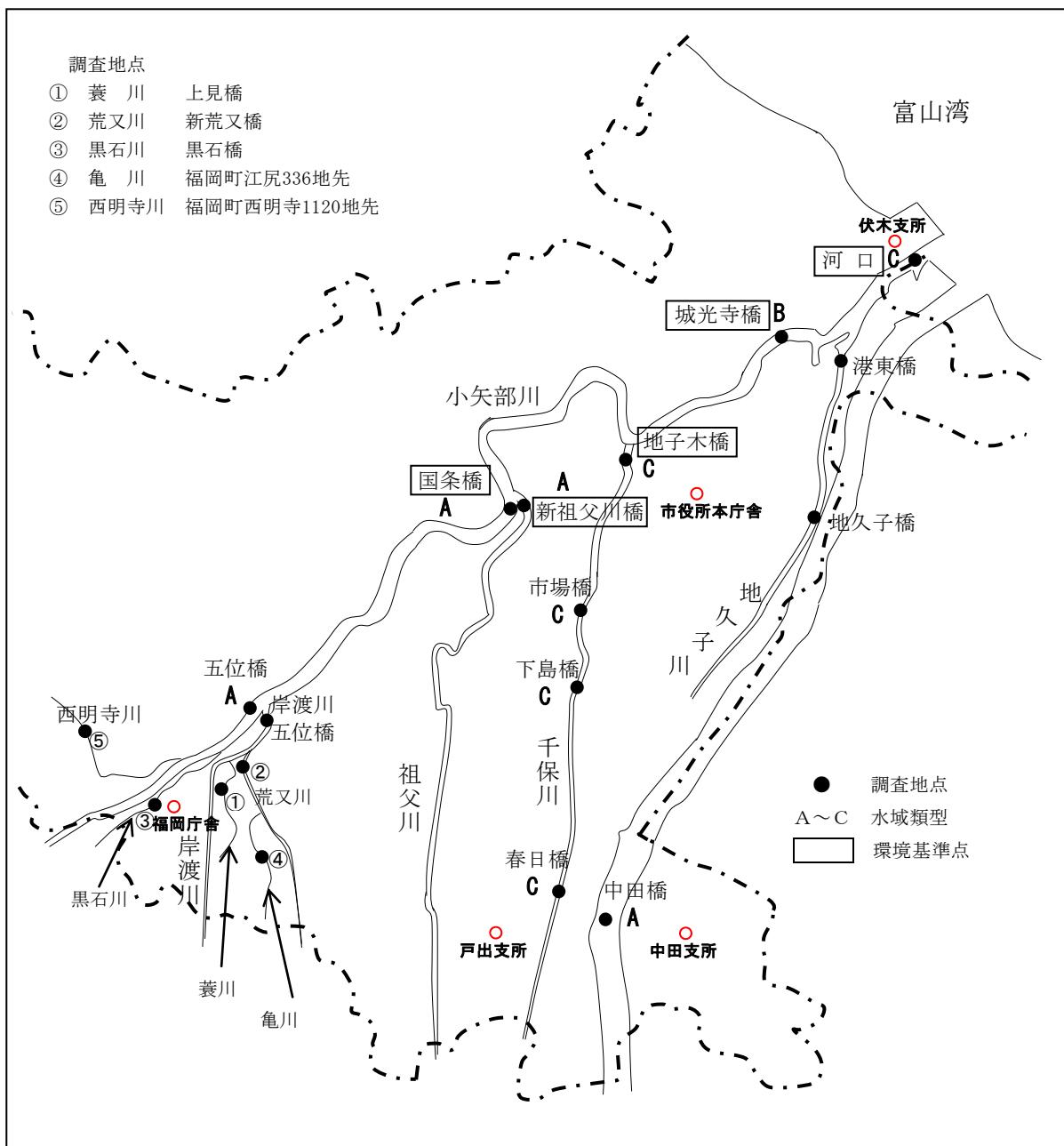
河川の汚濁指標であるBODは、いずれの地点においても環境基準に適合しており、庄川・小矢部川等の主要河川における水質は維持されている。

人の健康に関する項目であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンについては、6河川7地点で年4回の調査を実施した。その結果、いずれの地点においても検出されなかった。

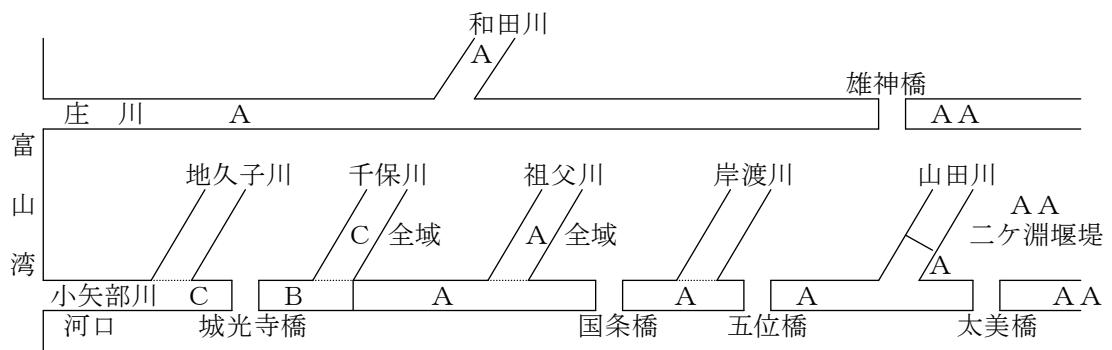
全窒素、全りんについては11河川12地点において年4回の測定を行った。現在、本市の河川における全窒素、全りんを評価する基準はないが、一般的には人為的汚濁源の多い河川で数値が高く、調査結果についても有機汚濁とほぼ類似した傾向を示している。

[関係資料 (水質) - 1 ~ (水質) - 7]

□ 河川環境の調査地点図



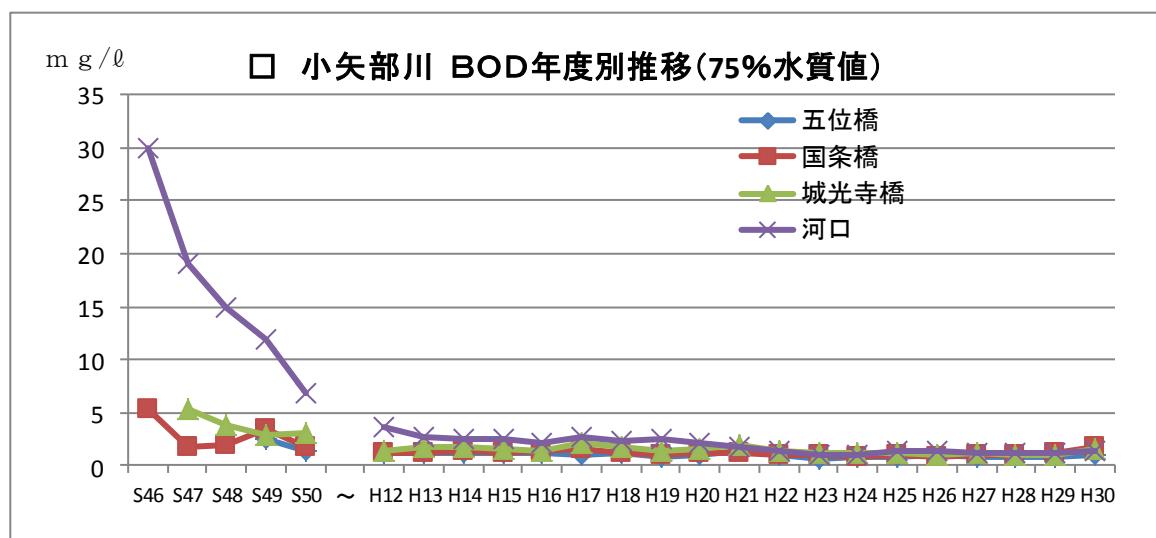
□ 庄川、小矢部川類型指定の模式図

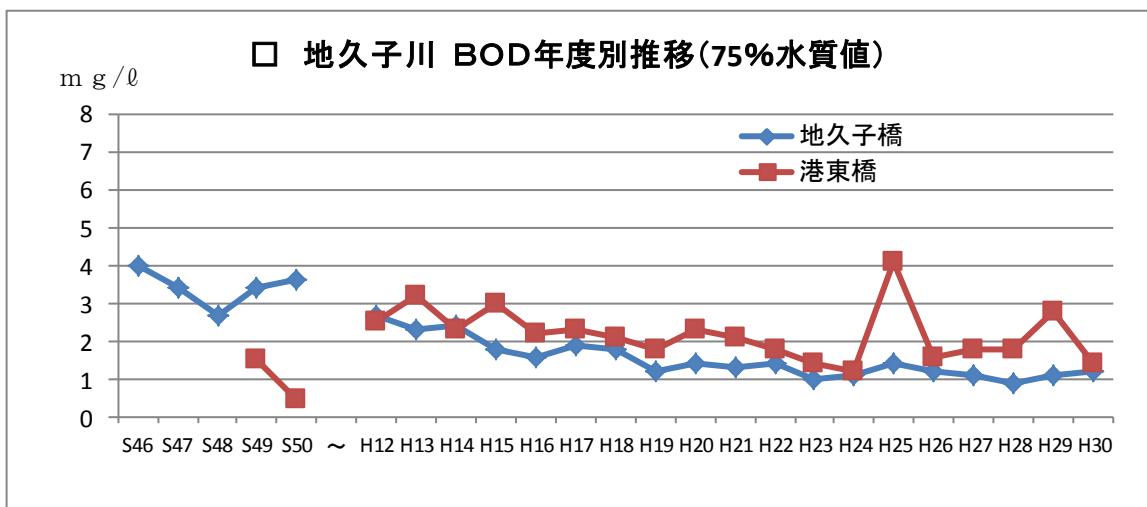
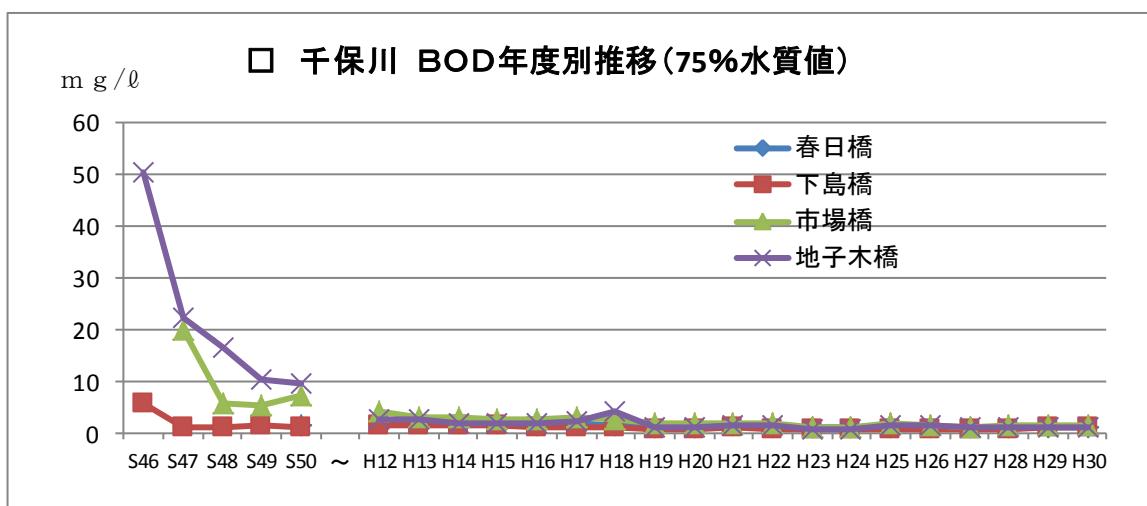
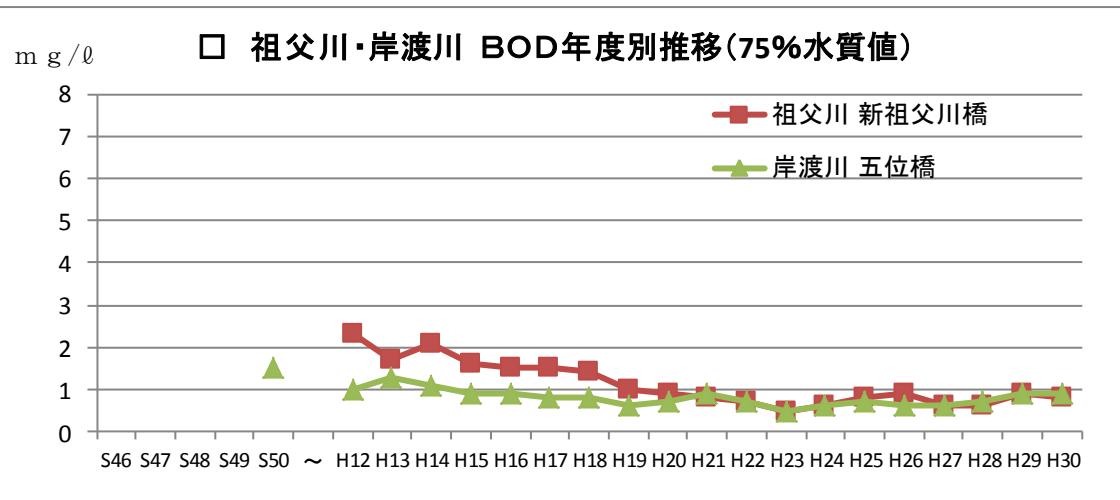


□ 各調査地点におけるBOD環境基準適合状況

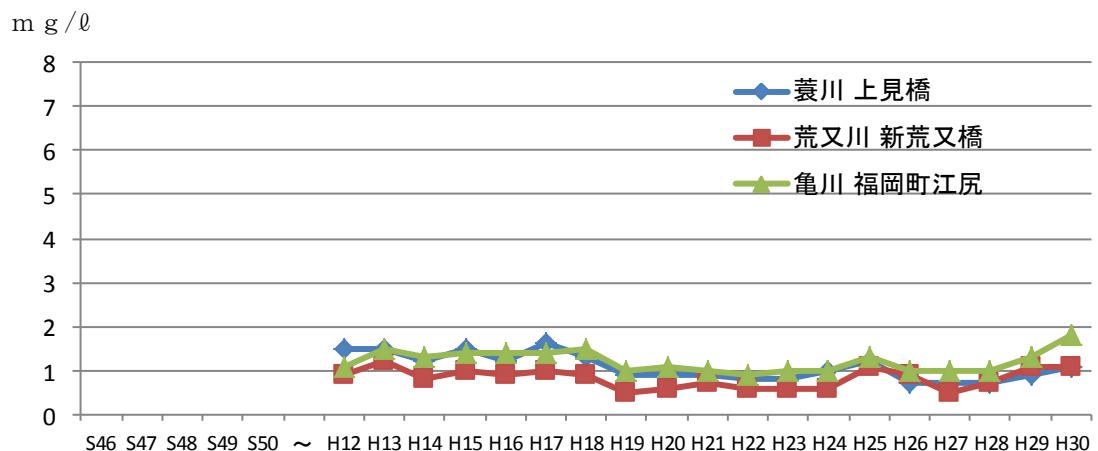
水 域	河川名	調査地点	類 型	BOD(mg/ℓ)	適 否	調査機関
小矢部川	小矢部川	五 位 橋	A	1.1	○	市
		国 条 橋		1.8	○	国
		城 光 寺 橋	B	1.6	○	国
		河 口	C	1.5	○	国
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	A	0.8	○	県・市
	岸 渡 川	岸 渡 川 五 位 橋	—	0.9	—	市
	千 保 川	春 日 橋	C	1.2	○	市
		下 島 橋		1.1	○	市
		市 場 橋		1.6	○	市
		地 子 木 橋		1.1	○	県・市
	地 久 子 川	地 久 子 橋	—	1.2	—	市
		港 東 橋		1.4		市
蓑 川	上 見 橋	—	—	1.1	—	市
荒 又 川	新 荒 又 橋	—	—	1.1	—	市
黒 石 川	黒 石 橋	—	—	1.3	—	市
亀 川	福岡町江尻336地先	—	—	1.8	—	市
西 明 寺 川	福岡町西明寺1120地先	—	—	1.1	—	市
庄 川	庄 川 中 田 橋	A	0.5未満	○	市	

注 BODの数値は75%水質値である。「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）の値である。

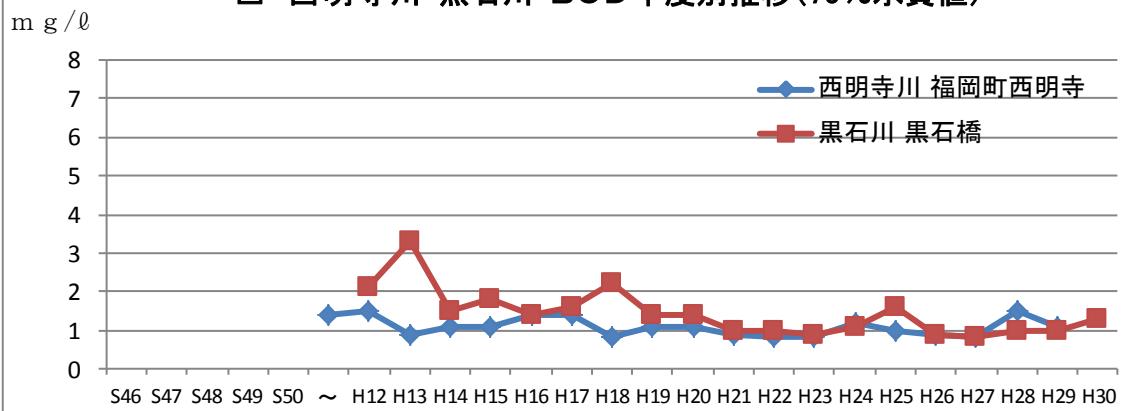




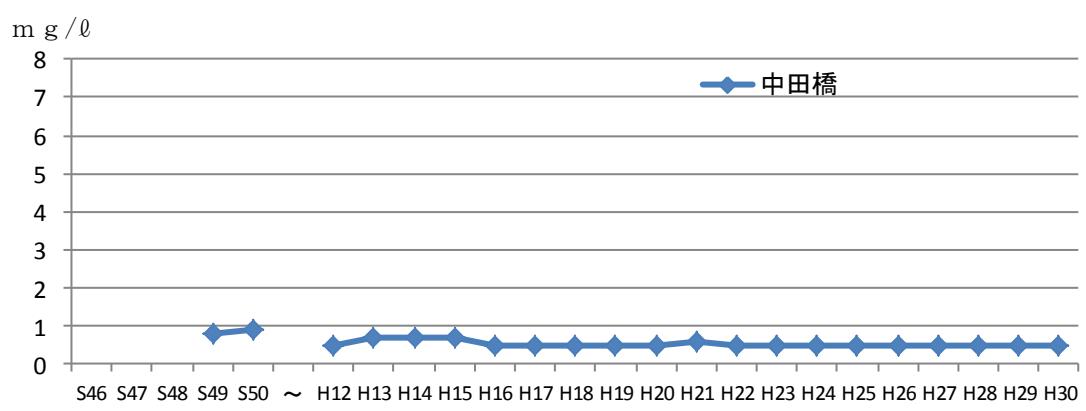
□ 蓼川・荒又川・亀川 BOD年度別推移(75%水質値)



□ 西明寺川・黒石川 BOD年度別推移(75%水質値)



□ 庄川 BOD年度別推移(75%水質値)



□ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				調査地点
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	[小]五位橋 [小]国条橋 [小]新祖父川橋 [庄]中田橋
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	[小]城光寺橋
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	[小]春日橋 [小]下島橋 [小]市場橋 [小]地子木橋 [小]河口
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0～8.5	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	

注1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度は6.0以上7.5以下、溶存酸素量は5mg/L以上とする。

3 [小]とは小矢部川水域、[庄]とは庄川水域である。

2 地下水の汚染状況

(1) 環境監視調査

県では、地下水の水質測定計画に基づき、カドミウム、全シアンなどの有害物質27項目を調査している。県内平野部全域を調査区域として、県東部地域では平成2年度から、本市を含む県西部地域では、平成3年度から継続して調査を実施している。

平成30年度は、本市域において県が8か所で調査を実施したほか、本市では、より詳細に把握するため、さらに26か所について調査を実施した。(2kmメッシュに1地点)

その結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

[関係資料 (水質) - 8]

(2) 汚染井戸調査

過去の調査で汚染が明らかになった地域で、汚染の推移を把握するため県と連携して定期モニタリング調査を実施している。

平成8年にテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出地内について継続調査を実施した結果、すべての地点において環境基準に適合していた。

□ 定期モニタリング調査（汚染井戸調査）結果

単位: mg/l

調査地域	調査項目	調査地点数	測定結果	地下水環境基準超過地点数	地下水環境基準	定量限界
戸出町	テトラクロロエチレン	6	ND～0.0043	0	0.01	0.0005

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満である。

3 ダイオキシン類の環境調査

河川及び地下水のダイオキシン類濃度を把握するため、河川水2地点、地下水2地点で調査を実施した。

その結果、河川水及び地下水については、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

□ ダイオキシン類の環境調査

単位: pg-TEQ/l

実施主体	調査地点		測定値	環境基準
市	河川水	祖父川 新祖父川橋	0.12	1
		千保川 地子木橋	0.088	
市	地下水	滝	0.043	1
		伏木矢田	0.043	

第2節 水環境の保全対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁に関する特定施設は、水質汚濁防止法、富山県公害防止条例並びに高岡市公害防止条例に基づき規制されている。

(1) 規制対象施設

ア 高岡市公害防止条例に基づくもの

水質汚濁防止法に係る特定施設

イ 富山県公害防止条例に基づくもの

富山県公害防止条例に係る特定施設

(2) 規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

(3) 規制水域

市内全公共用水域及び地下水域

(4) 規制対象物質及び項目

ア 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀及び他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサンの28項目

イ 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、大腸菌群数、窒素、燐の15項目

(5) 排水基準等

水質汚濁防止法の規定に基づき、県は小矢部川水域及び庄川水域等について、上乗せ排水基準を設定している。

また、富山県公害防止条例に係る特定施設についても、排水基準を設定している。有害物質が検出される汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

(6) 届出状況

本市では、高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況については、次のとおりである。 [関係資料（届出）－2]

ア 高岡市公害防止条例に基づく届出状況

平成31年3月31日現在

区分	届出事業所数	届出施設数
高岡市公害防止条例に係るもの	311	1,728

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

平成31年3月31日現在

区分	届出事業所数
富山県公害防止条例に係るもの	93

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 法令等に基づく調査指導状況

高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく規制工場・事業場を対象にして、排水基準の適合状況及び排水処理施設の維持管理状況等について立入調査を実施し、指導を行った。

立入調査件数等は、66か所の工場・事業場について、採水・調査を142回実施した。また、排水処理施設等の維持管理についても指導を行った。

□ 業種別採水及び調査延べ件数

区分	工場・事業場	採水・調査件数
協定工場	14	56
鉄鋼・アルミニウム	5	8
メッキ・皮膜	11	20
食 品	10	20
窯業・その他の業種	26	38
合 計	66	142

(2) ゴルフ場周辺水質調査

ア 調査概要

ゴルフ場の農薬汚染の実態を把握するため、本市の公共用水域に影響を及ぼすと考えられるゴルフ場2か所において農薬についての調査を実施した。

イ 調査結果

ゴルフ場の水質については、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱(最新改正平成10年)」に基づき、管理されていた。

□ ゴルフ場周辺水域の農薬調査結果

年度 項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
殺虫剤 ^{※1}	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下
殺菌剤 ^{※2}	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下
除草剤 ^{※3}	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下	県の指導値以下

※1 (農薬名) アセフェート、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、トリクロロホン (DEP) 、
ピリダフェンチオン、フェニトロチオン (MEP) 、ダイアノジン

※2 (農薬名) イソプロチオラン、イプロジオン、エトリジアゾール (エクロメゾール) 、メタラキシル、
オキシン銅 (有機銅) 、キャプタン、クロロタロニル (TPN) 、クロロネブ、メプロニル、
チウラム (チラム) 、トルクロホスマチル、フルトラニル、ベンシクロン

※3 (農薬名) アシュラム、ジチオビル、シマジン (CAT) 、テルブカルブ (MBPMC) 、トリクロビル、
ナプロパミド、ピリブチカルブ、ブタミホス、プロピザミド、ベンスリド (SAP) 、
ベンフルラリン (ベスロジン) 、ペンドイメタリン、メコプロップ (MCPP) 、メチルダイムロン

3 淨化槽対策

浄化槽はし尿と雑排水を処理する個別分散型の汚水処理施設であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として整備が進められている。一方、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は平成12年の浄化槽法改正により、平成13年以降の新設が禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存している。本市では、合併処理浄化槽への転換を推進するため、浄化槽管理者への立入調査や合併処理浄化槽の設置補助を実施している。

(1) 浄化槽の設置状況

浄化槽の設置状況は平成30年度末時点でのとおりであった。

本市では、浄化槽設置補助の実施等により、合併処理浄化槽への転換を推進しており、合併処理浄化槽の比率は増加傾向にある。

	30年度の 設置基数	比率の推移			
		30年度	29年度	28年度	19年度
全設置基数	5,950基	100%	100%	100%	100%
うち合併処理浄化槽	1,607基	27.0%	26.7%	24.8%	17.8%
うち単独処理浄化槽	4,343基	73.0%	73.3%	75.2%	82.2%

(2) 浄化槽管理者への調査、指導状況

浄化槽法に基づき、浄化槽の維持管理状況等について調査・指導を行った。

立入検査数	指導件数
28	0

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、指定した地域において、住宅等に処理対象50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする人に対して、補助金の交付を行っている。

平成30年度までの利用件数は1,167件となっており、補助金総額は662,111千円である。

年 度	補助基数	補助額(千円)
昭和63～平成26年度	1,136	649,717
平成27年度	11	4,464
平成28年度	8	3,172
平成29年度	6	2,290
平成30年度	6	2,468
合 計	1,167	662,111

□ 補助交付制度の概要

条件	内 容
設置される施設	主として居住の用に供する住宅
大きさ	処理対象人員50人以下のもの
性 能	BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下機能を有するもの等
補助対象地域	次に掲げる地域を除く地域とする。 ・下水道計画に基づいて事業が実施され、又は実施が予定されている処理区域 ・農業集落排水事業が実施され、又は実施が予定されている地域 ・地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備事業が実施され、又は実施が予定されている地域
申請方法	工事に着手する前に、市に事前協議の上、申請すること

□ 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い



○家庭などに設置するもので、水洗トイレや台所、お風呂、洗濯などからの排水をきれいにして河川等に放流します。下水道と同等以上のきれいな水にして放流します。

単独処理浄化槽



- 家庭などに設置するもので、水洗トイレからの汚水だけを処理して河川等に放流します。放流水は合併処理浄化槽よりも汚く、台所や洗濯などの生活雑排水はそのまま放流されるため河川等を汚染しています。
- 平成13年から設置が禁止されました。

出典：（公益社団法人）富山県浄化槽協会

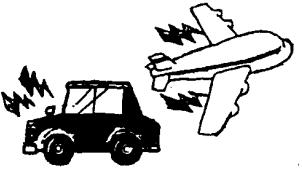
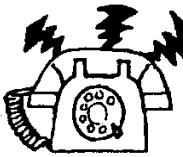
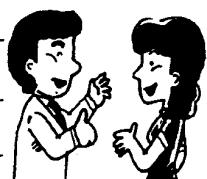
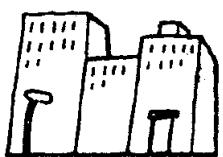
第3章 騒音

第1節 現況

一般に騒音とは、「さわがしい音」あるいは「好ましくない音・望ましくない音」を総称したものとされている。

各種公害の中でも日常生活に最も関係深い問題であり、その判断は個人の主観的要素や感情的な問題（音の性状、周囲の環境、個人の性格、年齢、好み、健康状態あるいは馴れなど）により左右され、その内容・程度の受け止め方が違ってくる。

□ 騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジンの近く 自動車の警笛（前方 2 m） リベット打ち	
110 デシベル	電車が通る時のガード下 大声による独唱	
100 デシベル	騒々しい工場の中 地下鉄の車内	
90 デシベル	電話のベル	
80 デシベル	騒々しい事務所の中 静かな乗用車の中	
70 デシベル	普通の会話	
60 デシベル	静かな事務所 市内の深夜	
50 デシベル	図書館 郊外の深夜	
40 デシベル	ささやき声	
30 デシベル	木の葉のふれ合う音	
20 デシベル	置時計の秒針の音（前方 1 m）	

騒音を発生源別にみると、工場や建設現場からの騒音、自動車の走行に伴う自動車交通騒音、生活に密接な関係のある近隣騒音に大別される。

近年、工場や建設現場からの騒音や自動車交通騒音の他に近隣騒音も苦情の対象となってきており、いずれも発生源が住居と近接している場合に問題を生じやすい。

近隣騒音としては、家庭用のクーラー、ボイラーの燃焼音、冷暖房用のクーリングタワー、冷凍機音、飲食店等のカラオケ、拡声器音などがあり、これらの対策としては、行政指導のみでは限界があり、市民一人ひとりの自覚が強く求められる。

本市では騒音規制法等に基づき、工場等に対し調査指導を実施するとともに、環境騒音の実態を把握するための調査を行っている。

また、自動車交通騒音については、自動車走行台数の多い地点等で調査を実施しているが、自動車の走行に由来する騒音であり、本市のみでは解決策は見いだし難く、自動車そのものの音源対策や主要道路の構造改善、さらには交通量の緩和など国、県の総合的施策による対応が必要とされる。

とやまの音風景



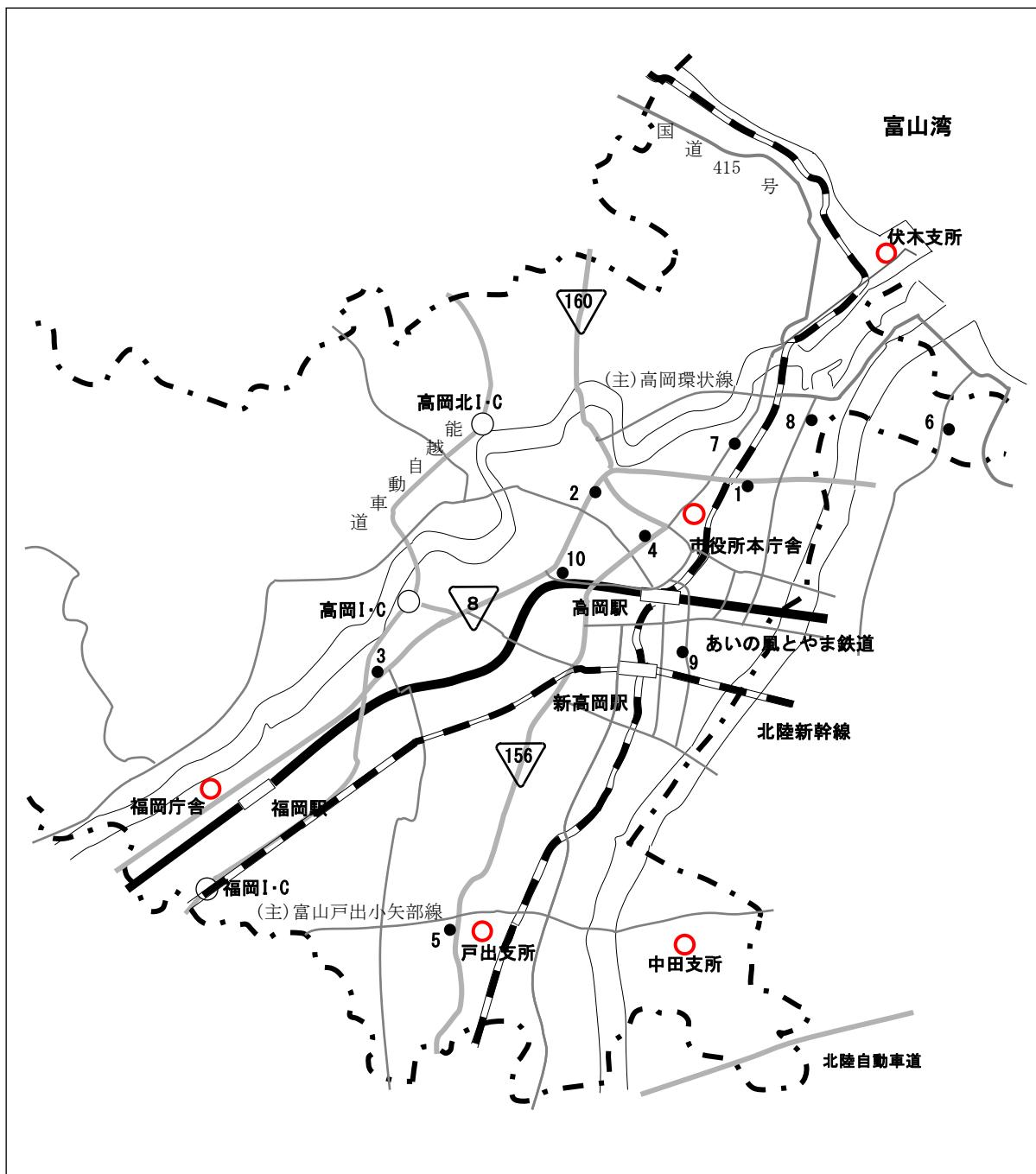
高岡古城公園の野鳥と虫の声

1 自動車交通騒音（地点評価）

(1) 測定・評価体制

「騒音に係る環境基準」の設定されている道路に面する地域10地点について、自動車交通騒音の等価騒音レベルの測定を行い、地点評価を実施した。

□ 自動車騒音地点評価地点



●：道路に面する地域の測定点 (10地点)

(2) 騒音測定・評価結果

自動車交通騒音（地点評価）では、B類型（主として住居用に供される地域）1地点、特例（幹線交通を担う道路に近接する空間）9地点、合計10地点で等価騒音レベルの測定を行った。

測定の結果、9地点で全ての時間帯で環境基準に適合、1地点でいずれかの時間帯で環境基準に適合していた。

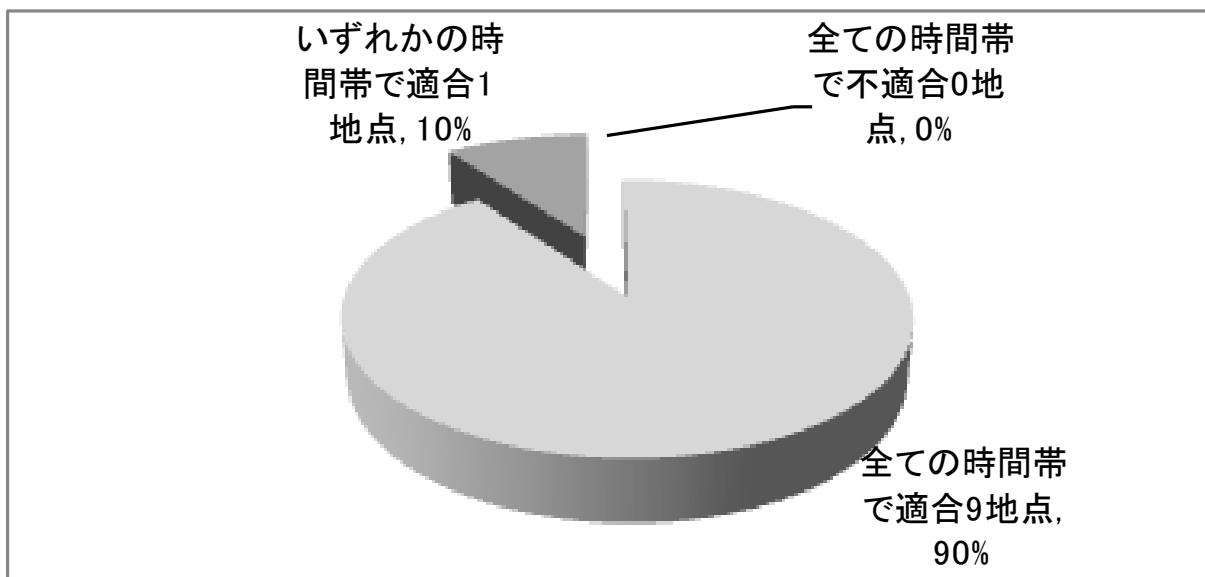
[関係資料（騒音）-1, 3]

□ 環境基準の適合状況（道路に面する地域）

単位：デシベル(A)

類型	地点	測定場所	測定値		基準適合	
			昼	夜	昼	夜
特例	1	能町南一丁目	69	64	○	○
	2	本郷一丁目	68	65	○	○
	3	上渡	69	67	○	×
	4	丸の内	66	61	○	○
	5	戸出町四丁目	67	61	○	○
	6	中曾根	68	60	○	○
	7	荻布	68	60	○	○
	8	能町	68	60	○	○
	9	赤祖父	68	60	○	○
B	10	羽広二丁目	64	57	○	○

□ 環境基準の適合状況（道路に面する地域）10地点



□ 騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル(A)

類型		地域の区分		昼間	夜間
道路に面しない地域	A	専ら住居の用に供される地域 主として住居の用に供される地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時
	B			55以下	45以下
	C			60以下	50以下
道路に面する地域	A	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B	主として住居の用に供される地域		65以下	60以下
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

注1 地域の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、

第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、 準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、 商業地域、 準工業地域、 工業地域

2 ()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 自動車交通騒音（面的評価）

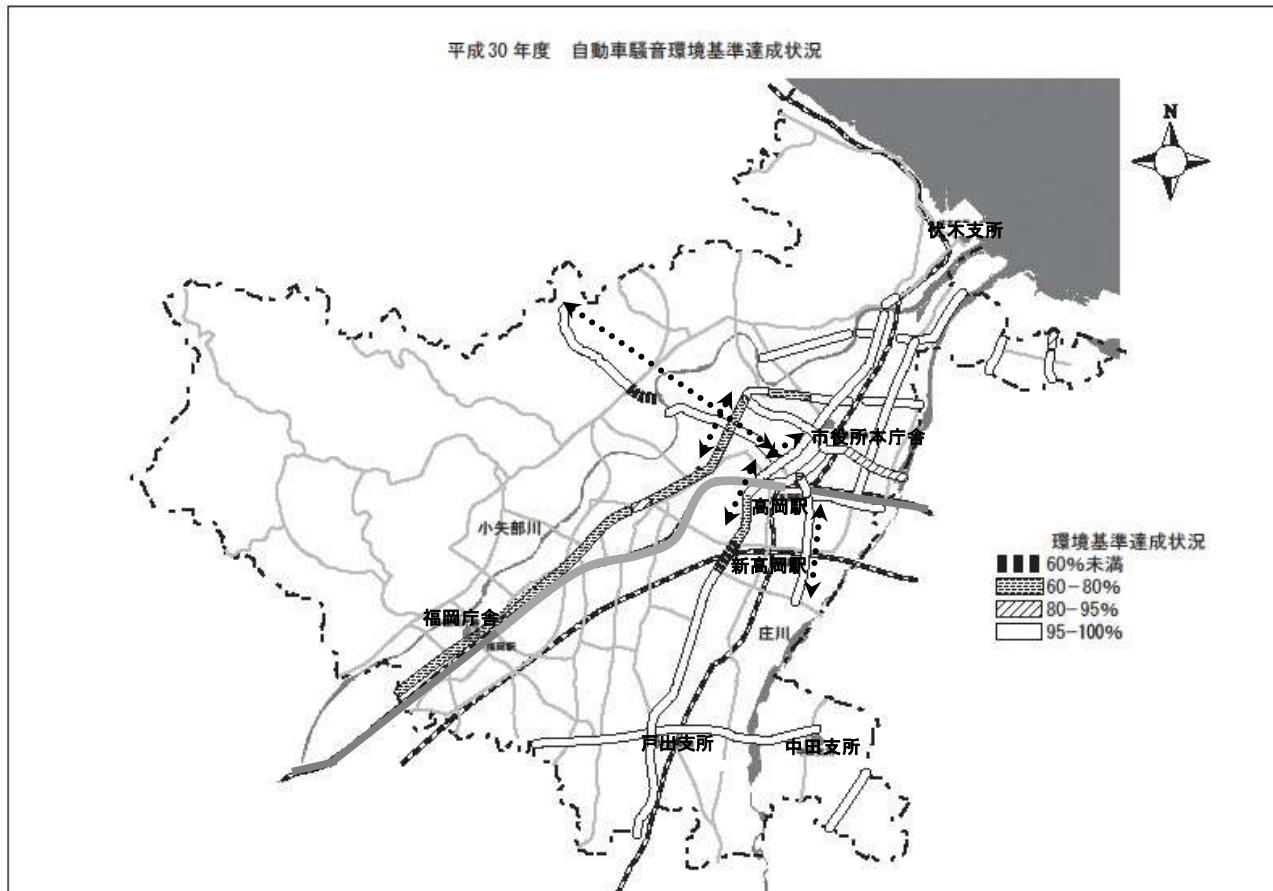
（1）測定・評価体制

自動車騒音の面的評価は自動車交通騒音の影響の大きい道路に面する地域で騒音に係る環境基準に基づき、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものである。

具体的には道路に面する地域（道路端から50メートルの地域）内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を達成する割合および達成する戸数を把握し、評価するものである。

本調査は全国的な調査として行われており、県の調査を継続し、平成24年度より本市が自動車騒音の状況を調査し、現状を把握・公表しているところである。

□ 自動車騒音面的評価区間



注) 図中の矢印（◀・▶）は平成30年度の評価区間を示す

(2) 騒音測定・評価結果

平成30年度に測定した区間における自動車騒音面的評価については、環境基準を昼夜ともに達成したのは2,103戸中2,038戸（96.9%）であった。また、評価区間全体では環境基準を昼夜ともに達成したのは7,211戸中6,792戸（94.2%）であった。（参考：平成29年度環境基準達成率 92.7%）

[関係資料（騒音）－4]

□ 自動車交通騒音の環境基準達成戸数（平成30年度の測定区間）

評価道路	評価戸数 (戸)	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
一般国道8号 (四屋～美幸町)	34	25	73.5	3	8.8	0	0	6	17.6
一般国道156号 (清水町～片原町)	428	428	100	0	0	0	0	0	0
一般国道156号 (片原町～本丸町)	257	257	100	0	0	0	0	0	0
主要地方道高岡小杉線 (末広町～二塚)	446	445	99.8	0	0	0	0	1	0.2
主要地方道高岡氷見線 (片原横町～頭川)	938	883	94.1	0	0	55	5.9	0	0
平成30年度全体	2,103	2,038	96.9	3	0.1	55	2.6	7	0.3

□ 自動車交通騒音の環境基準達成戸数（評価区間全体）

評価道路	評価戸数 (戸)	昼・夜共に達成戸数		昼間のみ達成戸数		夜間のみ達成戸数		昼・夜共に超過戸数	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
高速自動車国道	18	18	100	0	0	0	0	0	0
一般国道	3,108	2,768	89.1	132	4.2	45	1.4	163	5.2
県道	4,085	4,006	98.1	0	0	78	1.9	1	0
全体	7,211	6,792	94.2	132	1.8	123	1.7	164	2.3

注 環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものであり、平成23年度までは県が実施。

□ 騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル(A)

類型		地域の区分		昼間	夜間
道路に面しない地域	A	専ら住居の用に供される地域 主として住居の用に供される地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時
	B			55以下	45以下
	C			55以下	45以下
道路に面する地域	A	専ら住居の用に供される地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B	主として住居の用に供される地域		65以下	60以下
	C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
	特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

注1 地域の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第1・2種低層住居専用地域、

第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域

○主として住居の用に供される地域

：第1・2種住居地域、 準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、 商業地域、 準工業地域、 工業地域

2 ()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

3 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

3 自動車交通騒音（要請限度）

(1) 測定・評価体制

自動車交通騒音について、道路近傍の10地点で騒音規制法に定める自動車交通騒音の要請限度に適合しているかを調査した。

このうち、国道8号沿の3地点（能町、本郷一丁目、上渡）については3日間、他の7地点については各々連続24時間の等価騒音レベルの測定を実施している。

[関係資料（騒音）-1, 3]

(2) 測定結果

いずれの地点においても、自動車交通騒音の要請限度以下であった。

□ 自動車交通騒音の要請限度の適合状況

単位：デシベル(A)

類型	No.	路線名	測定場所	測定値		限度適合	
				昼	夜	昼	夜
特例	1	国道8号	能町南一丁目	69	64	○	○
	2	国道8号	本郷一丁目	68	65	○	○
	3	国道8号	上渡	69	67	○	○
	4	国道156号	丸の内	66	61	○	○
	5	国道156号	戸出町四丁目	67	61	○	○
	6	主要地方道新湊庄川線	中曾根	68	60	○	○
	7	主要地方道伏木港線	荻布	68	60	○	○
	8	主要地方道高岡環状線	能町	68	60	○	○
	9	主要地方道高岡小杉線	赤祖父	68	60	○	○
	b	市道羽広二丁目南幸町線	羽広二丁目	64	57	○	○

□ 公安委員会等に対する要請限度

単位：デシベル(A)

要請 類型	区域の区分	車線の区分	昼間	夜間
			午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日午前6時
a	専ら住居の用に供される地域	1 車線の道路	65以下	55以下
		2 車線以上の道路	70以下	65以下
b	主として住居の用に供される地域	1 車線の道路	65以下	55以下
		2 車線以上の道路	75以下	70以下
c	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路	75以下	70以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域	—	75以下	70以下

- 注1 地域の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域のうち
- 専ら住居の用に供される地域
 - ：第1・2種低層住居専用地域、
第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域
 - 主として住居の用に供される地域
 - ：第1・2種住居地域、 準住居地域
 - 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 - ：近隣商業、 商業地域、 準工業地域、 工業地域、 その他の指定地域
工業専用地域（境界から50m内の範囲）
- 2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速道路、一般国道、県道、市道（4車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2車線以下の道路 15mの範囲
 - ・2車線を超える道路 20mの範囲

4 新幹線鉄道騒音

(1) 騒音測定・評価結果

新幹線鉄道騒音について、環境基準等の達成状況を把握し、今後の対策の基礎とするため、下記の騒音測定を実施した。

[関係資料（騒音）－2]

□県内の新幹線鉄道騒音の調査結果の概要

地域類型	主な用途	基 準 値	平成30年度調査地点数	環境基準超過地点数
I	住居地域など	70デシベル以下 (騒々しい街頭と同程度)	全県 11	4
			うち高岡市内 1	0
II	商業地域など	75デシベル以下 (電車の車内と同程度)	全県 2	0
計			全県 13	4
			うち高岡市内 1	0

(注) 1 測定は上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、その騒音のピークレベルを読みとる。

2 環境基準は、午前6時から午後12時までの間に、適用するものとする。

(2) 対応状況

環境基準達成のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等及び西日本旅客鉄道株式会社への音源対策の要請とともに県、沿線市町村、西日本旅客鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の関係者により構成した北陸新幹線環境基準連絡会議を継続して開催し、情報共有・意見交換を実施している。

第2節 騒音防止対策

1 法律・条例に基づく規制

(1) 騒音規制法に基づく規制

ア 規制地域

本市内のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び高岡市長が指定した区域

イ 規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音、自動車交通騒音

ウ 規制対象施設・作業

(7) 工場騒音

金属加工機械、空気圧縮機等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設）

(4) 特定建設作業騒音

くい打機やさく岩機を使用する作業等（騒音規制法施行令別表第2に定める作業）

エ 規制基準

(7) 工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 騒音規制法特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

区域	適用地域			一般の地域			第1,2種に隣接			学校等の周辺		
	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜
第1種区域	45	40	40	同 左			同 左					
第2種区域	55	45	40	同 左			50	40	40			
第3種区域	65	60	50	同 左			60	55	45			
第4種区域	70	65	63	65	60	55	65	60	58			

注1 区域の区分

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域

第2種区域：第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、他の指定地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域（境界から50m内の範囲）

2 時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00 朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

(イ) 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

□ 特定建設作業（騒音）に関する規制

作業の種類	騒音の大きさ	規制基準					
		作業できない時間		1日の作業時間		同一場所の作業時間	日曜休日の作業
		第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
1 くい打機、くい抜き機を使用する作業等	85デシベル(A)を超えないこと	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	禁止
2 びよう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機を使用する作業							
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業							
6 バックホウを使用する作業							
7 トラクターショベルを使用する作業							
8 ブルドーザーを使用する作業							

注 区域の区分

第一号区域：特定工場等の騒音に係る規制基準の第1種～第3種区域の全域並びに第4種区域
で学校、保育所、病院、図書館等の敷地の周囲80m以内の区域

第二号区域：第一号区域以外の規制地域

(ウ) 自動車交通騒音

騒音規制法に基づく指定地域内には、自動車交通騒音の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べることができる。

(2) 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、同法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県内全域にわたっている。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 富山県条例特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

区域	適用地域等			一般の地域			第1, 2種に隣接			学校等の周辺		
	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜	昼	朝夕	夜
第1種区域	45	40	40	同 左			同 左			同 左		
第2種区域	55	45	40	同 左			50	40	40	同 左		
第3種区域	65	60	50	同 左			60	55	45	同 左		
第4種区域	70	65	63	65	60	55	65	60	58	同 左		
その他の地域	60	55	50	同 左			同 左			同 左		

注 1 区域の区分

- ・都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び県知事が指定した区域のうち
第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域：第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域
第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域：工業地域、工業専用地域（境界から50m内の範囲）
その他の地域：上記以外の全ての地域

2 時間の区分

- 昼：午前8:00～午後7:00 朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00
夜：午後10:00～翌日午前6:00

(3) 届出状況

本市では、騒音規制法及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。 [関係資料（届出）-3, 5]

ア 騒音規制法に基づく届出状況

平成31年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
騒音規制法に係るもの	461	3,432

イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

平成31年3月31日現在

区分	届出事業所数
富山県公害防止条例に係るもの	446

□ 特定建設作業の実施届出状況（騒音規制法）

作業の種類	法令に基づく届出件数
1 くい打機を使用する作業	3
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	22
4 空気圧縮機を使用する作業	0
5 コンクリートプラント又はアスファルト プラントを設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	0
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
計	25

注 届出件数は平成30年度中の届出件数である。

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 工場騒音

工場騒音に関する問題としては、工場と住居が混在していること、特に中小規模の工場については敷地が狭いえ、建物構造も簡易であるなど問題点が多い。

これらの問題を抱える事業所等に対しては、建物構造の改善、低騒音型機械への更新、作業時間の変更、作業場の移転等の指導を行うとともに、資金的な面では、富山県中小企業環境施設整備資金融資の斡旋をしている。

(2) 建設騒音

騒音規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、作業開始日の7日前までに届け出を義務づけている。本市では届け出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底および低騒音工法の採用等の指導に努めている。

(3) 自動車交通騒音

国道8号の道路路盤整備に伴い、現在、騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度を超過する地点はないが、今後とも引き続き騒音レベルの実態把握に努めることとしている。

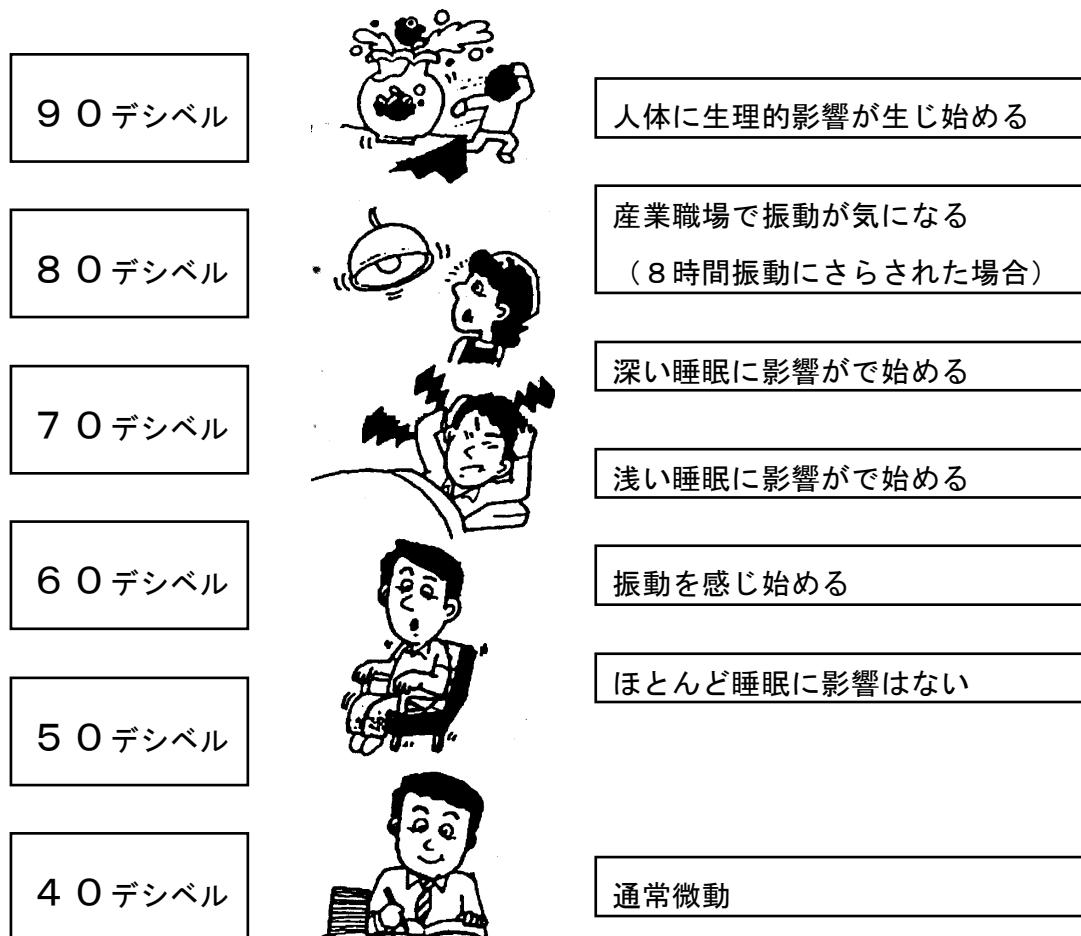
第4章 振動

第1節 現況

一般に振動公害とは、振動源である工場、自動車等から地盤振動が発生し、この振動が地表あるいは地中を波動として伝わり、それが建屋を振動し、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸・障子等がガタガタ鳴るため振動を間接的に感じることにより心理的・感覚的被害を生じさせるものである。また、特に振動が大きい場合には、壁・タイルのひび割れ、立て付けの狂い等の物的被害もみられる。

したがって、振動公害は、騒音公害の場合と同様、主観的な性格を持っている。また、騒音公害と併せて発生する場合が多く、騒音とは切り離せない関係にある。

□ 振動レベルの例



1 道路交通振動

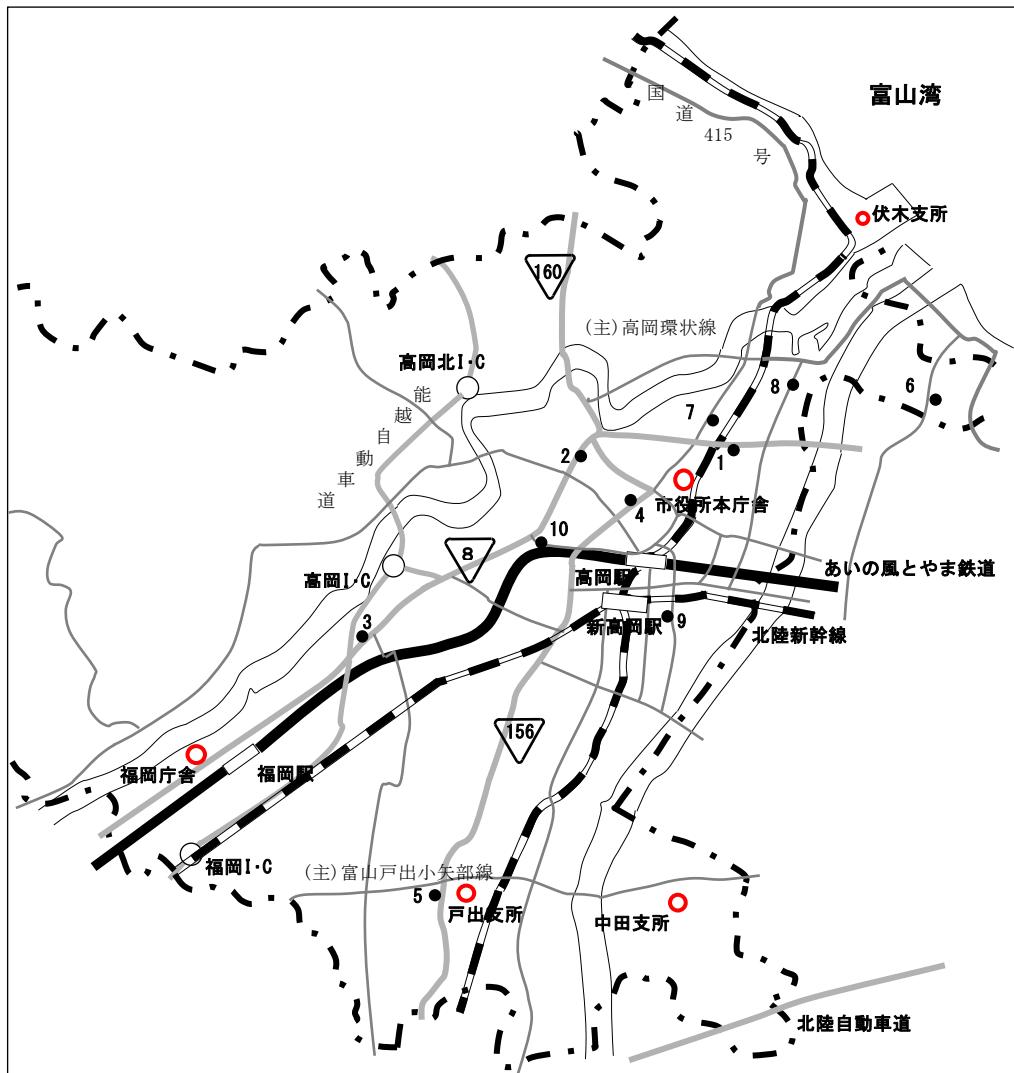
(1) 測定体制

道路交通振動の実態を把握するため、市内の主要道路10地点で調査を実施した。

[関係資料 (振動) - 1]

□ 道路交通振動測定地点

● : 測定地点



(2) 測定結果

いずれの地点においても、振動規制法に定める道路交通振動の要請限度以下であり、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる地点はなかった。

□ 道路交通振動の要請限度の適合状況

単位：デシベル

要請区分	No.	路線名	測定場所	測定値		限度適合	
				昼	夜	昼	夜
II	1	国道 8 号	能町南一丁目	42	37	○	○
II	2	国道 8 号	本郷一丁目	45	41	○	○
II	3	国道 8 号	上渡	41	36	○	○
II	4	国道 156 号	丸の内	42	33	○	○
I	5	国道 156 号	戸出町四丁目	30	24	○	○
I	6	主要地方道新湊庄川線	中曾根	41	30	○	○
II	7	主要地方道伏木港線	荻布	39	30	○	○
II	8	主要地方道高岡環状線	能町	47	33	○	○
I	9	主要地方道高岡小杉線	赤祖父	36	28	○	○
I	10	市道羽広二丁目南幸町線	羽広二丁目	39	33	○	○

□ 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

区域の区分	時間の区分		昼 間	夜 間
			午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第 1 種区域	I		65	60
第 2 種区域	II		70	65

注　区域の区分　（振動規制法の指定地域内とする。）

第 1 種区域：第 1 ・ 2 種低層住居専用地域、 第 1 ・ 2 種中高層住居専用地域、

第 1 ・ 2 種住居地域、 準住居地域、 田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業、 商業地域、 準工業、 工業地域、 その他の指定地域

第2節 振動防止対策

1 法律に基づく規制

(1) 規制地域

本市内のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び高岡市長が指定した区域とする。

(2) 規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動、道路交通振動

(3) 規制対象施設・作業

ア 工場振動

金属加工機械、圧縮機、織機等（振動規制法施行令別表第1に定める施設）

イ 特定建設作業振動

くい打機、ブレーカーを使用する作業等（振動規制法施行令別表第2に定める作業）

(4) 規制基準

ア 工場振動

工場振動の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 特定工場等の振動に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル

区域	適用地域等		一般の地域		第1種に隣接		学校等の周辺	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
第1種区域	60	55	同左	55	50			
第2種区域(1)	65	60	同左	60	55			
第2種区域(2)	70	65	65	60	65	60		

注1 区域の区分

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、 第1・2種中高層住居専用地域

第1・2種住居地域、 準住居地域、 田園住居地域

第2種区域(1)：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の指定地域

第2種区域(2)：工業地域

2 時間の区分 昼：午前8:00～午後7:00 夜：午後7:00～翌日午前8:00

イ 特定建設作業振動

特定建設作業振動の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

□ 特定建設作業（振動）に関する規制

作業の種類		規制基準						
		振動の大きさ	作業できない時間		1日の作業時間		同一場所の作業時間	日曜休日の作業
			第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
1	くい打機、くい抜き機を使用する作業等	75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	禁止
2	鋼球を使用する破壊作業							
3	舗装版破碎機を使用する作業							
4	ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							

注 区域の区分

第一号区域：第1・2種低層住居専用地域、 第1・2種中高層住居専用地域

第1・2種住居地域、 準住居地域、 田園住居地域、

近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 その他の指定地域、

工業地域のうち学校・保育所・病院等の敷地周辺

第二号区域：第一号区域以外の指定地域

ウ 道路交通振動

振動規制法に基づく指定地域内には、道路交通振動の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べることになっている。

(5) 届出状況

本市では、振動規制法に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。

[関係資料 (届出) - 4]

□ 特定施設の届出状況

平成31年3月31日現在

区分	届出事業所数	届出施設数
振動規制法に係るもの	312	2,472

□ 特定建設作業の実施届出状況

作業の種類	法令に基づく届出件数
1 くい打機を使用する作業	3
2 剛球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0
4 ブレーカーを使用する作業	22
計	25

注 届出件数は平成30年度中の届出件数である。

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 工場振動

工場振動については、騒音と同時期に調査を行っており、その対策についても騒音防止と併せて指導を行っている。

(2) 建設振動

振動規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、騒音規制法と同様に作業開始日の7日前までに届け出することを義務づけている。

また、届出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底及び低振動工法の採用等の指導に努めている。

第5章 悪臭

第1節 現況

私たちのまわりにはいろいろな臭いがあるが、良好な生活環境を損なう臭いを悪臭という。

悪臭は、工場や事業場などから悪臭物質が私たちに不快感をもたらすことから、騒音や振動とともに感覚公害として生活に密着した問題である。

近年、悪臭苦情の特徴としては、住宅と工場が混在しているなどの立地状況に問題があることや生活水準の向上により、個人がより快適な環境を求めるようになってきたことがあげられる。

本市においても、工場・事業場の悪臭問題は、悪臭の効果的な防止技術や装置の導入を図り改善されてきたが、野焼きなどに対する悪臭の苦情が依然として見られる。

第2節 悪臭防止対策

悪臭の防止対策としては、悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく事業所等への規制がある。

悪臭防止法では、アンモニアなどの22物質を悪臭物質として指定し、これらの悪臭物質の規制基準を定めているが、悪臭原因物質個々の濃度の規制基準を満たしていても、複合臭として苦情となっている場合がある。

また、実際の苦情対象となる悪臭やその発生源は、必ずしも法や条例の規制対象になっているものばかりではなく、また、規制対象となっていても、規制基準を超えていない場合がある。

1 法律・条例に基づく規制

(1) 悪臭防止法に基づく規制

ア 規制地域

本市内のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める地域とする。

イ 規制基準

規制基準は、工場・事業場の敷地境界、気体排出施設の排出口及び排出水に含まれる悪臭物質について設定されている。

□ 悪臭防止法に定める悪臭物質と主な発生源

物 質 名	においの種類	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のような臭	畜産業、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
硫 化 水 素	腐った卵の臭	畜産業、パルプ工場、し尿処理場
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
トリメチルアミン	腐った魚の臭	畜産業、化製場、し尿処理場
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、たばこ製造業
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
ノルマルプチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
ノルマルバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソブタノール	発酵した刺激臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
酢 酸 エ チ ル	刺激的なシンナー臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
トルエン	ガソリンのような臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
スチレン	エーテルのような臭	化学工場、塗装工場
キシレン	ガソリンのような臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
プロピオン酸	すっぱい刺激臭	畜産業、化製場、脂肪酸製造工場
ノルマル酪酸	汗くさい臭	畜産業、化製場、でんぶん工場
ノルマル吉草酸	むれたくつ下の臭	畜産業、化製場、でんぶん工場
イソ吉草酸	むれたくつ下の臭	畜産業、化製場、でんぶん工場

(2) 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届け出を義務づけている。条例による届出状況は、ほとんどが家畜飼育施設である。

□ 特定施設の届出状況

平成31年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
悪 臭 に 係 る も の	17	44

2 工場・事業場への調査指導状況

悪臭の立入調査は、パルプ工場、下水処理場、化学工場、化製場、し尿処理場、廃棄物最終処分場の11事業所（測定回数延べ15回）において敷地境界等の臭気物質の濃度測定を実施した。その結果、いずれも規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

[関係資料 (悪臭) - 1、(悪臭) - 2]

□ 悪臭関係立入事業所件数

事業内容	調査事業所数
クラフトパルプ工場	1
下水処理場	3
化学工場	4
化製場	1
し尿処理場	1
廃棄物最終処分場	1
合計	11

□ 悪臭測定の風景



第6章 地 下 水

第1節 現　　況

本市は、良質で豊富な地下水に恵まれた庄川・小矢部川扇状地の扇端部及びその下流に位置し、地下水は産業活動や日常生活に多く利用されてきた。

地下水は適正な量の範囲内で利用すれば、恒久的に利用できる貴重な資源であるが、過度の揚水は地下水位の異常な低下、地盤沈下や塩水化などの地下水障害につながる。

このため、県は昭和51年に「富山県地下水の採取に関する条例」を制定し、地下水障害を防止するため、地域を指定して地下水の採取を規制している。

将来にわたって地下水の保全・適正利用を図るため、平野部の全域を対象とする「富山県地下水指針」（平成4年策定、平成29年度改訂）を策定し、指針で示した保全目標を達成するため、行政、事業者、県民がそれぞれの役割分担に従い、地下水の保全や創水など、各種の施策を推進している。

また「富山県環境影響評価条例」（平成11年度策定）に基づき、工場等の新設・増設に伴う合計揚水量が日量8,000m³以上などの大規模な事業を行う場合に、環境アセスメントの実施を義務付けている。

冬期間の地下水位低下対策としては、消雪設備の設置者・管理者を対象とした「富山県消雪設備維持管理マニュアル」（平成13年）が作成され、本市も県と連携して、地下水の保全と適正利用について啓発・指導に努めている。

このほか、本市では、地下水利用者及び関係行政機関等で組織している「庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会」等を通じて、地下水保全についての普及啓発活動を行っている。

条例に基づいて届出されている井戸の用途は、建築物用が最も多く、次いで道路等消雪用となっており、近年、消雪用の施設が増加している。

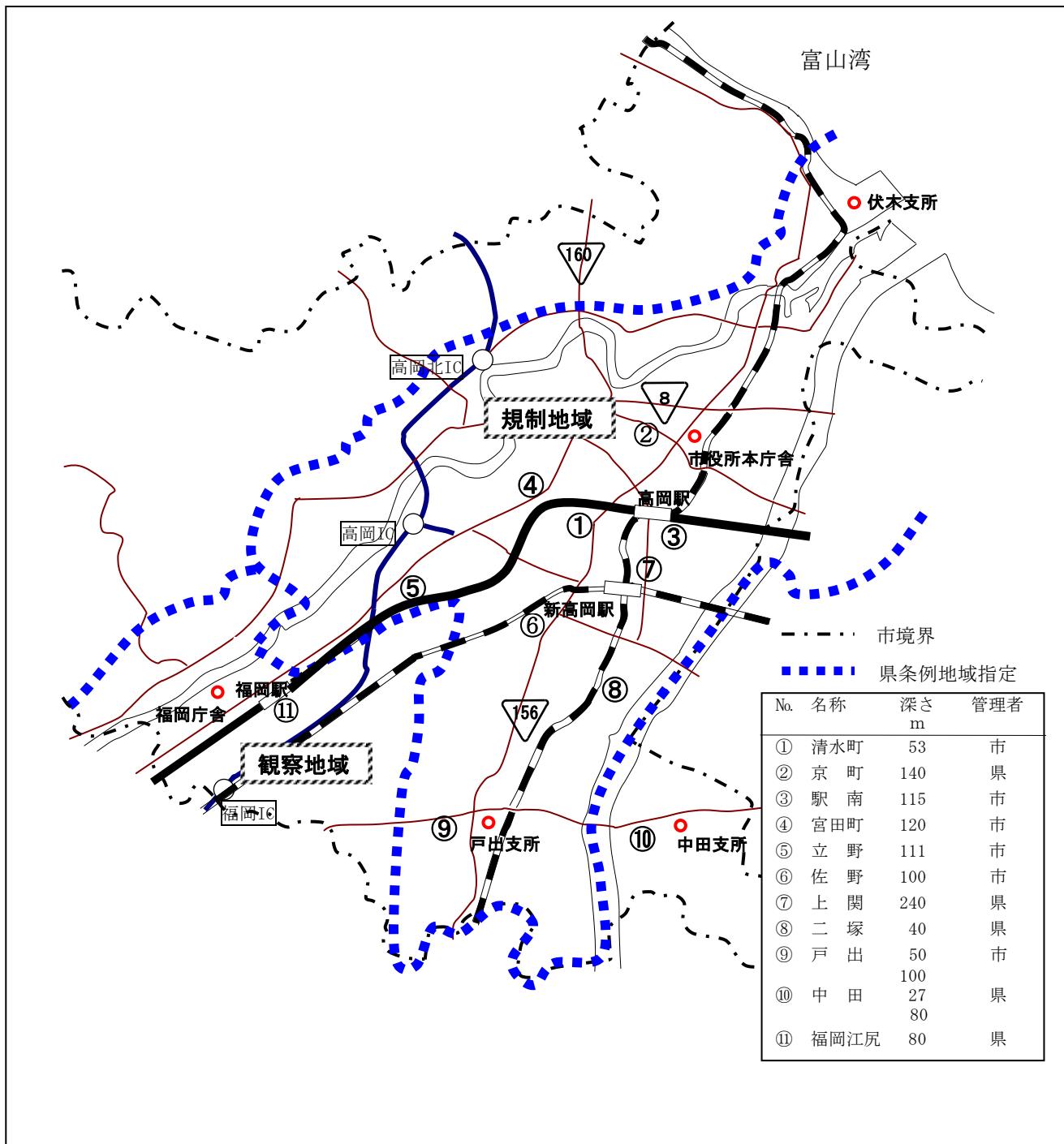
地下水障害の未然防止に資するため、県、市併せて11か所において地下水位の観測を実施しているほか、19地点において塩水化の調査を行っている。

1 地下水位の変動

地下水位の観測は、市管理6か所、県管理5か所の合計11か所において実施しており、地下水位の変動については、年平均水位としてはおおむね横ばいに推移している。

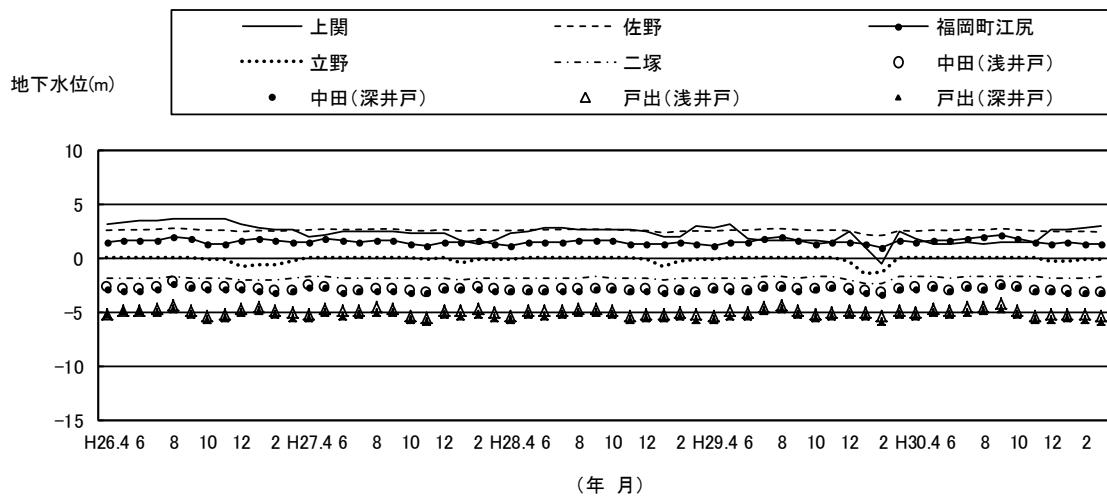
近年、消雪用井戸の増加に伴い、降雪時には消雪用井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られるが、春には回復している。

地下水位観測井の位置及び県条例区域の概略

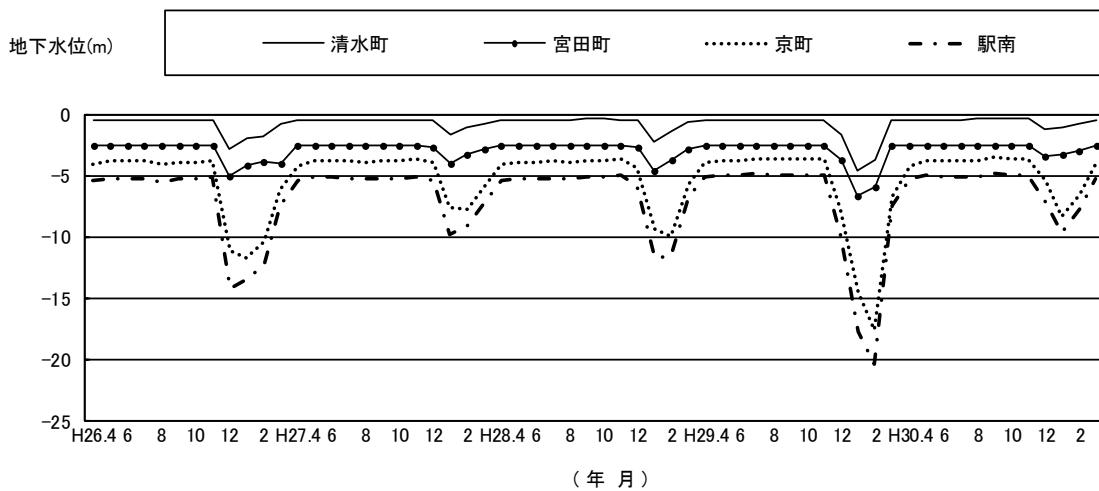


□ 地下水位の月平均値及び降雪量の推移

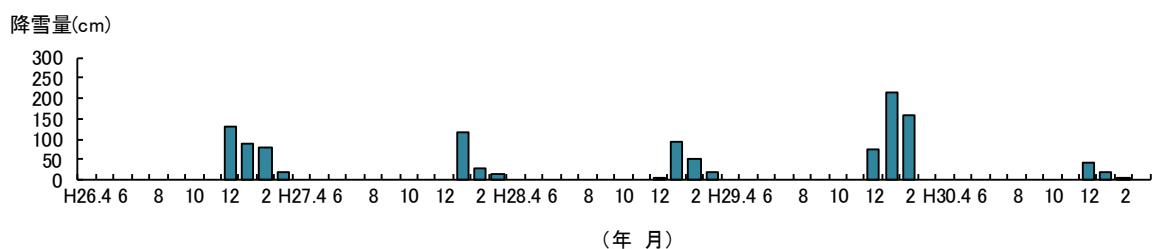
(1) 市南部地域（扇端部扇央部）における地下水位



(2) 市街地部・海岸部地域における地下水位



(3) 降雪量



□ 年度別地下水位の推移

単位：cm

観測井	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
清水町	-87	-96	-98	-87	-66	-88	-60	-66	-115	-55	
京町	-561	-604	-605	-580	-487	-586	-467	-499	-634	-454	
駅南	-726	-779	-784	-746	-641	-747	-611	-645	-791	-583	
宮田町	-298	-311	-310	-302	-279	-311	-273	-284	-328	-271	
立野	-8	-10	-2	-5	+3	-12	0	-6	-20	+3	
佐野	+268	+224	+261	+262	+262	+265	+267	+263	+257	+260	
上関	+393	+392	+390	+377	+349	+332	+217	+257	+181	+193	
二塚	-178	-191	-194	-194	-181	-182	-179	-181	-187	-174	
戸出	浅井戸	-489	-471	-479	-492	-486	-483	-491	-498	-493	-490
	深井戸	-494	-477	-480	-496	-496	-513	-530	-537	-531	-529
中田	浅井戸	-282	-281	-275	-274	-274	-272	-285	-294	-285	-287
	深井戸	-291	-295	-290	-288	-286	-285	-293	-299	-291	-290
福岡町江尻	+141	+152	+154	+151	+143	+167	+154	+148	+155	+164	

注 地下水位は地表面を基準とする。

2 地下水の塩水化

市内19地点において地下水の塩素イオン濃度を測定した。

その結果については、海岸沿い及び小矢部川下流地域にかけて、塩素イオン濃度100mg/lを超える地点が見られるが、ここ数年変化はない。

第2節 地下水の保全対策

1 条例に基づく規制

(1) 規制基準等の概要

□ 富山県地下水の採取に関する条例の概要

制定目的	地下水の水源の合理的な利用の確保及び生活環境の保全		
指定地域	地域区分	規制内容	
	規制地域	揚水設備届出 揚水規制(取水基準)	
	観察地域	揚水設備届出	
対象揚水設備	揚水機の吐出口断面積が21cm ² を超えるもの		
取水基準	揚水設備区分	吐出口断面積(cm ²)	地下水採取量(m ³ /日)
	既設(S52.2.28以前)	200以下	1,000以下
	新設(S52.3.1以後)	150以下	800以下
揚水設備の届出内容	<ul style="list-style-type: none">揚水設備の設置場所揚水機の吐出口断面積使用方法等		
採取量の報告	水量測定器を設置するとともに、採取量を毎年知事に報告しなければならない。		

(2) 富山県地下水の採取に関する条例に基づく届出状況

条例に基づく届出状況は事業所数が716、揚水設備数が917である。

用途別では建築物用が最も多く、303事業所364設備であり、次いで道路等消雪用が265事業所297設備、工業用の129事業所232設備の順となっており、近年、消雪用の設備が増加している。

□ 揚水設備届出状況

平成31年3月31日現在

区分 年度	規制地域		観察地域		合計	
	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
昭和 62	452	637	57	73	509	710
平成 22	583	760	113	134	696	894
23	584	758	113	134	697	892
24	591	768	112	133	703	901
25	594	773	112	133	706	906
26	595	769	112	133	707	902
27	591	765	112	133	703	898
28	594	768	113	134	707	902
29	597	772	114	136	711	908
30	601	780	115	137	716	917

□ 用途別届出状況

平成31年3月31日現在

区分 用 途	規制地域		観察地域		合 計	
	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工 業 用	110	202	19	30	129	232
建 築 物 用	263	318	40	46	303	364
水 道 用	1	6	2	2	3	8
農 業 水 産 用	9	9	6	6	15	15
道 路 等 消 雪	217	244	48	53	265	297
そ の 他	1	1	0	0	1	1
計	601	780	115	137	716	917

2 地下水位観測体制の整備

本市における地下水位の観測井戸は、富山県が昭和34年度に二塚地内に設置して以来、県、市において逐次整備を進め、現在、市管理が6か所、県管理が5か所の合計11か所で観測している。

3 行 政 指 導

市では、地下水の保全と合理的な利用を推進するため、井戸の設置者に対し、地下水の適正利用について指導を行うとともに、県と連携し、地下水条例の対象設備設置者への立入調査を実施し、取水基準の遵守等について指導を行っている。

4 富山県地下水指針の推進

富山県地下水指針の趣旨に沿って地下水の保全と適正利用を図るため、県との連携、協力のもと、本市をはじめ、関係行政機関及び地下水利用者等で組織している庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会とも協力しながら、地下水の保全と合理的な利用などを推進している。

(1) 富山県地下水指針の概要

ア 趣 旨

本指針は、地下水を取り巻く状況の変化や県民の意識を踏まえ、様々な課題に的確に対応していくため、県民、事業者及び行政が一体となって、貴重な地下水を保全し、適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取り組みの基本的な方針を示すものである。

イ 地下水の保全目標及び指標

「豊かで清らかな地下水の保全と次世代につなぐ健全な水循環の確保」を目指し、2つの取組み目標に「地下水の採取に伴う地下水障害を防ぐ」「地下水涵養により健全な水環境を確保する」を定めており、この目標達成のための指標として「適正揚水量（年間）」「冬期間の注意喚起水位」「保安林（民有林）の指定面積」が設

定されている。

(ア) 適正揚水量（年間）

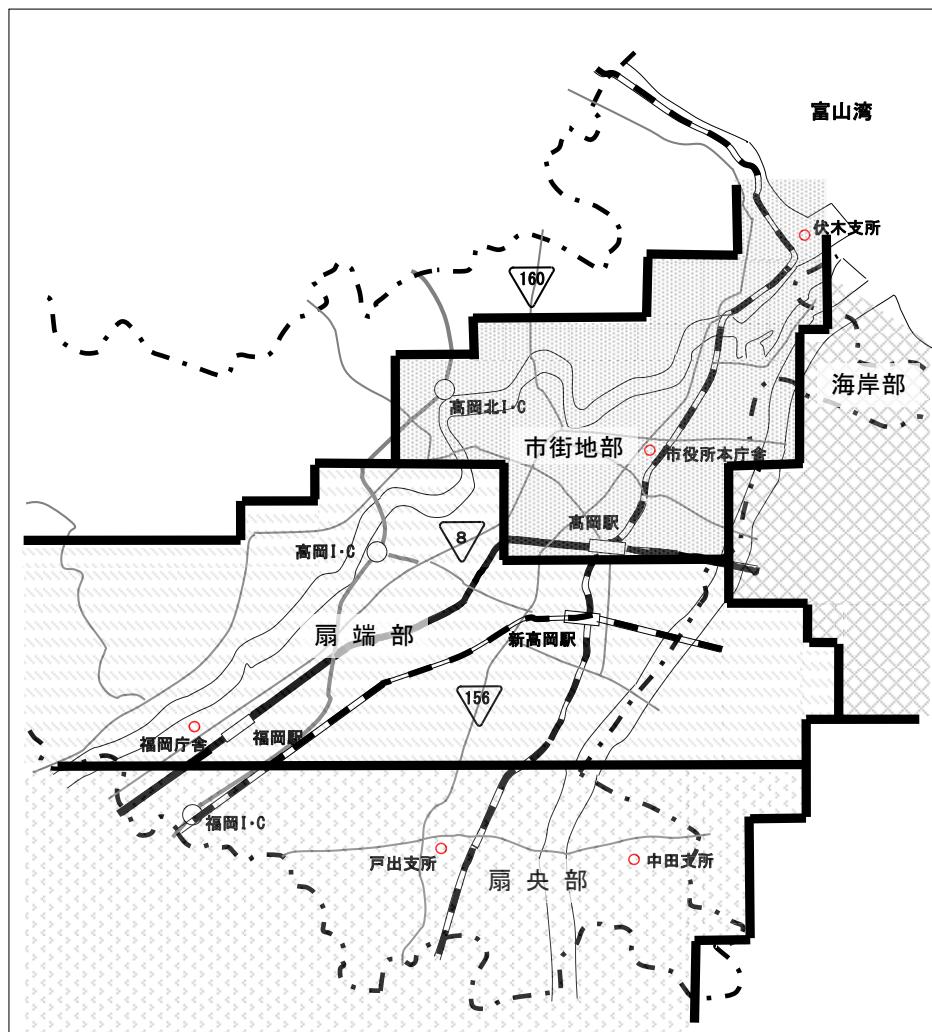
適正用水量とは、塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量で、実際の地下水揚水量がこれを上回らないこととしている。

本市が位置する高岡・砺波地域における地下水区の概要及び適正揚水量は次のとおりである。

□ 高岡・砺波地域における適正揚水量

単位：万m³/年

地下 水 区	扇 頂 部	扇 央 部	扇 端 部	市 街 地 部	海 岸 部	合 計	
適 正 揚 水 量	750	6,220	2,280	1,890	1,220	12,360	
参考	平成4年度揚水量	260	4,200	2,250	1,910	710	9,330
	平成10年度揚水量	265	4,171	1,993	1,191	801	8,421
	平成15年度揚水量	264	3,854	1,251	757	715	6,841
	平成22年度揚水量	336	2,777	1,021	752	540	5,426
	平成27年度揚水量	240	2,150	950	390	320	4,050



(1) 冬期間の注意喚起水位

急激な地下水位の低下がみられ、取水障害のおそれのある市街地部や海岸部において、注意/警戒レベルの水位を設定し、水位低下時に利用者への情報提供や自主的な節水の呼びかけ等を行い、水位の速やかな回復に努めることとしている。

本市における観測井と注意喚起水位は次のとおりであり、平成30年度は注意報の発令はなかった。

□ 観測井と注意喚起水位

観測井	注意喚起水位	
	注意地下水位	警戒地下水位
京町	-21.1m	-23.9m

(4) 保安林の指定面積

地下水の利用と涵養の均衡を図り水循環系の健全性を確保する観点から、森林について国や県が指定する保安林（民有林）の指定面積を指標と定め、92,462ha[H28]よりも増加させるとしている。（H29：92,500ha うち高岡市927ha）

(2) 役割分担

本指針の推進のための行政、事業者、県民・民間団体の役割は次のとおりである。

	役割
県	<ul style="list-style-type: none">地下水の保全と創水に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。必要に応じ、市町村が行う施策の広域的な調整を行う。自ら県民、事業者の立場として地下水の保全と創水を進める。他の主体が実施する地下水の保全と創水の取組みに協力し、支援する。
市町村	<ul style="list-style-type: none">基礎的な地方公共団体として、地域の特性や実情に応じた地下水の保全と創水に関する施策を推進する。自ら県民、事業者の立場として地下水の保全と創水を進める。他の主体が実施する地下水の保全と創水の取組みに協力し、支援する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">地下水利用にあたっては、地下水の保全・適正利用に努める。地下水の利用者として、創水の取組みに努める。他の主体が実施する地下水の保全と創水の取組みに協力する。
県民・民間団体	<ul style="list-style-type: none">地下水を利用している県民は、地下水の保全・適正利用に努める。地下水の創水や名水・湧水の保全活動に取り組む。他の主体が実施する地下水の保全と創水の取組みに協力する。

(3) 水田を利用した地下水涵養の普及啓発

本市の市街地部や海岸部は、粘土層が分布しており、粘土層の分布域よりも上流側（南側）での涵養実施が適地とされている。平成30年度は、南砺市打尾地区において冬期の水田（共済面積13,462m²）を活用し、11月から2月にわたり涵養を実施するとともに、庄川・小矢部川流域の地下水利用対策協議会の会員企業（65社）に対して地下水の合理的な利用などを普及啓発した。

第7章 公害苦情

平成30年度の公害苦情処理数は、16件であった。

公害に関する苦情のここ数年の傾向は、事業所における焼却など、生活環境に係るものが多い。

□ 公害苦情の種類別及び月別数

種別 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
騒音	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	7
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	2	2	1	0	0	4	0	0	0	1	1	16

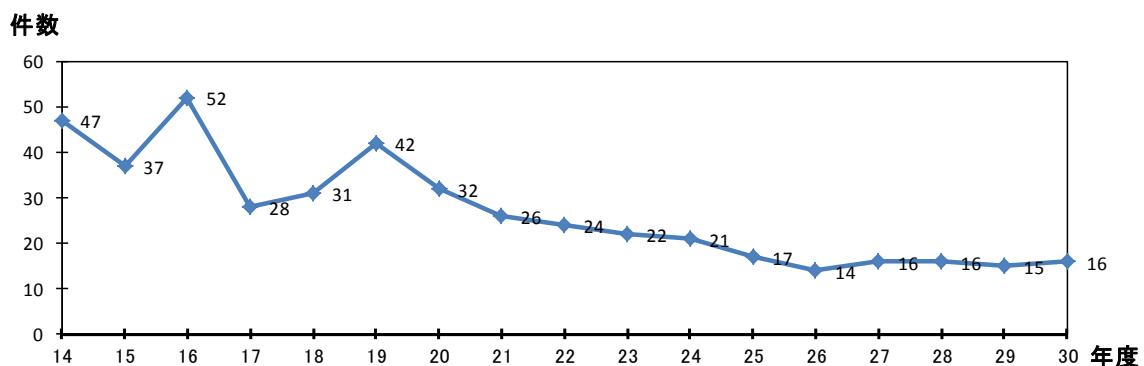
※表中の数は苦情対象となる事業所数

□ 公害苦情の用途地域別数

用途地域種別	住居地域	近隣商業商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	計
大気汚染	0	1	1	0	0	3	5
水質汚濁	2	0	0	0	0	0	2
騒音	2	0	2	3	0	0	7
振動	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	1	0	1	2
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	4	1	3	4	0	4	16

※表中の数は苦情対象となる事業所数

□ 年度別苦情件数



第8章 公害健康被害補償

第1節 大気汚染健康障害者医療救済制度

昭和43年5月、本市独自で大気汚染の影響による吉久、能町北部及び富岡町の健康障害者を救済するため、「高岡市大気汚染健康障害者医療審議会要綱」を定め、昭和46年3月には市公害防止条例の制定により認定患者の救済を規定した。また、昭和53年4月には、国の公害健康被害補償法に準じて、市条例に療養手当と葬祭料の支給を加えた。救済を始めて30名の認定を行ったが、平成4年1月に認定患者が亡くなり、現在、該当者はいない。

第9章 環境保全対策等に対する助成

第1節 公害防止施設整備資金利子補給制度

本制度は、市内に工場・事業場を有する小規模事業者が公害防止のための施設の整備又は改善に必要な資金を、富山県中小企業環境施設整備資金もしくは国民生活金融公庫等から借り入れた場合、借り入れ額のうち防止施設に要した金額に対し、7か年を限度として毎年2%以内の利子補給金を交付するものである。平成8年度には、本制度を改正し、利子補給限度額を1件1年間につき総額60万円(共同事業に係るものは100万円)に引き上げた。平成30年度までの利用件数は、362件となっており、総所要額約46億円の投資が行われてきている。主なものは、工場・事業場の廃棄物焼却炉や排水処理施設の改善等である。

□ 年度別公害防止施設の整備・利子補給状況

平成31年3月31日現在

年度	新規分				継続分 利子 補給額	計	利子補 給終了 件数
	件数	所要額	利子補給 対象額	利子 補給額			
42 ～23	362	千円 4,620,418	千円 2,630,120	円 22,763,397	円 162,077,411	円 184,840,808	361
24	0	0	0	0	22,870	22,870	0
25	0	0	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0
計	362	4,620,418	2,630,120	22,763,397	162,100,281	184,863,678	362

第2節 住宅用太陽光発電システム設置補助金制度

平成21年10月より、市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に、補助金を交付している。

□ 住宅用太陽光発電補助実績

	H28年度	H29年度	H30年度	累計
補助件数	95	101	80	1,434
発電能力の計	491 kW	563 kW	462 kW	6,653 kW

第10章 快適環境

第1節 富山新港地区緩衝緑地整備

富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25haの広さを持つグリーンベルトである。

なお、この緩衝緑地は、県民公園新港の森として、多くの県民が利用できる芝生公園、修景広場や野球場等が整備されている。

□ 富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の概要

	内 容
所在地	高岡市姫野・金屋、射水市二の丸・作道地内
面積	約25ha（高岡市約14ha、射水市約11ha）
工期	昭和51年～58年
総事業費	約92億円
施設の概要	芝生広場、修景広場、野球場等
建設事業費負担者	国、県、高岡市、射水市、企業

第2節 啓発事業

1 環境月間行事

環境保全対策の普及・啓発の一環として、環境月間である6月に各種行事を展開して、市民、事業者等の環境保全に対する意識の向上に努めている。

また、市広報誌等を通して、広く市民への環境情報の提供と環境保全意識の高揚に努めている。

□ 環境月間行事の概要

行 事	内 容
学習用紙(再生紙)の贈呈	中越パルプ工業(株)による、市内の小・中・特別支援学校(39校)、こどもエコクラブ(32クラブ)へ再生資源を活用したコピー用紙の贈呈
啓発ポスターの掲示	公共施設に啓発ポスターを掲示
環境整備について事業所への啓発	ポスターの配布と共に環境整備についての啓発
CO ₂ 削減ライトダウン キャンペーン	公共のライトアップ施設の消灯(6/21及び7/7、20時-22時) • 高岡市美術館 • 高岡市役所本庁舎 • 高岡おとぎの森公園 • 高岡市万葉歴史館 • ウイングウイング高岡 • 高岡御車山会館 • 高岡駅周辺施設「ソラエ高岡」「クルン高岡」 • ふくおか総合文化センターUホール • 道の駅「雨晴」



点灯時



消灯時



ライトアップ施設の消灯の様子（道の駅「雨晴」）

ライトダウンキャンペーン
啓発ポスター

2 環境保全啓発事業

快適な環境を形成していくため、市民及び工場・事業場を対象に啓発事業を実施しているほか、「環境教室」や「こどもエコクラブ」の活動に対する支援を行った。

「こどもエコクラブ」の環境活動をまとめた壁新聞に対して、こどもエコクラブ全国事務局より幼児部門の最高賞となる「ミールケア・エコまる賞」が平成29年度に受賞された。

平成30年度に「ミールケア・エコまる賞」の表彰式及び受賞の特典である環境プログラムを市内3園にてこどもエコクラブ全国事務局と協働で実施した。

また、㈱プロントコーポレーション及びこどもエコクラブ全国事務局と連携し、コーヒー豆かすを再利用した植木鉢「CAFE TSUCHIKO（カフェツチコ）」を使用したグリーンカーテン作りを実施した。



CAFE TSUCHIKO
(カフェ ツチコ)



ミールケア・エコまる賞表彰式



環境プログラム



「CAFE TSUCHIKO」苗植え式

□ 平成30年度に実施した啓発事業の概要（環境月間行事は除く）

啓発行事	実施年月	内容
グリーンカーテン環境啓発事業	平成30年4月～9月	こどもエコクラブを結成した市内の幼稚園・保育園（22か所）に必要な資材を各園に提供し、環境に親しんだ。
地域環境教室 (幼稚園・保育園)	平成30年5月～平成31年2月	グリーンカーテン・環境啓発事業に取り組んでいる幼稚園・保育園において、園児を対象とした環境学習を行った。（7か所）
「夏を楽しむエコライフ」 万葉線七夕の集いほか	平成30年6月～9月	公共交通機関万葉線の利用と併せて万葉線本社で市内保育園児が打水体験をし、また、市庁舎や万葉線車内に風鈴、庁舎窓口にうちわを設置した。
川のすこやかさ調べ (小学校)	平成30年9月	市内の河川や用水の「水辺のすこやかさ」を五感（見る・聞く・においをかぐ・味わう・触る）で判断する調査を実施し、環境保全の大切さについて理解を深めた。
自然体験学習会 (小学校)	平成30年10月～11月	企業の社有林で、オリエンテーリングや間伐・枝打ち作業の見学を通して、森林の水源涵養機能や水の循環の大切さについて理解を深めた。

□ 平成30年度 こどもエコクラブ会員名簿

36クラブ 1,236人

クラブ名など	人数	クラブ名など	人数
いしつみエコクラブ	18	おおたはまっこくらぶ	32
第二エコキッズ Dai2 Eco-Kids	22	エコじょうず！かクラブ	32
スマイル 第三!!	35	ちくばECOキッズ	17
エコばとクラブ	53	グリーンエコキッズby戸出西部	104
和田保育園エコクラブ	26	だいいちエコクラブ	32
高岡保育園エコクラブ	21	伏木スマイル♥エコクラブ	13
はんにやのスマイル☺エコキッズ	16	たてほクラブECOーズ!!	13
しようとエコレンジャーズ	11	国吉光徳エコレンジャー	23
よっさエコクラブ	8	イオン高岡南チアーズクラブ	19
中央なかよしグリーンクラブ	34	ひばり児童育成クラブ	35
のむらエコクラブ	44	万葉なかよしグリーンキッズ	24
エコレンジャー西部つ子	53	高岡市立志貴野中学校 自然科学部	9
ふたつかグリーンキッズ	45	かわらエコキッズ	11
ほくぶっこエコレンジャー	14	エコ戦隊 すみれんじやー	19
といでエコレンジャー	39	高岡市立中田中学校 科学部	7
戸出東部っこグリーンエコレンジャー	16	はおかエコレンジャー	40
さかのしたグリーンフレーバーズ	10	まきのエコ・グリーン	46
認定こども園 いづみエコクラブ	129	かたかごキッズクラブ	166

3 とやま呉西圏域 -環境と共生する社会形成事業-

県西部6市で構成する連携中枢都市圏「とやま呉西圏域」の事業の一環で、未利用の木質資源を活用して薪やペレットなどの燃料を製造し、地域内の施設等で活用することにより、低炭素社会の実現を目指す取組みを学ぶ見学ツアーを南砺市で実施した。



講演の様子



ペレット工場見学の様子



ペレットボイラー見学の様子

4 資源循環啓発事業

(1) 使用済み年賀はがきリサイクル

市内企業からの提案により、使用済み年賀はがきを市役所、小・中学校、こどもエコクラブに登録している幼保園で回収し、再生紙にリサイクルしている。

(平成22年12月から開始。平成30年度回収実績 約940kg)

(2) わりばしリサイクル

今まで焼却処理してきた使用済み割りばしを回収し、市内企業が受け入れパルプ原料にリサイクルしている。市の関係施設での回収のほか、市内車販売会社が主催する夏祭りイベントの合同企画として回収を行った。森林資源の保護につながり、地球温暖化防止に貢献している。（伏木校下の婦人会による同地区での取組みを平成19年10月から全市に拡大、平成30年度市回収実績 約1,365kg）

(3) その他の事業

家庭や食品に関する幅広い事業活動において発生する食品ロス・食品廃棄物の削減に向けた運動「3010（さんまるいちまる）運動」に取り組んでいる。「3010運動」の普及のため、啓発用の卓上三角柱POP（デイリーミッション・マンスリーミッション版とスペシャルミッション版の2種）等を配布している。



「食品ロス削減チャレンジ3010運動」
普及啓発用の卓上三角柱POP



使用済み割りばし回収



使用済み年賀はがき回収箱

第11章 その他の公害防止事業

第1節 公害防止協定

公害防止に取り組む施策の一環として、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結しており、いずれの企業も協定遵守に努めている。

また、市では、公害防止協定に基づき特定施設の維持管理状況等を立入り調査するとともに技術指導を行っている。

□ 公害防止協定締結状況

番号	工 場 名	締結年月日	番号	工 場 名	締結年月日
1	サンエツ金属㈱砺波工場	昭和46. 8. 31	13	(株)コートせいでん	昭和47. 11. 10
2	中越パルプ工業㈱高岡工場	昭和47. 3. 6	14	福岡金属工業団地	昭和47. 12. 1
3	日本軽金属㈱高岡工場*	昭和48. 1. 20	15	ヤマダアルミ建材(株)	昭和48. 5. 4
4	中越パルプ工業㈱生産本部二塚製造部	昭和48. 5. 14	16	㈱北陸ヨシナカ富山工場	昭和49. 3. 30
5	三協立山(株)佐加野工場	昭和48. 9. 13	17	光陽 製器(株)	昭和49. 6. 18
6	日本曹達(株)高岡工場	平成12. 7. 7	18	福岡フレーム工業(株)	昭和49. 7. 13
7	日本ゼオン(株)高岡工場	平成12. 7. 7	19	ヤヨイ化学工業(株)	昭和49. 7. 13
8	東亞合成(株)高岡工場	平成12. 7. 7	20	(株)小田原製作所	昭和51. 11. 25
9	アステラスファーマテック㈱高岡工場	昭和49. 9. 11	21	鉄道機器(株)	昭和56. 8. 4
10	高岡銅器団地協同組合	昭和52. 9. 9	22	三協化成(株)	平成元. 7. 12
11	協和ファーマケミカル(株)	平成12. 7. 7	23	(有)技建工業	平成 7. 8. 1
12	三協立山(株)福岡工場	昭和47. 5. 1			

*操業停止中

第2節 公害パトロール

環境保全及び公害の未然防止のため、工場・事業場の監視パトロールを実施している。

□ 公害パトロール実施状況

パトロール区分	工場・事業場数	延べ調査回数
大気汚染	13	13
水質汚濁	83	159
騒音	15	16
振動	0	0
悪臭	13	17
その他	0	0
合 計	124	205

第12章 環境のまちづくり

第1節 環境基本条例

高岡の特性を活かし、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する施策を進めるための基本的な考え方などを示す「高岡市環境基本条例」を平成21年3月に制定した。

1 基本理念

- (1) 快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、将来の世代に引き継いでいく。
- (2) 人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会をみんなで創る。
- (3) 地球環境保全を積極的に推進する。

2 基本方針

- (1) 大気、水、土壤などを良好な状態に保持すること。
例 公害の防止、下水道や廃棄物処理施設の整備
- (2) 人と自然とのふれあいを図り、森林、緑地、水辺地などの自然環境を保全すること。
例 公園・緑地などの整備、自然とふれあいができる施設の整備
- (3) 水や緑に親しむ生活空間の創出、良好な都市景観の形成、歴史・文化的資産の保全と活用などを図り、うるおいと安らぎのある快適な環境を創造すること。
例 緑化活動や環境美化活動への参加、良好な景観の保持や創出、歴史・文化的資産に親しむ。
- (4) 資源・エネルギーの消費抑制と循環・効率的な利用、廃棄物の発生抑制などを推進することにより、温室効果ガスの排出を抑制すること。
例 日常の節電、省エネ機器・設備の導入、公共交通機関の利用、廃棄物の発生抑制
再生資源の回収活動

3 市、事業者、市民などの役割

- (1) 市の役割
地域の自然・社会条件に応じた施策の策定・実施
- (2) 事業者の役割
公害の防止、廃棄物の発生抑制、自然環境の保全のための措置
事業活動における環境への負荷の低減
市の環境施策への協力
- (3) 市民・滞在者の役割
日常生活における環境への負荷の低減
旅行者等による環境への負荷の低減
市の環境施策への協力

4 環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画の策定

5 基本的施策の推進

市・事業者・市民等が、基本方針に基づく施策を積極的に推進

6 環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査・審議

第2節 環境基本計画（第2次）

本市では、高岡市環境基本条例で掲げる基本理念のもと、平成30年3月に高岡市環境基本計画（第2次）を策定し、環境に関する施策や事業を推進している。

1 計画の期間

2018（平成30）年度から2027年度の10年間とする。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

2 計画の目標

【環境都市像】「健やかで 美しく 豊かな環境共生のまち」

【環境目標】 (1) 安全で健康的に暮らせる生活環境のまち（生活環境）

(2) 環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）

(3) 自然や歴史・文化を守り育てていくまち（歴史的・文化的快適環境）

(4) 自然の恵みと共生するまち（自然環境）

(5) 環境に高い関心を持ち自ら行動するまち（環境教育）

3 施策の展開

(1) 安全で健康的に暮らせる生活環境のまち（生活環境）

【基本方針】

○各主体が事業活動や日常生活から発生する環境負荷を抑制し、化学物質汚染等による公害から健康・生活を確保する。

【施策の方向】

1) 安全で健康的に暮らせる生活環境の確保

①大気環境の保全

②水環境の保全

③水資源・土壤環境・地盤環境の保全

④騒音・振動の防止

⑤有害化学物質対策の推進

(2) 環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち (地球環境)

【基本方針】

- 省エネルギー化や環境にやさしいエネルギー等を活用し、環境への負荷の少ないエコライフスタイルが定着した低炭素型社会の形成を図る。
- 資源効率化や3R等により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を図る。

【施策の方向】

1) 低炭素型まちづくりの推進

- ①省エネルギー化の促進
- ②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進
- ③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進
- ④地域から取り組む森林保護対策の推進

2) 循環型まちづくりの推進

- ①資源効率化・3Rの推進
- ②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進
- ③廃棄物エネルギーの有効利用
- ④廃棄物適正処理の推進

(3) 自然や歴史・文化を守り育てていくまち (歴史的・文化的快適環境)

【基本方針】

- 四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な自然空間や美しい都市景観の形成、美しいまちづくりなど、まちの快適性の向上を図る。
- 歴史・文化資産や環境にやさしい交通を活かし、来訪者にとっても歩いて楽しい地域環境づくりを図る。

【施策の方向】

1) 花と緑のまちの創造

- ①公園などの緑空間の充実
- ②市民による身近な花と緑の確保
- ③親水空間の創造と活用

2) 歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進

- ①快適に移動できるまちづくり
- ②歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり
- ③観光資源を活用したまちづくり

3) 美しいまちづくり

- ①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進
- ②美しい都市景観の形成の推進

(4) 自然の恵みと共生するまち（自然環境）

【基本方針】

○森里川海のつながりを確保し、豊かな自然環境の保全と自然の恵みの持続的な活用を図る。

【施策の方向】

1) 生物多様性の確保など貴重な自然の保全

①貴重な動物・植物・生態系の保全

②貴重な地形地質の保全

2) 自然とのふれあいの推進

3) 森林や農地などの保全・活用

①地域の特性に応じた森づくり

②森林資源を有効に活用できる森づくり

③市民参加による森づくり

④環境を育む農地の保全

⑤漁場環境の保全

(5) 環境に高い関心を持ち自ら行動するまち（環境教育）

【基本方針】

○環境に関する啓発・環境学習、CSR（企業の社会的責任）活動等を充実させ、各主体の自発的な環境行動の活性化を図る。

【施策の方向】

1) 行政・市民・事業者の自主的な活動の推進

2) 環境学習の機会の提供促進

3) 環境情報の提供

4 分野横断的な施策の推進

「分野横断的」な施策の枠組みを設定し、人づくりの観点に重点を置くとともに、小さな取組みからより大きなエコライフムーブメント（運動）へ発展する施策を推進する。

(1) 低炭素社会の形成 -身近な取組みから築く低炭素社会-

低炭素型の製品、サービス、ライフスタイル等、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す運動のより一層の展開を図る。

【主な取組み】

・住まいからライフスタイルを変える運動

・ライフステージに合わせた環境意識の醸成

(2) 循環型社会の形成 -もったいない心で築く循環型社会-

「もったいない」の考えを再認識し、3Rの推進等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される取組みを促進する。

【主な取組み】

- ・食べ物からライフスタイルを変える運動
- ・まちの資源を再認識しライフスタイルを変える運動

(3)共生型社会の形成 -歴史・文化・自然環境と共生する社会-

森里川海の恵みである「良好な環境」、歴史的・文化的資源や公共交通を軸とした「歩いて楽しい魅力的なまち」などの地域資源について、その質の向上を図る。

【主な取組み】

- ・圏域をつなぐ豊かな水循環形成の推進
- ・圏域をつなぐ環境にやさしい交通の推進

第13章 環境(公害)行政の体制

第1節 行政機構

戦後の高度経済成長時代に我国の産業経済活動は急激に拡大した。その過程において自然環境及び生活環境の悪化がもたらされ、大きな社会問題となった。

本市では、このような社会情勢のなかで市民を公害から守るため、昭和39年、経済部工業振興課に公害係を設置し、その後の組織機構の見直しを経て現在に至っている。

1 環境行政の沿革

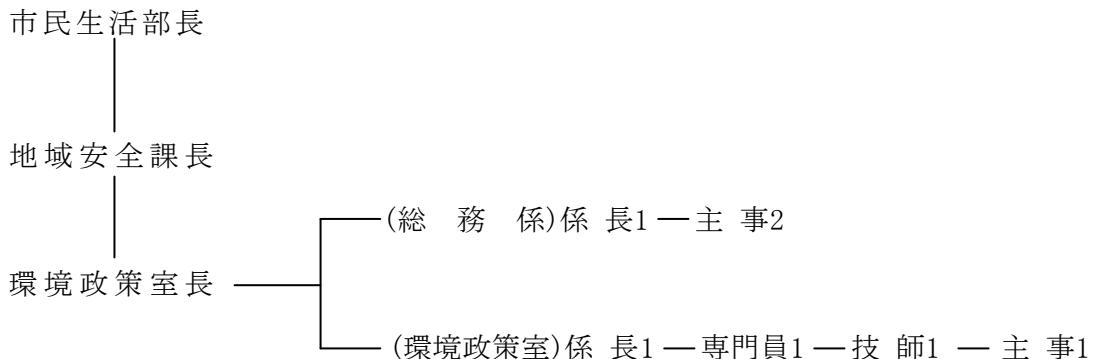
昭和39年10月	経済部工業振興課に公害係を設置
昭和41年 7月	高岡市公害対策委員会を設置
昭和42年 4月	総合企画部企画課へ移管
7月	高岡市公害防止施設整備資金利子補給制度を発足
昭和43年 5月	高岡市大気汚染健康障害者医療審議会を設置
7月	高岡市公害対策委員会を高岡市公害対策審議会に改称
昭和45年 4月	企画課公害係を独立、衛生部公害課を設置、機構の強化と体制の整備
9月	高岡市議会公害対策特別委員会を設置
昭和46年 3月	高岡市公害防止条例を制定
昭和47年10月	衛生部を環境衛生部に改称
昭和47年11月	市独自の大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡母子寮屋上に設置
昭和48年 7月	高岡地区公害センター組合設立（高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の3市1町）
昭和49年 4月	高岡地区公害センター分析業務開始
昭和51年 1月	大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校屋上に設置
昭和52年11月	大気汚染中央監視局を市庁舎に設置
	大気汚染テレメーターシステム運用開始
昭和53年10月	高岡市大気汚染常時観測局（二塚局）を高岡消防団第12分団屯所屋上に設置
11月	高岡市大気汚染常時観測局（立野局）を五位中学校屋上に設置
昭和55年 4月	環境衛生部公害課を生活環境部公害対策課に改称
5月	市庁舎移転とともに大気汚染中央監視局を移転
昭和57年 9月	高岡市大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校屋上に移転
昭和60年 6月	高岡市議会公害対策特別委員会を廃止

昭和61年 3月	清水町水道公園に観測井戸（第1号）を設置
4月	公害対策課を環境保全課に改称
8月	成美小学校敷地内に観測井戸（第2号）を設置
昭和62年 9月	駅南1号公園内に観測井戸（第3号）を設置
昭和63年 4月	高岡市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定
平成 2年 9月	横田小学校敷地内に観測井戸（第4号）を設置
平成 3年10月	五位中学校敷地内に観測井戸（第5号）を設置
平成 4年10月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により立野局を廃止
10月	佐野公民館敷地内に観測井戸（第6号）を設置
平成 5年 2月	大気汚染テレメーターシステムの県内のネットワーク化
2月	高岡地区公害センター組合を高岡地区広域圏事務組合公害センターに改組
平成 5年 4月	富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により二塚局を廃止
平成10年 9月	大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校校庭に移設（地上局化）
平成11年 8月	大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校校庭に移設（〃）
平成12年10月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定
平成14年 2月	高岡市環境サービス課職員棟屋上に出力10kWの太陽光発電システムを設置
平成15年 2月	高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得
平成15年 3月	戸出西部小学校敷地内に観測井戸（第7号）を設置
平成17年 4月	環境保全課を地域安全課（環境政策室）に改称
平成18年 2月	高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証の更新
平成18年 2月	地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅱを策定
平成20年 3月	高岡市役所本庁舎及び福岡庁舎を対象として、高岡市独自の環境マネジメントマニュアルを策定
3月	環境行政の方向性を示す「環境指針」を策定
平成21年 3月	高岡市環境基本条例を制定
平成21年10月	高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱制定
平成22年 3月	高岡市環境基本計画を策定
3月	本庁舎駐車場内に電気自動車急速充電器設置
	本庁舎玄関前カーポート及び福岡庁舎屋上の2か所に太陽光発電システムを設置
3月	大気汚染常時観測局（戸出局）を戸出中学校校庭に移設（地上局化）
8月	電気自動車の導入

平成23年 8月 電気自動車の導入（2台目）
 平成24年 3月 地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅲを策定
 平成24年 9月 環境騒音の面的評価の開始
 平成25年 3月 PM2.5の注意喚起実施体制の開始
 平成26年10月 高岡広域エコ・クリーンセンターの完成に伴い、公害センターが高岡広域エコ・クリーンセンター内へ移転し、環境分析センターへ改名
 平成27年 3月 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定を見直し
 平成27年12月 中田コミュニティセンターに太陽光発電・蓄電システムが設置され、高岡市内3コミュニティセンター全てに太陽光発電・蓄電システム設置完了
 平成28年 5月 G7富山環境大臣会合開催
 平成28年12月 戸出消防署、福岡消防署に太陽光発電・蓄電システムを設置
 平成29年 2月 野村小学校に太陽光発電・蓄電システムを設置
 平成29年 3月 地球温暖化防止高岡市役所実行計画IVを策定
 平成30年 3月 高岡市環境基本計画（第2次）を策定
 平成30年 7月 成美小学校敷地内の観測井戸（第2号）をオンライン化

2 機 構 (地域安全課環境政策室関係)

平成31年4月1日 現在



第2節 環境審議会

平成21年3月に制定した高岡市環境基本条例に基づき公害対策審議会を環境審議会に改組した。

□ 高岡市環境審議会の構成

平成31年4月1日 現在

区分	委 員
知識経験者 (14名)	富山大学名誉教授 富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科教授 高岡医師会役員 高岡市民病院副院長 高岡商工会議所工業部会長 高岡市農業協同組合役員 連合富山高岡地域協議会役員 高岡市環境保健衛生協会会長 富山県地球温暖化防止活動推進員 高岡市食生活改善推進連絡協議会会長 地域女性ネット高岡役員 高岡市立高岡西部中学校長 高岡市立牧野小学校長 小矢部川に学ぶ会代表
行政機関職員 (3名)	高岡労働基準監督署長 富山県高岡厚生センター所長 富山県工業技術センター企画管理部長

第14章 環境マネジメントシステムの推進

第1節 地球温暖化防止高岡市役所実行計画の取り組み

本市では「地球温暖化防止高岡市役所実行計画」に基づき、電灯・OA機器の節電、両面コピー・再生紙の利用拡大、冷暖房温度管理の徹底、公用車のアイドリングストップ運動など環境に配慮した取り組みを全庁的に実施し、温室効果ガスの排出削減に努めている。

1 温室効果ガス排出量の数値目標

2015年のCOP21では、2020年以降の国際枠組である「パリ協定」が採択された。日本における削減目標は2030年度(令和12年度)に温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26%減(官公庁が含まれる業務その他部門では40%減)の水準にすることとされており、本市でも「パリ協定」に準拠し、2013年度(平成25年度)比40%以上の削減を目指す。

2 取組実績

平成30年度の市の事務事業に関する温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量は、31,708t-CO₂で、基準年度2013年度(平成25年度)に比べて27,746t-CO₂減少し、令和12年度目標値を達成している。日本における長期的目標では、2050年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指すこととされており、今後一層の温室効果ガスの削減に向けて、冷暖房燃料や照明等電気エネルギーの削減など省エネルギー対策の推進に努めている。また、資源等である用紙類の使用量や可燃ごみの排出削減にも努めている。

□ 温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量等の実績

取組項目	H25年度 (2013) 基準年度	H29年度 (2017) 実績	H30年度 (2018) 実績	R12年度 (2030) 目標
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	59,454	35,595	31,708	
(1)電力使用	30,909	24,611	21,904	
(2)冷暖房等燃料使用	8,984	8,846	7,851	
(3)公用車燃料使用	880	876	796	
(4)一般廃棄物に混入する廃プラスチック類の焼却	16,101	—	—	温室効果ガス総排出量が35,672 t-CO ₂ 以下(基準年度の40%以上の削減目標)
(5)二酸化炭素以外の温室効果ガスの量	2,580	1,262	1,157	
用紙類使用量(千枚)	22,152	25,288	25,080	21,487以下
再生紙の使用割合(%)	96.4	98.4	98.7	95.0以上
水道使用量(千m ³)	541	476	480	524以下
可燃ごみの排出量(t)	576	508	511	558以下

※上記数値は市関係の全施設を対象としている。

第2節 環境マネジメントの取り組み

本市では、環境に配慮した取り組みの実効性を確保するとともに、より一層の充実を図るため、平成14年度より環境マネジメントシステムを構築し、事務事業における省資源・省エネ活動、環境に配慮した公共工事、環境保全事業を実践することによって、環境負荷の抑制に努め、持続可能で活力ある「環境共生のまち 高岡」の実現を目指すものである。

1 本市システムの概要

本市の環境マネジメントシステムでは、「高岡市の環境方針」に基づき市独自の環境マネジメントマニュアルを策定し、目的・目標・プログラム等を定めシステムを運用している。

環境マネジメントシステムの対象として、平成20年度より、従来の本庁舎に加え福岡庁舎も対象としている。

環境目標は、次の3つの柱で構成されている。

- (1) 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進
- (2) 建築・土木工事に係る環境配慮
- (3) 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

環境マネジメントシステムの枠組み(PDCAサイクル)



2 実績

(1) 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進

エコオフィス活動の実施状況は、庁舎の使用エネルギー、庁用車ガソリン量、庁舎水道使用量について目標を達成しており、用紙使用量、ノーマイカーデーの推進等についても取り組みの促進を図っていく。

□ 省資源・省エネルギー等の実績

取組項目	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	目標
庁舎の使用エネルギー (本庁舎・福岡庁舎) 原油換算量(kℓ)	590	561	505	府舎の使用エネルギーを毎年1%削減
主な内訳： 電力使用量(千kWh) 都市ガス量(千m³)	電力 1,889 都市ガス 88	電力 1,827 都市ガス 76	電力 1,649 都市ガス 68	
庁用車ガソリン量 (本庁・出先)(千ℓ)	82	76	70	毎年1%削減
庁舎水道使用量(千m³) (本庁舎・福岡庁舎)	15	15	14	毎年1%削減
用紙使用量(千枚) (本庁舎・福岡庁舎)	9,657	9,758	8,998	毎年1%削減
庁用車エコカ一台数(台) ハイブリッド(HV)・電気・バッテリーカー(BDF)	10 HV乗用: 5 HVごみ収集: 2 BDFごみ収集: 1 電気: 2	11 HV乗用: 6 HVごみ収集: 2 BDFごみ収集: 1 電気: 2	11 HV乗用: 6 HVごみ収集: 2 BDFごみ収集: 1 電気: 2	増加を目指す
ノーマイカーデー参加 (回/月・人)	0.9~1.2	0.9~1.2	1.0~1.5	増加を目指す

(2) 建築・土木工事に係る環境配慮

設計金額が3,000万円以上の工事について、排出ガスなど周辺環境に及ぼす影響の削減、及び節水型施設など環境配慮型の公共事業の推進に配慮した。

□ 環境に配慮した公共工事の推進について

①周辺環境に及ぼす影響の削減	
ア ばい煙発生設備の排ガス抑制	イ 周辺環境に配慮した工事の施工
ウ 排出ガス削減及び騒音・振動の削減	エ 建設廃材の適正管理
②環境配慮型の公共事業の推進	
ア 節水型施設の検討	イ 建物負荷の抑制
ウ 自然エネルギーの活用	エ オゾン層破壊物質の排出抑制
オ 热帯雨林材の使用抑制	
カ リサイクル対策、建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の採用	
キ 建設副産物のリサイクルの推進	
ク 建設副産物の再利用（再生資材の使用）など	

□ 年度毎の対象工事

平成28年度	平成29年度	平成30年度
計28件 道路工事(3件)、橋梁工事(1件)、駅周辺工事(1件)、公共建築工事(9件)矢田市営住宅建替工事他)、学校校舎工事(2件)福岡中他)、体育館工事(4件)野村小他)、河川水路工事(4件)、生涯学習施設(1件能町公民館)、保育園工事(3件)新牧野保育園(仮称)他)	計13件 道路工事(8件)、駅周辺工事(1件)、公共建築工事(3件)旧環境クリーン工場解体工事他)、体育館等工事(1件)高岡西部中学校)	計36件 道路工事(10件)、公共建築工事(7件)旧環境クリーン工場解体工事他)、体育館等工事(2件)野村小他)、学校校舎工事(8件)芳野中他)、河川水路工事(2件)守山川他)、工業団地造成工事(7件)戸出西部金屋産業団地他)

(3) 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

高岡市環境基本計画に基づき、環境関連事業のマネジメントを行った。

実施結果については、概ね計画どおり事業が推進された。

□ 環境保全対策の推進

環境目的	環境目標 プログラム	主な実績			
I 安全で 健康的に 暮らせる 生活環境 のまちを めざす	(1)安全で健康的に暮らせる生活環境の確保 ①大気環境の保全 ②水環境の保全 ③水資源・土壤環境・地盤環境の保全 ④騒音・振動の防止 ⑤有害化学物質対策の推進	○ 環境監視や、事業所等への調査・指導など、良好な環境の形成に努めた。			
		SO ₂	全て適合	全て適合	全て適合
		SPM	全て適合	全て適合	全て適合
		NO ₂	全て適合	全て適合	全て適合
		PM2.5	適合 注意喚起発令なし	適合 注意喚起発令なし	適合 注意喚起発令なし
		OX	95%の時間帯 で適合	94%の時間帯 で適合	94%の時間帯 で適合
		大気汚染注意報	発令なし	発令なし	発令なし
		河川水質	全て適合	全て適合	全て適合
		地下水水質	全て適合	全て適合	全て適合
		自動車騒音 (地点評価)	全時間帯適合 地点は85%	全時間帯適合 地点は85%	全時間帯適合 地点は90%
		自動車騒音 (面的評価)	昼夜とも適合 地点は93.4%	昼夜とも適合 地点は92.7%	昼夜とも適合 地点は94.2%
		ダイオキシン	大気, 河川, 地下水とも適合	大気, 河川, 地下水とも適合	大気, 河川, 地下水とも適合
		○ 公共用水域の水質向上のため、下水道の整備に努めた。			
			H28年度	H29年度	H30年度
		下水道処理人口普及率	91.5%	91.8%	92.0%
		水洗化率	94.0%	94.3%	94.7%
		○ 下水道が整備されない地域での合併処理浄化槽設置の支援を行った			
			H28年度	H29年度	H30年度
		合併処理浄化槽補助件数	8	6	6
II 環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまちをめざす	(1)低炭素型まちづくりの推進 ①省エネルギー化の推進 ②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進 ③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進 ④地域から取り組む森林保護対策の推進	○二酸化炭素排出削減に努めた。			
		市事業の温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	H28年度 33,984	H29年度 35,595	H30年度 31,708
			R12までに 35,672 (t-CO ₂)以下		目標
		○公共施設への太陽光発電システムの導入や住宅用太陽光発電システムの設置補助を実施した。			
		住宅用太陽光発電の設置補助(kW) 【発電能力の累計】	H28年度 5,629	H29年度 6,193	H30年度 6,653
			R3までに 8,000kW		目標

	<p>(2)循環型まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資源効率化・3Rの推進 ②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進 ③廃棄物エネルギーの有効利用 ④廃棄物適正処理の推進 <p>○循環型まちづくりの推進のため、省資源・3R対策の推進や、廃棄物適正処理の推進に努めた</p> <table border="1" data-bbox="578 338 1414 601"> <thead> <tr> <th></th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th><th>目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ排出量(t) (集団回収分を含む)</td><td>61,871</td><td>61,489</td><td>61,015</td><td>R9までに58,334t以下</td></tr> <tr> <td>ごみのリサイクル率(%)</td><td>21.8</td><td>21.2</td><td>21.3</td><td>R9までに27.0%</td></tr> <tr> <td>ごみの最終処分量(t)</td><td>6,986</td><td>7,312</td><td>7,234</td><td>R9までに5,563t以下</td></tr> </tbody> </table>		H28年度	H29年度	H30年度	目標	ごみ排出量(t) (集団回収分を含む)	61,871	61,489	61,015	R9までに58,334t以下	ごみのリサイクル率(%)	21.8	21.2	21.3	R9までに27.0%	ごみの最終処分量(t)	6,986	7,312	7,234	R9までに5,563t以下															
	H28年度	H29年度	H30年度	目標																																
ごみ排出量(t) (集団回収分を含む)	61,871	61,489	61,015	R9までに58,334t以下																																
ごみのリサイクル率(%)	21.8	21.2	21.3	R9までに27.0%																																
ごみの最終処分量(t)	6,986	7,312	7,234	R9までに5,563t以下																																
<p>(1)花と緑のまちの創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公園などの緑空間の充実 ②市民による身近な花と緑の確保 ③親水空間の創造と活用 	<p>○身近な緑を活かした美しいまちづくりに努めた。</p> <table border="1" data-bbox="578 698 1414 1185"> <thead> <tr> <th></th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th><th>目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園の箇所数</td><td>271か所</td><td>273か所</td><td>273か所</td><td>R3までに274か所</td></tr> <tr> <td>都市公園の面積(ha)</td><td>159.86</td><td>160.52</td><td>160.52</td><td>R3までに160.2ha</td></tr> <tr> <td>市民一人あたりの都市公園面積(m²)</td><td>9.22</td><td>9.30</td><td>9.38</td><td>R3までに9.42m²</td></tr> <tr> <td>市街地の緑地率</td><td>18.8%</td><td>18.8%</td><td>18.8%</td><td>R3までに19.0%</td></tr> <tr> <td>花づくりグループ数</td><td>360団体</td><td>345団体</td><td>356団体</td><td>R3までに360団体</td></tr> <tr> <td>花いっぱい連盟会員数</td><td>707人 203団体</td><td>686人 152団体</td><td>680人 160団体</td><td>R9までに個人810人、210団体</td></tr> </tbody> </table>		H28年度	H29年度	H30年度	目標	都市公園の箇所数	271か所	273か所	273か所	R3までに274か所	都市公園の面積(ha)	159.86	160.52	160.52	R3までに160.2ha	市民一人あたりの都市公園面積(m ²)	9.22	9.30	9.38	R3までに9.42m ²	市街地の緑地率	18.8%	18.8%	18.8%	R3までに19.0%	花づくりグループ数	360団体	345団体	356団体	R3までに360団体	花いっぱい連盟会員数	707人 203団体	686人 152団体	680人 160団体	R9までに個人810人、210団体
	H28年度	H29年度	H30年度	目標																																
都市公園の箇所数	271か所	273か所	273か所	R3までに274か所																																
都市公園の面積(ha)	159.86	160.52	160.52	R3までに160.2ha																																
市民一人あたりの都市公園面積(m ²)	9.22	9.30	9.38	R3までに9.42m ²																																
市街地の緑地率	18.8%	18.8%	18.8%	R3までに19.0%																																
花づくりグループ数	360団体	345団体	356団体	R3までに360団体																																
花いっぱい連盟会員数	707人 203団体	686人 152団体	680人 160団体	R9までに個人810人、210団体																																
<p>(2)歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①快適に移動できるまちづくり ②歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり ③観光資源を活用したまちづくり <p>○歩いて楽しい魅力あるまちづくりを進めるため、中心市街地の活性化、歴史、文化資産の観光資源活用、公共交通機関の利用促進などに努めた。</p> <table border="1" data-bbox="578 1304 1414 1746"> <thead> <tr> <th></th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th><th>目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通機関利用者数(万葉線)(千人)</td><td>1,156</td><td>1,195</td><td>1,192</td><td>R9までに1,156千人</td></tr> <tr> <td>中心商店街・観光地の歩行者通行量(人/日)</td><td>15,910</td><td>18,229</td><td>17,517</td><td>R3までに17,670人/日</td></tr> <tr> <td>歴史・文化施設入込者数(万人/年)</td><td>113</td><td>112</td><td>115</td><td>R3までに121万人/年</td></tr> <tr> <td>観光客入込数(万人)(1~12月)</td><td>374</td><td>377</td><td>385</td><td>R2までに450万人</td></tr> </tbody> </table> <p>○恵まれた美しい自然や風土、歴史と文化、魅力ある市街地や特徴ある産業の場、交流の拠点がつくる高岡らしい景観を保全・活用するため、建築物の修景を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="578 1820 1414 1971"> <thead> <tr> <th></th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th><th>目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物等の修景実績件数(累計)</td><td>—</td><td>—</td><td>7件</td><td>R9までに15件</td></tr> </tbody> </table>		H28年度	H29年度	H30年度	目標	公共交通機関利用者数(万葉線)(千人)	1,156	1,195	1,192	R9までに1,156千人	中心商店街・観光地の歩行者通行量(人/日)	15,910	18,229	17,517	R3までに17,670人/日	歴史・文化施設入込者数(万人/年)	113	112	115	R3までに121万人/年	観光客入込数(万人)(1~12月)	374	377	385	R2までに450万人		H28年度	H29年度	H30年度	目標	建築物等の修景実績件数(累計)	—	—	7件	R9までに15件	
	H28年度	H29年度	H30年度	目標																																
公共交通機関利用者数(万葉線)(千人)	1,156	1,195	1,192	R9までに1,156千人																																
中心商店街・観光地の歩行者通行量(人/日)	15,910	18,229	17,517	R3までに17,670人/日																																
歴史・文化施設入込者数(万人/年)	113	112	115	R3までに121万人/年																																
観光客入込数(万人)(1~12月)	374	377	385	R2までに450万人																																
	H28年度	H29年度	H30年度	目標																																
建築物等の修景実績件数(累計)	—	—	7件	R9までに15件																																

III 自然や歴史・文化を守り育てていくまちをめざす

IV 自然の恵みと共生するまちをめざす	(3)美しいまちづくり ①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進 ②美しい都市景観の形成の推進	○美しいまちづくりを進めるため、美化実践運動、美化重点地区・美化協定の締結など環境美化活動の促進に努めた。			
		美化協定団体数	H28年度 51団体	H29年度 53団体	H30年度 52団体
		美化重点地区的美化活動参加者数	8,000人	8,000人	11,400人
		○美しい都市景観の形成の推進に努めた。			
(2)自然とのふれあいの推進	(1)生物多様性の確保など貴重な自然の保全 ①貴重な動物・植物・生態系の保全 ②貴重な地形地質の保全	○自然に配慮した環境創造型用水路を整備した。			
		H28年度 該当工事なし	H29年度 該当工事なし	H30年度 該当工事なし	
		○自然とのふれあいの場の整備や、グリーンツーリズムの推進など、自然とのふれあいの機会の提供に努めた。			
		グリーンツーリズムなど交流事業参加数	H28年度 8,685人	H29年度 2,764人	H30年度 2,050人
(3)森林や農地などの保全・活用	①地域の特性に応じた森づくり ②森林資源を有効に活用できる森づくり ③市民参加による森づくり ④環境を育む農地の保全 ⑤漁場環境の保全	とやま・ふくおか家族旅行村公社利用者数	H28年度 1,617人	H29年度 1,532人	H30年度 1,454人
		○里山整備事業を実施し、森林整備、管理、市民組織の支援に努めた。			
		高岡市里山交流センター利用者数	H28年度 475人	H29年度 465人	H30年度 354人
		市内エコファーマー人数	H28年度 250人	H29年度 188人	H30年度 177人
		広葉樹の面積	H28年度 3,995ha	H29年度 3,987ha	H30年度 3,985ha
		里山の再整備面積	H28年度 15ha	H29年度 15ha	H30年度 20ha

V 環境に高い関心を持ち自ら行動するまちをめざす	(1)行政・市民・事業者の自主的な活動の推進	○環境に配慮した消費者教育の充実に努めた			
		H28年度	H29年度	H30年度	
○消費者グループ連絡会の支援 (消費生活向上と省資源の実践) ○エコライフを楽しむ市民の会高岡 (エコ活動の実践と普及啓発活動の推進) • グリーンカーテン普及活動 • 街頭 4 R 活動		○消費者グループ連絡会の支援 (消費生活向上と省資源の実践) ○エコライフを楽しむ市民の会高岡 (エコ活動の実践と普及啓発活動の推進) • グリーンカーテン普及活動 • 食品ロス削減啓発活動 • 街頭 4 R 活動	○消費者グループの支援 (消費生活向上と省資源の実践) ○エコライフを楽しむ市民の会高岡 (エコ活動の実践と普及啓発活動の推進) • グリーンカーテン普及活動 • フードドライブの実施（2回） • サルベージ・セミナーの開催 • 食品ロス削減啓発活動		
(2)環境学習の機会の提供促進 (3)環境情報の提供		○環境教育・環境学習の取り組みを支援した			
		H28年度	H29年度	H30年度	
こどもエコクラブ数		26園	28園	R3までに33園／年	

3 継続的な取り組み

環境マネジメントシステムに定める手順に従い、環境負荷の抑制に努めるとともに、持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現に向けて、職員一人ひとりが自覚を持って実践・点検などを行い、環境の継続的改善に向けて一歩ずつ前進していくことが大切である。また、市のこのような取り組みが市民や事業者の環境に配慮した取り組みを促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成と地球環境の保全に大きく貢献することを期待するものである。

高岡市の環境方針

1 基本理念

高岡市は、庄川と小矢部川によって生じた平野部及び二上山や西部丘陵地帯からなり、清らかな水、きれいな空気や緑など豊かな自然環境に恵まれ、多彩な産業と薫り高い文化をもつ県西部の中核都市として発展しています。

本市では、これまで市民の皆様や企業など各方面のご協力をいただき、この良好な環境の保全に努めてきています。

今日の環境問題は、地域の生活環境に影響を及ぼしたかつての公害問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模に拡がり、その影響が将来の世代に及ぶという深刻な状況になっており、その要因も複雑化しています。とりわけ、地球環境問題の解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄という今日の社会経済システムやライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割を果たすための活動が重要であると考えます。

高岡市では、温室効果ガスの削減に繋がる地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定し、省資源・省エネルギーに向けた取り組みを推進しています。この計画の実効性を確保し、環境に配慮した行動を実践するため、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を図っていきます。また、具体的な環境目的・目標を明確にし、これらを定期的に見直すことにより、環境負荷の抑制に努めるとともに、高岡市環境基本計画に掲げる持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指します。

2 基本方針

高岡市役所は、自ら行う事務事業について、継続的に環境の保全に配慮して取り組みます。

- (1) 高岡市役所（本庁舎及び福岡庁舎）における日常業務活動については、地球温暖化防止高岡市役所実行計画に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルなどの取り組みを徹底します。
- (2) 環境に配慮した公共工事の推進に努めます。
- (3) 高岡市環境基本計画に基づき、環境保全施策をより効果的に推進します。
- (4) 本市に適用される環境関連法令等は、これを順守します。
- (5) 環境方針及び環境マネジメントシステムを全ての職員に周知します。

第3編 関 係 資 料

関 係 資 料 目 次

高岡地区広域圏事務組合環境分析センターの概要	90
総務関係資料	93
(総務) - 1 令和元年度 公害対策及び環境施策に関する予算の内訳	93
(総務) - 2 機器等整備状況	93
法令届出関係資料	94
(届出) - 1 高岡市公害防止条例に基づく届出状況（大気関係）	94
(届出) - 2 高岡市公害防止条例に基づく届出状況（水質関係）	94
(届出) - 3 騒音規制法に基づく特定施設届出状況	97
(届出) - 4 振動規制法に基づく特定施設届出状況	97
(届出) - 5 富山県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設届出状況	98
大気関係資料	99
(大気) - 1 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）	99
(大気) - 2 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）	99
(大気) - 3 微小粒子状物質(PM2.5)濃度の年度別推移（年平均値）	99
(大気) - 4 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）	99
(大気) - 5 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）	99
(大気) - 6 二酸化硫黄測定結果（常時観測局における月間値）	100
(大気) - 7 浮遊粒子状物質測定結果（常時観測局における月間値）	100
(大気) - 8 一酸化窒素測定結果（常時観測局における月間値）	101
(大気) - 9 硝酸化物測定結果（常時観測局における月間値）	101
(大気) - 10 二酸化窒素測定結果（常時観測局における月間値）	101
(大気) - 11 光化学オキシダント測定結果（常時観測局における月間値）	102
(大気) - 12 大気汚染に係る環境基準	103
(大気) - 13 緊急時の発令基準	104
(大気) - 14 雨水のpHの年度別推移	104
(大気) - 15 雨水中のイオン成分沈着量調査結果（平成29年度）	104
(大気) - 16 平成29年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果	105
(大気) - 17 ダイオキシン類の環境基準等	105
水質関係資料	106
(水質) - 1 pH測定結果（市測定分）	106
(水質) - 2 SS測定結果（市測定分）	107
(水質) - 3 DO測定結果（市測定分）	108
(水質) - 4 BOD測定結果（市測定分）	109

(水質) - 5 BOD 年度別推移 (75%水質値)	109
(水質) - 6 人の健康の保護に関する項目調査結果	110
(水質) - 7 河川の全窒素、全燐測定結果	110
(水質) - 8 地下水定期モニタリング調査(環境監視調査)結果	110
騒音・振動関係資料	111
(騒音) - 1 自動車交通騒音(地点評価、要請限度)調査結果	111
(騒音) - 2 北陸新幹線鉄道騒音調査結果	112
(騒音) - 3 3車種分類による自動車走行台数調査結果	112
(騒音) - 4 自動車交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況	113
(騒音) - 5 告示事項(騒音関係)	114
(振動) - 1 道路交通振動調査結果	124
(振動) - 2 告示事項(振動関係)	125
悪臭関係資料	130
(悪臭) - 1 悪臭測定結果	130
(悪臭) - 2 悪臭物質定量限界値一覧	131
(悪臭) - 3 告示事項(悪臭関係)	132

高岡地区広域圏事務組合環境分析センターの概要

昭和46年9月25日、旧高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の3市1町による高岡地区広域市町村圏協議会を設立し、翌年2月に「広域市町村圏振興整備措置要綱」に基づき高岡地区広域圏市町村圏振興整備計画を策定した。昭和48年7月20日に広域行政の重要施策の一環として、速やかに公害に対処し、かつ行政経費の効率運用を図るために、圏域構成市町が採択した公害試料の分析に関する事務を共同処理することを目的とした「高岡地区公害センター組合」が発足した。

その後、昭和49年5月15日に公害センター庁舎が完成し、分析業務を開始した。

平成5年2月10日に高岡地区公害センター組合の規約の全部を変更し、「高岡地区広域圏事務組合」に改組した。

平成26年10月1日、高岡広域エコ・クリーンセンターの完成と同時に公害センターは高岡広域エコ・クリーンセンター内へ移転し、環境分析センターへと改名。

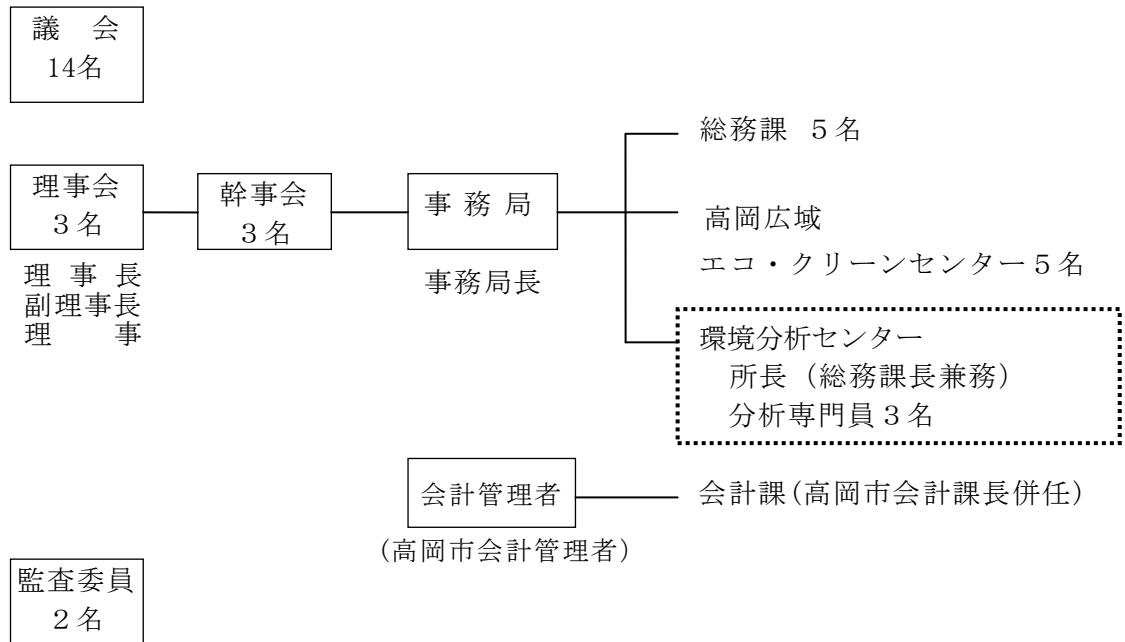
現在、分析専門員3名で、分析業務を行っている。

組合の機構は、次のとおりである。

名 称 高岡地区広域圏事務組合
事務局所在地 氷見市上田子字笛谷内50番地
議 決 機 関 高岡地区広域圏事務組合議会
議員定数 14名

高岡市選出議員 7名、氷見市選出議員 4名
小矢部市選出議員 3名

組織（平成31年4月1日現在）



環境分析センター所在地

氷見市上田子字笛谷内50番地

環境分析センター内施設

一般分析室、特殊分析室、事務室、分析準備室

業務内容

大気関係分析

項目：降下ばいじん、窒素酸化物、ふつ素化合物、重油中硫黄分、酸性雨等

水質関係分析

生活環境項目：水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量
浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール、銅、亜鉛、鉄、
マンガン、クロム、全窒素、全燐等

健 康 項 目：カドミウム、全シアン、ふつ素、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、P C B、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等

その他の項目：塩化物イオン、過マンガン酸消費量、硬度、ニッケル等

悪臭関係分析

項目：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、
トリメチルアミン、アルデヒド類、低級脂肪酸類等 22 物質

□ 分析実績状況（平成30年度）

	高岡市	2市	計 (比率)
水質汚濁関係	3,598	2,116	5,714 (92.9%)
大気汚染関係	103	58	161 (2.6%)
悪臭関係	211	68	279 (4.5%)
その他	0	0	0 (0%)
計 (比率)	3,912 (63.6%)	2,242 (36.4%)	6,154 (100%) (100 %)

□ 環境分析センター機器整備状況

平成31年3月31日現在

名 称	数量	性 能 ・ 仕 様
硫黄分試験装置	1	燃焼管式空気法
蒸留水製造装置	1	アドバンテック東洋 RFD-260NC
電子天秤	1	ザルトリウス Quintix224 精度0.1mg
電子上皿天秤	1	エー・アンド・ディ FA-200 精度1mg
上皿天秤	1	秤量範囲 4~200g
〃	2	秤量範囲 1~60g
原子吸光光度計	1	サーモ ICE3500
分光光度計	1	島津UV-1200
〃	1	島津UV-1800
イオンクロマトグラフ	1	東ソーIC-2001
ガスクロマトグラフ	1	J.サイエンス.ラボGC7100EN (ECD付)
〃	1	島津 GC2014AF(FID, FPD付)
〃	1	島津 GC-14BPF(FTD付)
〃	1	サーモ Trace1300(FID, NPD付)
pHメーター	2	ホリバ
イオンメーター	1	オリオン720A
卓上導電率計	1	ホリバ DS-71
溶存酸素計	1	YSI MODEL5000
顕微鏡	1	オリンパス CHC-S
風向風速計	2	ポータブル式
悪臭採取装置	2	ジーエルサイエンス製
振とう機	5	250mL 10ヶ掛、1L3ヶ掛
産廃振とう機	2	振幅42mm、210rpm
遠心分離機	1	クボタ 2420 4000rpm
超音波洗浄機	1	150W
電気マッフル炉	1	島津 MPM-200
定温乾燥器	3	島津 アドバンテック いすゞ
ウォーターバス	2	シバタ TDM212AA
高圧蒸気滅菌器	1	ALP KTS-2346
検体蒸留装置	1	宮本理研工業
還元気化水銀測定装置	1	日本インスツルメンツ マーキュリーRA-3110
インキュベーター	1	ヤマト科学 INY800

総務関係資料

□(総務) - 1 令和元年度 公害対策及び環境施策に関する予算の内訳

単位：千円

区分		金額(予算現計額)
環境審議会委員報酬		150
環境保全対策事業費		17,654
合併処理浄化槽設置整備事業補助金		4,196
高岡地区広域圏事務組合（環境分析センター）分担金		10,081
低炭素化社会まちづくり事業費		2,345
計		34,426
令和元年度高岡市一般会計予算		65,639,064

□(総務) - 2 機器等整備状況

平成31年4月1日現在

種別	品名	数量	型式
大気汚染悪臭	環境情報受信システム 大気汚染測定装置(SO ₂ ・SPM) 大気汚染測定装置(SPM) 窒素酸化物測定装置 微風向風速測定装置 ハイボリュームエアサンプラー	1台 1台 1台 1台 2台 2台	NEC VY14M/EF-W 電気化学計器 GFS 〃 DUB 〃 GLN C-W175、N-800-6 紀本電子工業
騒音振動	普通騒音計・精密騒音計 振動レベル計 騒音振動レベル処理器 高速レベルレコーダー 1/3オクターブ周波数分析器	4台 2台 2台 2台 2台	リオン NL-04、NL-06、NL-15 リオン VM-51、VM-52A リオン SV-73、SV-76 リオン LR-04、LR-06 リオン SA-59、SA-59A
地下水	地下水位観測井 地下水用自記水位計 井戸用水位測定器	6井 6台 2台	清水町、駅南、宮田町、立野、佐野、戸出 横河ウエザック ヤマヨ測定機器 ミリオン水位計
その他	大気汚染常時観測局 公害パトロール車 現場撮影用カメラ	2局 2台 1台	本丸局 戸出局 プリウス 1,500cc (低公害車) カローラ 1,500cc バン ニコン クールピクスAW100

法令届出関係資料

□(届出)－1 高岡市公害防止条例に基づく届出状況(大気関係)

平成31年3月31日現在

区分	施設名	届出事業所数	届出施設数
ばい煙発生施設	1 ボイラー	127	283
	2 ガス発生炉及び加熱炉	1	1
	3 焼焼炉・焼結炉・か焼炉	3	3
	4 溶鉱炉、転炉、平炉	1	3
	5 金属溶解炉	29	55
	6 金属加熱炉	8	33
	9 窯業製品焼成炉、溶融炉	1	3
	10 反応炉、直火炉	1	12
	11 乾燥炉	6	8
	12 電気炉	2	2
	13 廃棄物焼却炉	7	11
	19 塩素・塩化水素反応施設等	2	30
	計	171	444
粉じん発生施設	2 堆積場	18	25
	3 ベルトコンベア・バケットコンベア	6	29
	4 粉碎機・摩碎機	8	15
	5 ふるい	3	4
	計	25	73

注 届出事業所数の合計値は実数である。

□(届出)－2 高岡市公害防止条例に基づく届出状況(水質関係)

平成31年3月31日現在

特定施設名	届出事業所数	届出施設数
1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設	1 3	2 6
イ 豚房施設 ロ 牛房施設		
3 水産食料品製造業の用に供する施設	3 3 7	10 9 37
イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ホ 湯煮施設		
4 保存食料品製造業の用に供する施設	1 1	1 1
イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設		
5 みそ、しょうゆ等の製造業の用に供する施設	3 5 1	3 6 1
ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設		
8 菓子製造業等の用に供する粗製あんの沈でんそう	1	2
9 米菓製造業等洗米機	1	1
10 飲料製造業の用に供する施設	3 3	3 3
ロ 洗浄施設 ニ 過施設		

16 めん類製造業の用に供する施設		
湯　　煮　　施　　設	1	4
17 豆腐又は煮豆製造業の用に供する施設		
湯　　煮　　施　　設	6	6
18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設		
イ 原 料 处 理 施 設	1	3
21の3 合板製造業の用に供する施設		
接 着 機 洗 净 施 設	2	8
22 木材薬品処理製造業の用に供する施設		
口 薬 液 浸 透 施 設	10	20
23 パルプ、紙又は紙加工品製造業の用に供する施設		
イ 原 料 浸 せ き 施 設	3	8
ハ 碎 木 機	1	4
ニ 蒸 解 施 設	3	5
ホ 蒸 解 廃 液 濃 縮 施 設	2	3
ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	2	36
ト 漂 白 施 設	4	24
チ 抄 紙 施 設	4	13
ル 廃 ガ ス 洗 净 施 設	2	5
23の2 新聞業、出版業、印刷業、又は製版業の用に供する施設		
イ 自動式フィルム現像洗浄施設	2	2
ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	1	1
27 無機化学製品製造業の用に供する施設		
イ ろ 過 施 設	3	26
ロ 遠 心 分 離 機	1	1
ヌ 廃 ガ ス 洗 净 施 設	5	53
33 合成樹脂製造業の用に供する施設		
イ 縮 合 反 応 施 設	2	5
ロ 水 洗 施 設	1	5
ハ 遠 心 分 離 機	1	13
ヌ 湿 式 集 じ ん 施 設	1	2
34 合成ゴム製造業の用に供する施設		
ロ 脱 水 施 設	1	6
ハ 水 洗 施 設	1	1
37 石油化学工業の用に供する施設		
ハ ろ 過 施 設	1	3
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設等	1	3
タ 廃 ガ ス 洗 净 施 設	1	5
38 石けん製造業の用に供する施設		
イ 原 料 精 製 施 設	1	1
ロ 塩 析 施 設	1	1
46 有機化学製品製造業の用に供する施設		
イ 水 洗 施 設	2	37
ロ ろ 過 施 設	1	33
ハ 濃 縮 施 設	1	2
ニ 廃 ガ ス 洗 净 施 設	5	97
47 医薬品製造業の用に供する施設		
ロ ろ 過 施 設	3	40
ハ 分 離 施 設	2	38
ニ 混 合 施 設	1	39
ホ 廃 ガ ス 洗 净 施 設	2	46

49 農 薬 製 造 業 の 用 に 供 す る 施 設		
混 合 施 設	1	3
53 ガラス又はガラス製品製造業の用に供する施設		
イ 研 磨 洗 浄 施 設	4	28
ロ 廃 ガ ス 洗 浄 施 設	1	1
54 セメント製品製造業の用に供する施設		
ロ 成 型 機	1	2
ハ 水 養 生 施 設	3	12
55 生コンクリート製造業の用に供する施設		
バ ッ チ ャ 一 プ ラ ン ト	9	9
60 砂 利 採 取 業 の 用 に 供 す る 施 設		
水 洗 式 分 別 施 設	8	12
61 鉄 鋼 業 の 用 に 供 す る 施 設		
ハ 圧 延 施 設	1	2
ニ 燒 入 れ 施 設	1	1
ホ 湿 式 集 ジ ん 施 設	3	3
62 非 鉄 金 属 製 造 業 の 用 に 供 す る 施 設		
ロ 電 解 施 設	2	3
ホ 廃 ガ ス 洗 浄 施 設	3	7
ヘ 湿 式 集 ジ ん 施 設	6	8
63 金属製品又は機械器具製造業の用に供する施設		
イ 燒 入 れ 施 設	3	7
ロ 電 解 式 洗 浄 施 設	1	1
ハ 廃 ガ ス 洗 浄 施 設	24	84
64の2 水道施設又は自家用工業用水道の施設		
イ 沈 で ん 施 設	2	9
ロ ろ 過 施 設	2	5
65 酸 又 は ア ル カ リ に よ る 表 面 处 理 施 設	49	151
66 電 気 メ ツ キ 施 設	12	82
66の2 旅 館 業 の 用 に 供 す る 施 設		
イ ち ゆ う 房 施 設	46	58
ロ 洗 た く 施 設	28	30
ハ 入 浴 施 設	48	168
66の4 弁当仕出屋又は弁当製造業に供するちゅう房施設	4	5
66の5 飲食店に設置されるちゅう房施設	3	3
67 洗 た く 業 の 用 に 供 す る 洗 浄 施 設	16	43
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	3	4
69の3 地方卸売市場に設置される施設		
イ 卸 売 場	1	1
70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	3	8
71 自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	58	65
71の2 科学技術に関する研究、試験、検査等を行う事業場		
イ 洗 浄 施 設	11	153
71の4 産業廃棄物処理施設	2	5
71の5 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	7	9
71の6 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設	3	23
72 し 尿 处 理 施 設	7	7
73 下 水 道 处 理 施 設	4	4
74 特 定 事 業 場 か ら 排 出 さ れ る 水 の 处 理 施 設	10	28
合 計	311	1,728

注 届出事業所数の合計値は実数である。

□(届出)－3 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

平成31年3月31日現在

特定施設の種類	事業所数	届出施設数
1 金 属 加 工 機 械	144	685
2 空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	186	1,524
3 土 石 用 又 は 鉱 物 用 の 機 械 (破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機)	10	61
4 織 機	4	645
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	4	8
7 木 材 加 工 機 械	61	251
8 抄 紙 機	1	2
9 印 刷 機 械	35	108
10 合 成 樹 脂 射 出 成 形 機	7	85
11 鑄 型 造 型 機	9	63
合 計	461	3,432

注 事業所数の合計値は実数である。

□(届出)－4 振動規制法に基づく特定施設届出状況

平成31年3月31日現在

特定施設の種類	事業所数	届出施設数
1 金 屬 加 工 機 械	105	862
2 圧 縮 機	133	770
3 土 石 用 又 は 鉱 物 用 の 機 械 (破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機)	13	70
4 織 機	4	539
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	1	10
6 木 材 加 工 機 械	17	35
7 印 刷 機 條	12	25
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	2
9 合 成 樹 脂 射 出 成 形 機	8	87
10 鑄 型 造 型 機	18	72
合 計	312	2,472

注 事業所数の合計値は実数である。

□(届出)－5 富山県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設届出状況

平成31年3月31日現在

特定施設の種類	事業所数	届出施設数
1 金 属 加 工 機 械	96	768
2 圧縮機及び送風機及び蒸気タービン	177	806
3 粉 碎 機 械	43	103
4 繊 維 機 械	17	430
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	8	9
6 木 材 加 工 機 械	14	48
7 抄 紙 機 械	2	6
8 印 刷 機 械	10	22
9 合 成 樹 脂 射 出 成 形 機	15	135
10 鑄 型 造 型 機	5	12
11 電 気 爐	2	3
13 集 ジ ん 装 置	159	398
14 ディゼルエンジン及びガソリンエンジン	67	78
15 走 行 ク レ 一 ン	19	52
合 計	446	2,870

注 事業所数の合計値は実数である。

大気関係資料

□ (大気) - 1 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

単位 : ppm

年度 観測局名	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
伏木	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
本丸	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満

□ (大気) - 2 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）

単位 : mg/m³

年度 観測局名	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
伏木	0.015	0.020	0.018	0.018	0.019	0.019	0.014	0.018	0.020	0.019
本丸	0.018	0.018	0.017	0.017	0.017	0.015	0.011	0.011	0.011	0.012
戸出	0.013	0.012	0.014	0.013	0.017	0.015	0.019	0.011	0.010	0.010

□ (大気) - 3 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の年度別推移（年平均値）

単位 : μg/m³

年度 観測局名	24	25	26	27	28	29	30
伏木	15.6	15.0	14.8	14.8	11.6	10.5	10.7

※H24年度より測定開始

□ (大気) - 4 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

単位 : ppm

年度 観測局名	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
伏木	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
本丸	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006	0.007	0.006

□ (大気) - 5 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）

単位 : ppm

年度 観測局名	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
伏木	0.036	0.038	0.036	0.037	0.036	0.037	0.038	0.037	0.038	0.037
本丸	0.027	0.032	0.031	0.033	0.033	0.032	0.036	0.034	0.034	0.035
戸出	0.030	0.033	0.031	0.033	0.033	0.032	0.033	0.033	0.035	0.034

□(大気)－6 二酸化硫黄測定結果(常時観測局における月間値)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本丸	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間(時間)	715	735	707	738	735	714	739	714	738	738	667	736	8676
	月平均値(ppm)	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	1時間値が0.1ppmを超えた時間(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.004
	日平均値の最高値(ppm)	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002

□(大気)－7 浮遊粒子状物質測定結果(常時観測局における月間値)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本丸	有効測定日数(日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	26	31	362
	測定時間(時間)	720	741	713	743	741	719	743	719	742	743	645	742	8711
	月平均値(mg/m ³)	0.017	0.015	0.014	0.02	0.012	0.009	0.008	0.008	0.006	0.007	0.012	0.012	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(mg/m ³)	0.119	0.067	0.129	0.097	0.064	0.038	0.036	0.064	0.033	0.057	0.051	0.067	0.129
	日平均値の最高値(mg/m ³)	0.038	0.035	0.038	0.064	0.021	0.020	0.018	0.023	0.017	0.022	0.024	0.023	0.064
戸出	有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	26	31	363
	測定時間(時間)	720	743	717	743	743	719	742	719	744	743	645	743	8721
	月平均値(mg/m ³)	0.015	0.015	0.015	0.019	0.01	0.007	0.008	0.007	0.005	0.004	0.009	0.009	0.010
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値(mg/m ³)	0.115	0.080	0.094	0.109	0.046	0.046	0.042	0.052	0.051	0.049	0.042	0.061	0.115
	日平均値の最高値(mg/m ³)	0.036	0.045	0.061	0.072	0.020	0.019	0.018	0.018	0.015	0.016	0.020	0.022	0.072

□(大気)－8 一酸化窒素測定結果(常時観測局における月間値)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本丸	有効測定日数 (日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間 (時間)	715	738	706	739	738	714	739	714	738	739	663	737	8680
	月平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.004	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値 (ppm)	0.008	0.008	0.014	0.021	0.013	0.036	0.019	0.021	0.042	0.036	0.062	0.026	0.062
	日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.005	0.007	0.002	0.020	0.003	0.003	0.011	0.004	0.007	0.002	0.020

□(大気)－9 窒素酸化物測定結果(常時観測局における月間値)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本丸	有効測定日数 (日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間 (時間)	715	738	706	739	738	714	739	714	738	739	663	737	8680
	月平均値 (ppm)	0.006	0.005	0.004	0.006	0.005	0.009	0.007	0.008	0.010	0.009	0.010	0.008	0.007
	1時間値の最高値 (ppm)	0.036	0.035	0.021	0.030	0.025	0.045	0.042	0.048	0.071	0.074	0.104	0.056	0.104
	日平均値の最高値 (ppm)	0.012	0.012	0.011	0.015	0.008	0.026	0.014	0.014	0.030	0.016	0.026	0.013	0.030
	月平均値 (NO ₂ /NO+NO ₂) (%)	95.2	95.8	89.8	75.7	83.0	59.2	84.5	86.2	83.2	86.6	85.4	90.6	83.8

□(大気)－10 二酸化窒素測定結果(常時観測局における月間値)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本丸	有効測定日数 (日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間 (時間)	715	738	706	739	738	714	739	714	738	739	663	737	8680
	月平均値 (ppm)	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
	1時間値の最高値 (ppm)	0.029	0.027	0.015	0.021	0.020	0.019	0.026	0.035	0.043	0.038	0.042	0.036	0.043
	日平均値の最高値 (ppm)	0.011	0.011	0.008	0.008	0.007	0.010	0.011	0.011	0.019	0.014	0.019	0.011	0.019
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

□(大気)-11 光化学オキシダント測定結果(常時観測局における月間値)

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
本 丸	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間 (時間)	713	739	712	740	736	716	734	716	737	739	666	736	8684
	1時間値の月平均値 (ppm)	0.046	0.048	0.044	0.033	0.031	0.034	0.029	0.027	0.026	0.029	0.033	0.039	0.035
	1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	14	15	12	7	8	5	0	0	0	0	0	6	67
	1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	111	146	112	24	32	17	0	0	0	0	0	25	467
	1時間値が0.12ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.12ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.089	0.087	0.085	0.072	0.069	0.069	0.057	0.055	0.046	0.049	0.058	0.078	0.089
	日最高1時間値の月平均値 (ppm)	0.061	0.063	0.058	0.051	0.047	0.050	0.046	0.043	0.038	0.041	0.045	0.056	0.050
戸 出	有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
	測定時間 (時間)	713	739	713	739	737	716	733	716	737	739	665	725	8672
	1時間値の月平均値 (ppm)	0.045	0.047	0.043	0.031	0.027	0.032	0.029	0.027	0.027	0.031	0.033	0.039	0.034
	1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	14	17	16	6	5	4	0	0	0	0	0	6	68
	1時間値が0.06ppmを超えた時間数 (時間)	101	144	113	20	15	19	0	0	0	0	0	28	440
	1時間値が0.12ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.12ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値 (ppm)	0.089	0.088	0.094	0.069	0.070	0.067	0.060	0.055	0.049	0.051	0.057	0.080	0.094
	日最高1時間値の月平均値 (ppm)	0.061	0.065	0.060	0.052	0.044	0.050	0.047	0.043	0.039	0.043	0.047	0.056	0.051

□(大気)－12 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	達成期間	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持され、又は原則として、15年以内において達成されるよう努めるものとする。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年環告25 改正昭和48年環告35 改正平成 8年環告73
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	非分散型赤外線分析計を用いる方法	昭和48年環告25
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同上	通過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはペータ線吸収法	昭和48年環告25 改正昭和56年環告47
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	同上	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	昭和48年環告25 改正平成 8年環告73
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	① 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 ② 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 ③ 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の他、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年環告38 改正平成 8年環告74
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたくって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにより測定する方法又はこれと同等以上の性能を有することを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	平成 9年環告4
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成 9年環告4
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成 9年環告4
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上	同上	平成13年環告30
微小粒子状物質	1時間値の1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。	通過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年環告33
ダイオキシン類	1年間の平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	① 環境基準が達成されていない地域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ② 環境基準が現に達成されている地域又は環境基準が達成された地域にあっては、その維持に努めること。	ボリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエーサンプラーにより採取した試料を高分解能力スクリマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成11年環告68

注 ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づくもの。

□(大気)－13 緊急時の発令基準

対象物質	発令基準			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値が 0.15ppm以上	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間	—	3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

□(大気)－14 雨水のpHの年度別推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
最大値	6.4	6.2	6.5	6.9	7.2	7.2	7.2	7.0	6.6	6.6
最小値	3.5	4.0	4.0	4.1	4.1	4.2	4.2	4.5	4.4	4.3
平均値	4.6	5.0	5.0	4.9	5.1	4.8	5.0	5.1	5.0	5.0

注 平均値は降雨量を加味した加重平均値である。

□(大気)－15 雨水中のイオン成分沈着量調査結果(平成29年度)

単位: meq/m²/年

項目	SO ₄ ²⁻	nss-SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	H ⁺	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
県内測定値 (県・環境科学センタ ー)	103	58	46	438	44	53	33	89	11	380

注 nss-SO₄²⁻(nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン沈着量を表す。

資料出典：富山県平成30年版環境白書 イオン成分沈着量調査結果(29年度)より

□(大気)－16 平成29年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果

環境媒体	地点数	環境基準超過地点	平均値	濃度範囲
大 気	629	0	0.019 pg-TEQ/m ³	0.0033～0.32 pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	1,442	22	0.17 pg-TEQ/L	0.010～1.7 pg-TEQ/L
公共用水域底質	1,205	4	6.7 pg-TEQ/g	0.043～610 pg-TEQ/g
地 下 水 水 質	498	0	0.049 pg-TEQ/L	0.0071～0.66 pg-TEQ/L
土 壤	835	0	3.4 pg-TEQ/g	0～150 pg-TEQ/g

(環境省全国調査)

□(大気)－17 ダイオキシン類の環境基準等

項目	内 容	基 準 値
耐容一日摂取量(TDI)	人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量	4pg-TEQ/kg体重/日
環境基準	大 気	0.6 pg-TEQ/m ³
	水 質	1 pg-TEQ/L
	底 質	150 pg-TEQ/g
	土 壤	1,000pg-TEQ/g

注 土壌汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準(調査基準) : 250pg-TEQ/g

水質関係資料

□ (水質) - 1 pH 測定結果 (市測定分)

水域 河 川 名 調 査 地 點	小矢部川												庄川	
	小 矢 部 川	祖 父 川	岸 渡	千 保 川				地 久 子 川		蓑 川	荒 川	黒 川	亀 川	
五	新	岸	春	下	市	地	地	久	東	上	新	黒	福	福
位	祖	渡	日	島	場	子	子	子	橋	見	荒	石	岡	岡
橋	父	川	橋	橋	橋	木	木	木	橋	橋	又	又	町	町
橋	川	五	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	江	西
類型	A	A	—	C				—		—	—	—	—	A
基準値	6.5 ~ 8.5	6.5 ~ 8.5	—	6.5 ~ 8.5				—		—	—	—	—	6.5 ~ 8.5
30. 4	7.2	7.1	7.1	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.3	7.3	6.9	7.4	7.1	7.4
30. 5	7.0	7.2	6.9	7.4	7.0	7.1	7.2	7.0	7.2	7.1	7.0	7.1	7.1	7.1
30. 6	7.1	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.2	7.1	7.2	7.0	7.2	7.0	7.2
30. 7	7.4	7.3	7.2	7.6	7.4	7.5	7.4	7.4	7.4	7.2	7.0	7.1	7.4	7.8
30. 8	7.3	7.3	7.1	7.6	7.2	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.4	7.8	7.3	7.6
30. 9	7.3	7.0	7.1	7.1	7.1	7.0	7.0	7.4	7.0	7.3	6.9	7.4	7.0	7.6
30. 10	7.3	7.2	7.2	7.4	7.2	7.2	7.3	7.6	7.3	7.3	7.0	7.4	—	7.5
30. 11	7.2	7.2	7.1	7.5	7.3	7.2	7.4	7.5	7.3	7.1	6.9	7.2	7.5	7.4
30. 12	7.3	7.3	7.2	7.4	7.2	7.3	7.4	7.3	7.4	7.2	7.4	7.4	—	7.7
31. 1	7.1	7.1	7.1	7.3	7.0	7.1	7.3	7.4	7.3	7.1	7.0	7.1	7.2	7.3
31. 2	7.3	7.4	7.2	7.5	7.0	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.2	7.6	7.4
31. 3	7.6	7.2	7.4	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.1	7.3	7.1	7.7	7.4
最高値	7.6	7.4	7.4	7.6	7.4	7.5	7.4	7.6	7.4	7.3	7.4	7.8	7.7	7.6
最低値	7.0	7.0	6.9	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	6.9	7.1	7.0	7.1

注 pHとは水素イオン濃度をいう。

□(水質) - 2 SS 測定結果 (市測定分)

単位: mg/ℓ

水域 河 川 名 調 査 地 點 類型 基準値 年月	小矢部川												庄川 中 田 橋 A 25 以下	
	小 矢 部 川	祖 父 川	岸 渡	千 保 川				地 久 子 川		蓑 川	荒 川	黒 川	亀 川	
五	新	岸	春	下	市	地	地	久	東	上	新	黒	福	福
位	祖	渡	日	島	場	子	久	子	橋	見	荒	石	岡	岡
地	父	川	五	橋	橋	木	子	木	橋	橋	又	又	町	町
点	橋	橋	位	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	江	西
橋	A	A	—	C				—		—	—	—	—	A
25	25	—	50				—		—		—		—	
以下	以下	—	以下				—		—		—		—	
30. 4	9	10	10	13	13	11	10	7	6	6	14	23	18	7
30. 5	17	21	16	22	18	17	13	26	10	20	20	31	42	9
30. 6	8	12	8	9	4	6	6	11	9	8	10	9	8	7
30. 7	6	9	9	6	3	5	7	10	7	7	10	23	6	9
30. 8	7	17	12	10	15	12	11	15	8	5	5	16	11	6
30. 9	10	7	8	21	16	9	8	25	8	5	7	10	4	6
30. 10	6	6	3	20	7	6	4	5	7	3	2	1未満	—	5
30. 11	5	4	5	4	2	3	4	3	5	28	9	7	1未満	1
30. 12	13	5	6	7	6	5	6	4	5	8	3	3	—	3
31. 1	1	2	2	1	2	2	2	2	5	3	3	3	2	4
31. 2	3	3	5	3	5	5	3	15	11	5	5	5	3	2
31. 3	4	1	3	5	7	5	4	4	4	6	5	4	2	9
最高値	17	21	16	22	18	17	13	26	11	28	20	31	42	9
最低値	1	1	2	1	2	2	2	2	4	3	2	1未満	1未満	1
平均値	7	8	7	10	8	7	7	11	7	9	8	11	8	6
														5

注 SS(浮遊物質-Suspended Solidの略)とは、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。

□(水質)－3 DO 測定結果 (市測定分)

単位: mg/ℓ

水域 河 川 名 調 査 地 点 類型 基準値 年月	小矢部川												庄川 中 田 橋 A 7.5 以上	
	小 矢 部 川	祖 父 川	岸 渡	千 保 川				地 久 子 川		蓑 川	荒 川	黒 川	亀 川	
五	新	岸	春	下	市	地	地	久	東	上	新	黒	福	福
位	祖	渡	日	島	場	子	久	子	橋	見	荒	石	岡	岡
地	父	川	五	橋	橋	木	子	木	橋	橋	又	又	町	町
点	橋	橋	位	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	江	西
橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	尻	尻	尻	明	寺
A	A	—	C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A
7.5 以上	7.5 以上	—	5 以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.5 以上
30. 4	12	11	11	12	11	11	11	11	9.0	11	12	12	12	11
30. 5	11	11	11	11	11	10	10	10	9.3	10	11	10	11	11
30. 6	9.4	9.5	9.3	10	10	10	9.0	9.9	8.0	9.6	10	11	11	9.0
30. 7	8.5	9.3	8.8	9.1	9.3	8.8	8.8	9.1	7.4	8.2	8.4	8.2	8.8	7.9
30. 8	8.4	8.2	7.9	9.2	9.6	9.3	7.9	9.2	6.4	9.2	10	12	10	6.9
30. 9	8.7	8.7	8.4	9.0	8.6	8.1	7.9	8.4	5.7	9.5	10	11	8.8	8.9
30. 10	9.9	11	11	10	11	10	9.8	11	6.3	9.5	11	11	—	9.7
30. 11	10	9.8	9.8	11	11	10	8.9	10	8.6	9.6	10	10	10	11
30. 12	10	10	9.8	11	10	10	9.4	9.8	8.1	9.9	11	11	—	—
31. 1	13	12	12	14	11	11	10	13	11	11	11	11	14	12
31. 2	12	11	11	13	11	11	10	12	11	11	12	12	16	12
31. 3	12	12	12	12	11	11	10	12	11	9.4	10	10	13	11
最高値	13	12	12	14	11	11	11	13	11	11	12	12	16	12
最低値	8.4	8.2	7.9	9.0	8.6	8.1	7.9	8.4	5.7	8.2	8.4	8.2	8.8	6.9
平均値	10	10	10	11	10	10	9.4	10	8.5	9.8	11	11	10	11

注 DO(溶存酸素量—Dissolved Oxygenの略)とは、水に溶けこんでいる酸素の濃度をいう。

□(水質)－4 BOD 測定結果 (市測定分)

単位: mg/ℓ

水域 河 川 名	小矢部川											庄川 川			
	小 矢 部 川	祖 父 川	岸 渡 川	千 保 川			地 久 子 川		蓑 川	荒 又 川	黒 石 川	亀 川			
調 査 地 点	五 位 橋	新 祖 父 川 橋	岸 渡 川 五 位 橋	春 日 橋	下 島 橋	市 場 橋	地 木 橋	地 久 子 橋	港 東 橋	上 見 橋	新 荒 又 橋	黒 石 橋	福 岡 町 江 尻	福 岡 町 西 明 寺	中 田 橋
類型	A	A	—	C			—		—	—	—	—	—	—	A
基準値 年月	2 以下	2 以下	—	5 以下			—		—	—	—	—	—	—	2 以下
30. 4	0.9	0.8	0.7	1.0	1.2	1.0	1.0	1.4	1.4	0.9	1.1	1.7	1.4	1.0	0.8
30. 5	1.1	1.1	0.9	1.2	1.0	1.6	1.1	1.2	1.1	0.9	0.8	1.2	1.3	0.6	0.5未満
30. 6	1.3	0.8	0.9	1.4	1.0	1.8	1.1	1.1	1.5	1.2	1.1	1.0	2.1	1.1	0.5未満
30. 7	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7	1.5	1.0	0.8	0.9	1.0	1.0	1.3	1.4	1.7	0.5未満
30. 8	1.6	1.2	1.3	1.3	1.4	1.7	1.4	2.5	3.5	1.3	1.2	1.3	1.5	1.7	0.5
30. 9	0.8	0.8	0.9	1.3	1.2	1.6	2.7	1.5	1.4	0.9	0.9	1.0	2.9	1.0	1.1
30. 10	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満	0.9	0.5未満	0.5未満	1.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	—	0.8	0.5未満
30. 11	1.0	0.5	0.5未満	0.9	0.7	1.3	0.8	0.7	1.0	1.7	0.9	1.0	1.8	0.8	0.5未満
30. 12	2.0	0.7	0.7	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	1.1	0.5未満	0.5	0.5	—	—	0.5未満
31. 1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5	0.5未満	0.6	0.5	0.5未満	0.5未満
31. 2	0.8	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	0.9	0.8	1.1	0.9	0.5未満	0.7	0.8	0.7	0.5未満
31. 3	0.7	0.5未満	0.5未満	0.9	0.5未満	0.9	0.7	1.0	0.8	1.1	1.1	1.3	2.1	1.3	0.5未満
最高値	2.0	1.2	1.3	1.4	1.4	1.8	2.7	2.5	3.5	1.7	1.2	1.7	2.9	1.7	1.1
最低値	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
平均値	1.0	0.7	0.7	1.0	0.9	1.3	1.1	1.1	1.3	1.0	0.8	1.0	1.4	1.0	0.6
75%水質値	1.1	0.8	0.9	1.2	1.1	1.6	1.1	1.2	1.4	1.1	1.1	1.3	1.8	1.1	0.5未満

注1 BOD(生物化学的酸素要求量—Biochemical Oxygen Demandの略)とは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表している。

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値である

□(水質)－5 BOD 年度別推移 (75%水質値)

単位: mg/ℓ

水域	河川名	調査地点		類型	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		五 位 橋	国 条 橋		A	0.8	1.0	0.9	0.8	0.9
小矢部川	小矢部川	城光寺橋	河口	B	1.2	1.1	1.3	1.1	1.1	1.6
		新祖父川橋	祖父川	A	0.8	0.9	0.6	0.6	0.9	0.8
		岸渡川五位橋	岸渡川五位橋	—	0.7	0.6	0.6	0.7	0.9	0.9
		春日橋	下島橋	C	1.2	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2
	千保川	市場橋	地子木橋		0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	1.1
		地久子橋	港東橋		1.9	1.7	1.3	1.5	1.6	1.6
		蓑川	上見橋		1.6	1.4	1.1	1.0	1.3	1.1
		荒又川	新荒又橋	—	1.4	1.2	1.1	0.9	1.1	1.2
		黒石川	黒石橋	—	4.1	1.6	1.8	1.8	2.8	1.4
		亀川	福岡町江尻	—	1.3	1.0	1.0	1.0	1.3	1.8
	庄川	庄川	中田橋	A	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

□ (水質) - 6 人の健康の保護に関する項目調査結果

単位 : mg/ℓ

河川名	小矢部川	祖父川	岸渡川	千保川	地久子川		庄川	環境基準	定量限界
調査地点 項目	城光寺橋	新祖父川橋	五位橋	地子木橋	地久子橋	港東橋	中田橋		
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005

注 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

□ (水質) - 7 河川の全窒素、全燐調査結果

単位 : mg/ℓ

河川名	小矢部川	祖父川	岸渡川	千保川	地久子川		庄川	定量限界
調査地点 項目	城光寺橋	新祖父川橋	五位橋	地子木橋	地久子橋	港東橋	中田橋	
全窒素	0.4 ~0.9	0.5 ~1.1	0.6 ~1.1	0.4 ~0.7	0.3 ~0.5	0.2 ~1.1	ND ~0.4	0.2
全燐	0.03 ~0.07	0.02 ~0.04	0.01 ~0.04	0.02 ~0.04	0.03 ~0.08	0.05 ~0.07	ND ~0.03	0.01

□ (水質) - 8 地下水定期モニタリング調査（環境監視調査）結果

単位 : mg/ℓ

調査項目	調査地点数	測定結果	環境基準を超えた地点数	環境基準	定量限界
カドミウム	34	ND	0	0.01	0.001
ジアン	34	ND	0	検出されないこと	0.1
鉛	34	ND	0	0.01	0.005
六価クロム	34	ND	0	0.05	0.04
砒素	34	ND	0	0.01	0.005
総水銀	34	ND	0	0.0005	0.0005
ジクロロメタン	17	ND	0	0.02	0.002
四塩化炭素	34	ND	0	0.002	0.0002
塩化ビニルモナー	17	ND	0	0.002	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	17	ND	0	0.004	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	17	ND	0	0.02	0.002
1, 2-ジクロロエチレン	17	ND	0	0.04	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	34	ND	0	1	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	17	ND	0	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	34	ND	0	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	34	ND	0	0.01	0.0005
1, 3-ジクロロプロパン	17	ND	0	0.002	0.0002
チウラム	8	ND	0	0.006	0.0006
シマジン	8	ND	0	0.003	0.0003
チオベニカルブ	8	ND	0	0.02	0.002
ベンゼン	17	ND	0	0.01	0.001
セレン	17	ND	0	0.01	0.002
硝酸性・亜硝酸性窒素	34	ND～1.6	0	10	0.1
ふつ素	34	ND～0.17	0	0.8	0.08
ほう素	17	ND	0	1	0.1
1, 4-ジオキサン	17	ND	0	0.05	0.005

注1 ND (検出されず) とは、定量限界未満をいう。

2 上記26項目の他、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定を実施する。

騒音・振動関係資料

□(騒音) - 1 自動車交通騒音(地点評価、要請限度)調査結果

単位: デシベル (A)

測定地点				LAeq						
道路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国道8号	能町南一丁目	30. 10	昼間	75	68	68	68	69	69	69
			夜間	70	64	64	64	63	64	64
	木町	-	昼間	75	70	70	70	70	70	-
			夜間	70	65	65	65	65	65	-
	本郷一丁目	30. 10	昼間	75	70	69	67	67	67	68
			夜間	70	66	66	65	64	64	65
	北島	-	昼間	75	72	71	71	70	70	-
			夜間	70	68	68	67	68	67	-
国道156号	上渡	30. 7	昼間	75	65	68	68	67	68	69
			夜間	70	63	66	66	67	66	67
	福岡町下蓑	-	昼間	75	69	70	70	67	67	-
			夜間	70	68	69	68	66	66	-
	四屋	-	昼間	75	67	68	68	66	65	-
			夜間	70	61	61	61	59	58	-
	丸の内	30. 12	昼間	75	64	64	63	64	62	66
			夜間	70	59	60	57	59	57	61
国道160号	鐘紡町	-	昼間	75	67	67	67	68	68	-
			夜間	70	61	60	61	62	62	-
	戸出町四丁目	30. 9	昼間	75	67	68	68	69	61	67
			夜間	70	61	62	62	62	54	61
	長慶寺	-	昼間	75	70	67	69	69	67	-
			夜間	70	62	61	63	63	61	-
国道415号	伏木一宮二丁目	-	昼間	75	62	62	62	62	60	-
			夜間	70	55	55	55	55	54	-
主要地方道富山戸出小矢部線	下麻生	-	昼間	75	67	-	66	-	66	-
			夜間	70	62	-	61	-	61	-
主要地方道新湊庄川線	中曾根	30. 10	昼間	75	-	68	-	67	-	68
			夜間	70	-	61	-	59	-	60
主要地方道伏木港線	伏木二丁目	-	昼間	75	68	-	66	-	66	-
			夜間	70	58	-	56	-	57	-
	荻布	30. 10	昼間	75	-	67	-	66	-	68
			夜間	70	-	58	-	58	-	60
主要地方道富山高岡線	野村第二	-	昼間	75	67	67	67	67	67	-
			夜間	70	62	63	63	62	62	-
主要地方道高岡環状線	能町	30. 10	昼間	75	65	67	67	66	66	68
			夜間	70	58	61	59	58	58	60
	二上町	-	昼間	75	66	65	66	66	65	-
			夜間	70	58	59	59	59	58	-
主要地方道高岡小杉線	赤祖父	30. 10	昼間	75	69	69	68	66	67	68
			夜間	70	62	61	60	58	61	60

単位：デシベル（A）

測定地点				LAeq						
道路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
主要地方道 高岡氷見線	昭和町 一丁目	—	昼間	75	66	66	66	66	66	—
			夜間	70	59	60	60	59	59	—
市道羽広二丁目 南幸町線	羽広 二丁目	30. 9	昼間	75	64	64	64	63	64	64
			夜間	70	58	57	58	59	56	57
市道清水町二丁目 駅南一丁目線	駅南 四丁目	—	昼間	75	62	63	63	60	58	—
			夜間	70	57	55	55	52	52	—

注 1 LAeqは等価騒音レベルのことである。

2 国道8号沿い（5地点）の騒音レベル値は、3日間の時間区分ごとのパワー平均値

である。その他の地点は、24時間の時間区分ごとのパワー平均値である。

3 平成30年度から全地点について、隔年で測定を実施。

□（騒音）－2 北陸新幹線鉄道騒音調査結果

調査地点	測定地点側の軌道 (上下の別)	地域類型	騒音評価値 (dB)
下伏間江付近	下	I	71
下黒田付近	上	I	68
佐野付近	上	I	68
辻付近	上	I	68
駒方付近	上	I	70
福岡町一步二歩付近	下	I	74
福岡町大滝付近	下	I	73

注 1 地域類型I（住居地域など）の環境基準は70デシベル以下

地域類型II（商業地域など）の環境基準は75デシベル以下である。

2 表の太字は平成30年度に測定した地点における結果である。

□（騒音）－3 3車種分類による自動車走行台数調査結果

調査地点		昼 間						夜 間					
		午前10:00～10:10			午後3:00～3:10			午後10:00～10:10			午前3:00～3:10		
地区名	調査 年月	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計	大型 %	小型 %	二輪 %	計
能町南 一丁目	30. 10	53 23. 5%	172 76. 1%	1 0. 4%	226	38 16. 7%	190 83. 3%	0 0. 0%	228	8 8. 9%	82 91. 1%	0 0. 0%	90
本郷 一丁目	30. 10	29 14. 6%	169 85. 4%	0 0. 0%	198	21 10. 0%	188 90. 0%	0 0. 0%	209	8 13. 1%	53 86. 9%	0 0. 0%	61
上渡	30. 7	15 13. 4%	97 86. 6%	0 0. 0%	112	14 12. 6%	97 87. 4%	0 0. 0%	111	3 9. 4%	29 90. 6%	0 0. 0%	32

注 各欄の下段の数値は、各調査毎の当該車種の占有比率を示す。

□(騒音)－4 自動車交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況

評価地点				環境基準達成状況						
道路 路線名	地区名	区間 番号	距離 (km)	評価 対象 戸数 (戸)	昼・夜共 に達成 した戸 数(戸)	昼間の み達成 した戸 数(戸)	夜間の み達成 した戸 数(戸)	昼・夜共 に超過 した戸 数(戸)	平成30年 度環境基 準達成率 (%)	平成29年 度環境基 準達成率 (%)
北陸自動車道	小泉新	120	1.7	18	18	0	0	0	100	100
国道8号	能町南一丁目	10190	1.9	271	270	0	0	1	82.5	82.3
	木町	10200	1.7	184	153	17	0	14		
	本郷2丁目	10220	0.8	34	25	3	0	6		
	宮田町	10230	3.2	253	202	13	0	38		
	福岡町下蓑	10240	7.2	349	250	99	0	0		
国道156号	鐘紡町	10500	7.4	397	383	0	0	14	92.1	92.1
	泉町	10510	2.0	352	236	0	26	90		
	清水町1丁目	10520	1.1	428	428	0	0	0		
	丸の内	10530	1.2	257	257	0	0	0		
	京町	10540	1.9	202	202	0	0	0		
国道415号	米島	10830	0.7	37	37	0	0	0	95.0	95.0
	能町	10840	2.2	151	151	0	0	0		
	姫野	10850	1.4	193	174	19	0	0		
(主)新湊庄川線	中曾根	40510	0.9	72	72	0	0	0	100	100
(主)伏木港線	荻布	40840	2.9	405	405	0	0	0	100	100
(主)富山高岡線	本丸町	41390	2.4	367	349	0	18	0	95.1	95.6
(主)高岡環状線	能町	41670	3.3	450	450	0	0	0	99.9	99.9
	双葉町	41680	1.2	204	203	0	1	0		
	二上町	41730	2.6	73	73	0	0	0		
(主)高岡小杉線	赤祖父	41760	3.3	446	445	0	0	1	99.8	99.8
(主)高岡氷見線	昭和町1丁目	41990	6.5	938	883	0	55	0	94.1	88.6
(主)高岡青井谷線	蓮花寺	42540	1.7	271	271	0	0	0	100	100
(主)富山戸出小矢部線	下麻生	40440	2.2	92	92	0	0	0	99.8	99.8
	戸出町	40450	4.6	350	349	0	0	1		
(一)中川南町線	古城	61720	0.9	329	326	0	3	0	99.3	99.3
	下関町	61730	0.5	88	88	0	0	0		

注1 区間番号はH27年度道路交通センサスより引用。

2 全評価戸数とは、調査区間における住居等の戸数である。

3 環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものである。

4 表の太字は平成30年度に測定した地点における面的評価結果である。

□ (騒音) - 5 告示事項（騒音関係）

高岡市告示第30号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

地域の類型	あてはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次の1の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定による区域を次の3のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

1 指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）ただし、都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

2 指定地域の特定工場において発生する騒音の規制基準

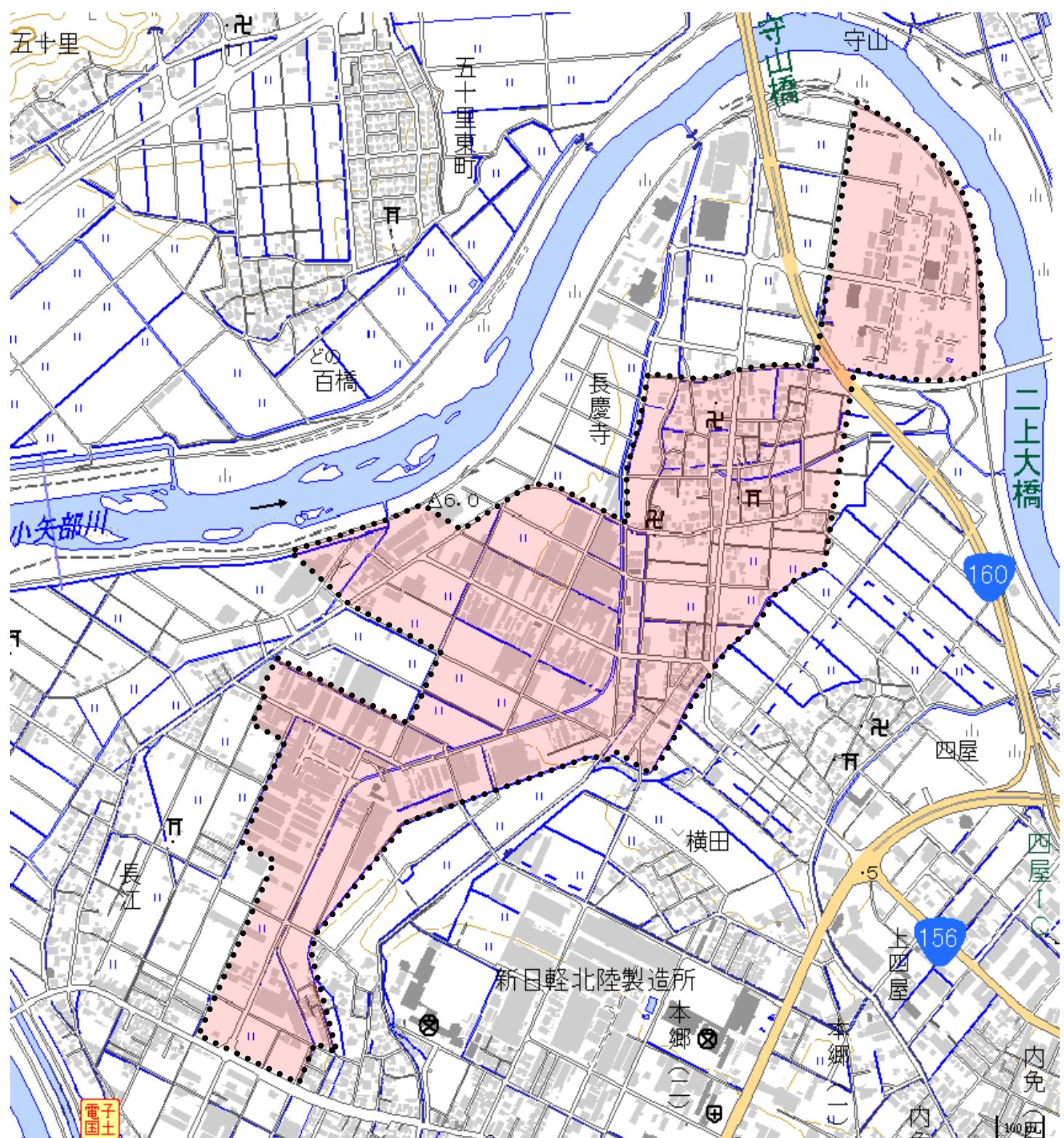
区域の区分	左記の区分に対応する規制基準		
	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	63デシベル

- (1) 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。
- (2) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5デシベルを減じた値とする。

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに別図に区画した区域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の規定による指定区域
 - (1) 前項の第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 前項の第4種区域のうち、当該区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

別図 騒音規制法に基づく指定地域の区域表示図



騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める

省令別表の備考の区域について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

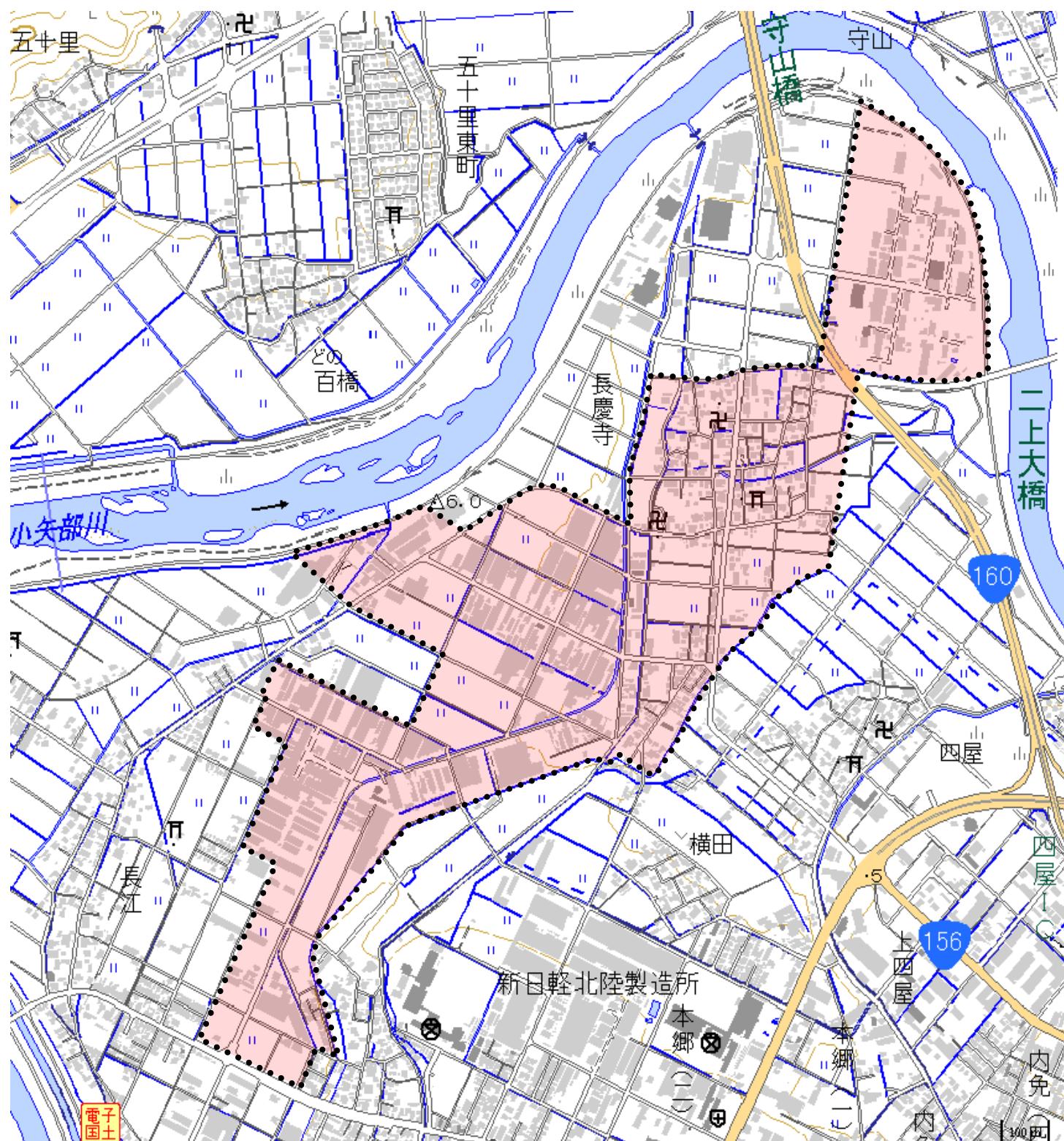
なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

地域の類型	あてはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）並びに別図に区画した区域

別図 騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府別表の備考の区域表示図



騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年4月1日高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年4月20日

高岡市長 高橋 正樹

2の表(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考3の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

高岡市告示第173号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定についての一部改正について

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について（平成24年高岡市告示第30号）
の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改
める。

高岡市告示第174号

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

1中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

2の備考1(1)中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

高岡市告示第177号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域についての一部改正について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域について（平成24年高岡市告示第34号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

表中「及び第2種中高層住居専用地域」を「、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

□(振動) - 1 道路交通振動調査結果

単位:デシベル

測定地点				L10						
道路 路線名	地区名	測定 年月	時間 区分	要請 限度値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国道8号	能町南一丁目	30. 10	昼間	70	42	42	42	42	40	42
			夜間	65	38	39	38	37	37	37
	木町	-	昼間	70	49	49	49	50	48	-
			夜間	65	44	45	44	43	43	-
	本郷一丁目	30. 10	昼間	70	47	47	48	45	45	45
			夜間	65	43	41	43	41	40	41
	北島	-	昼間	70	53	53	44	44	44	-
			夜間	65	47	46	37	38	38	-
国道156号	上渡	30. 7	昼間	70	40	40	40	36	36	41
			夜間	65	35	35	36	30	32	36
	福岡町下蓑	-	昼間	70	39	41	42	44	45	-
			夜間	65	36	38	38	40	41	-
	四屋	-	昼間	70	39	39	40	40	41	-
			夜間	65	33	33	33	33	33	-
	丸の内	30. 12	昼間	70	39	40	40	40	41	42
			夜間	65	29	30	29	28	29	33
国道415号	鐘紡町	-	昼間	70	32	32	32	33	32	-
			夜間	65	26	26	27	27	27	-
	戸出町四丁目	30. 9	昼間	65	34	33	33	33	35	30
			夜間	60	26	27	27	26	26	24
	伏木一宮二丁目	-	昼間	65	27	27	28	27	25	-
			夜間	60	19	19	19	20	18	-
主要地方道富山戸出小矢部線	下麻生	-	昼間	65	40	-	38	-	39	-
			夜間	60	29	-	26	-	25	-
	中曾根	30. 10	昼間	65	-	44	-	42	-	41
			夜間	60	-	30	-	30	-	30
主要地方道伏木港線	伏木二丁目	-	昼間	70	46	-	43	-	44	-
			夜間	65	30	-	31	-	31	-
	荻布	30. 10	昼間	70	-	40	-	40	-	39
			夜間	65	-	30	-	29	-	30
主要地方道富山高岡線	野村第二	-	昼間	70	39	39	40	40	40	-
			夜間	65	31	30	30	29	31	-
	能町	30. 10	昼間	70	45	44	45	41	44	47
			夜間	65	30	31	29	26	30	33
	二上町	-	昼間	65	40	39	39	40	41	-
			夜間	60	26	26	25	27	27	-
主要地方道高岡小杉線	赤祖父	30. 10	昼間	65	37	36	36	36	37	36
			夜間	60	27	29	27	27	28	28
	昭和町一丁目	-	昼間	70	39	40	39	41	39	-
			夜間	65	30	31	30	31	29	-
	市道羽広二丁目南幸町線	30. 9	昼間	65	40	42	40	41	40	39
			夜間	60	34	34	33	35	34	33
市道清水町二丁目駅南一丁目線	駅南四丁目	-	昼間	70	39	39	39	38	37	-
			夜間	65	30	28	29	28	28	-

注1 L10は、5秒間隔、100個の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、時間区分について算術平均した数値である。

2 平成30年度から全地点について、隔年で測定を実施。

□ (振動) - 2 告示事項（振動関係）

高岡市告示第32号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動及び自動車が道路を通行することに伴い発生する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域（以下「指定地域」という。）を次の1の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を次の2のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「施行規則」という。）別表第1付表第1号の規定による区域を次の3のとおり指定し、施行規則別表第2備考1及び備考2の規定により区域及び時間を次の4のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

1 指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

2 指定地域の特定工場において発生する振動の規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準	
	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域(1)	65デシベル	60デシベル
第2種区域(2)	70デシベル	65デシベル

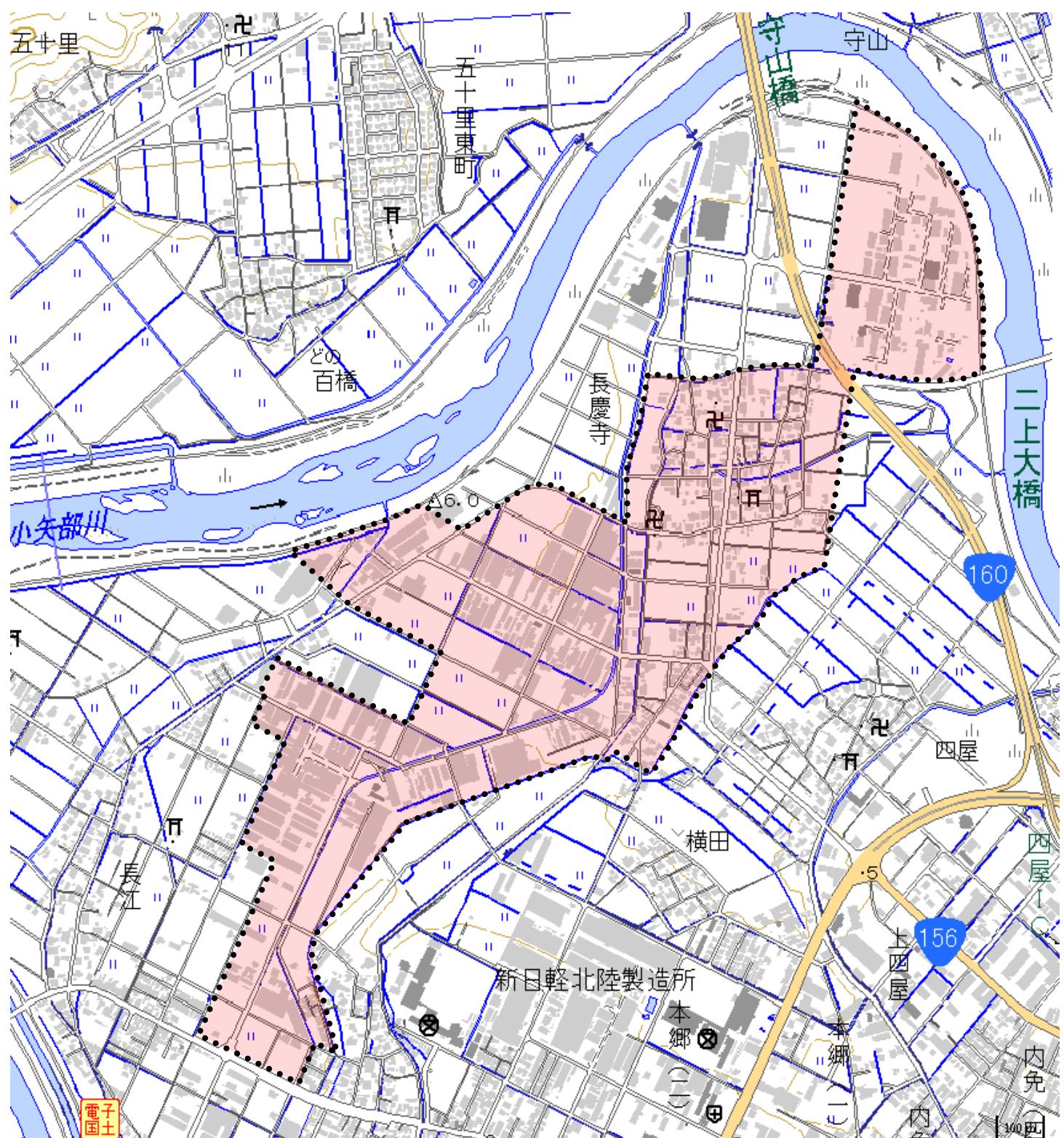
次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域又は第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域((1)に掲げる区域を除く。)

備考

- 1 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 - (2) 第2種区域(1) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域
 - (3) 第2種区域(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域
- 3 施行規則別表第1付表第1号の区域
 - (1) 前項の第1種区域、及び第2種区域(1)
 - (2) 前項の第2種区域(2)のうち、当該区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域
- 4 施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間
 - (1) 区域
 - ア 第1種区域 第2項の第1種区域
 - イ 第2種区域 第2項の第2種区域(1)及び第2種区域(2)
 - (2) 時間
 - ア 昼間 午前8時から午後7時まで
 - イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

別図 振動規制法に基づく指定地域の区域表示図



振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年4月1日高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年4月20日

高岡市長 高橋 正樹

2の表(1)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考3の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

1 中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

2 の備考1(1)中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

悪臭関係資料

□ (悪臭) - 1 悪臭測定結果

(公害防止協定工場分は協定工場立入調査結果資料に記載)

< 四屋浄化センター >

単位 : ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	プロピオノン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
敷地境界3地点	ND～0.2	ND	0.001～0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規制値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.03	0.001	0.0009	0.001

< ニ上浄化センター >

単位 : ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	プロピオノン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
敷地境界3地点	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規制値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.03	0.001	0.0009	0.001

< 松太枝浜浄化センター > *悪臭防止法規制地域外

単位 : ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
敷地境界3地点	ND	ND	ND	ND	ND	ND
規制値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005

< 高岡ストックヤード > *悪臭防止法規制地域外

単位 : ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
敷地境界3地点	ND～0.1	ND	ND	ND	ND	ND
規制値	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

< クリーンシステムとなみ（砺波地方衛生施設組合）> *悪臭防止法規制地域外
単位 : ppm

悪臭物質 測定地点	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
敷地境界	ND	ND	ND	ND	ND
規制値	1	0.002	0.02	0.01	0.009

注 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

□ (悪臭)－2 悪臭物質定量限界値一覧

単位 : ppm

項目	定量限界値	項目	定量限界値
アンモニア	0.1	メチルイソフタルケトン	0.05
メチルメルカプタン	0.001	トルエン	0.05
硫化水素	0.001	スチレン	0.05
硫化メチル	0.001	キシレン	0.05
二硫化メチル	0.001	プロピオノン酸	0.001
トリメチルアミン	0.001	ノルマル酪酸	0.0001
アルデヒド類	0.003	ノルマル吉草酸	0.0001
イソブタノール	0.05	イソ吉草酸	0.0001
酢酸エチル	0.05		

□ (悪臭) - 3 告示事項（悪臭関係）

高岡市告示第33号

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、同法第4条第1号の規定による事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、同条第2号の規定による気体排出施設の排出口における規制基準及び同条第3号の規定による事業場の敷地外における規制基準を次の2つのとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

1 規制地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

2 規制基準

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	工業専用地域	その他の用途地域
アンモニア	2 ppm	1 ppm
メチルメルカプタン	0.004 ppm	0.002 ppm
硫化水素	0.06 ppm	0.02 ppm
硫化メチル	0.05 ppm	0.01 ppm
二硫化メチル	0.03 ppm	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.02 ppm	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.1 ppm	0.05 ppm
プロピオノアルデヒド	0.1 ppm	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.07 ppm	0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02 ppm	0.009 ppm
イソバレルアルデヒド	0.006 ppm	0.003 ppm

イソブタノール	4 ppm	0.9 ppm
酢酸エチル	7 ppm	3 ppm
メチルイソブチルケトン	3 ppm	1 ppm
トルエン	30 ppm	10 ppm
スチレン	0.8 ppm	0.4 ppm
キシレン	2 ppm	1 ppm
プロピオン酸	0.07 ppm	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.002 ppm	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.002 ppm	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.004 ppm	0.001 ppm

備考 この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは、規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。

(2) 気体排出施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} q \quad \text{流量 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)} \\ He \quad \text{イに規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)} \\ Cm \quad \text{前号に規定する特定悪臭物質の値 (単位 100万分率)} \end{array} \right\}$$

イに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正是、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$He = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left. \begin{array}{l} He \quad \text{補正された排出口の高さ (単位 メートル)} \\ Ho \quad \text{排出口の実高さ (単位 メートル)} \\ Q \quad \text{温度15度における排出ガスの流量 (単位 立法メートル毎秒)} \\ V \quad \text{排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)} \end{array} \right\}$$

T 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

(3) 事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出した特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオノンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CLm = k \times Cm$$

これらの式において、

CLm	排出水中の濃度 (単位 1リットルにつきミリグラム)
k	別表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の右欄に掲げる値 (単位 1リットルにつきミリグラム)
Cm	第1号に規定する特定悪臭物質の値 (単位 100万分率)

別表 (2項関係)

特定悪臭物質の種類	当該事業所から敷地外に排出される排出水の量	値
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

高岡市告示第176号

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第33号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

1 中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

たかおかの環境(平成30年度)

令和元年（2019年）9月 発行

編集 高岡市市民生活部地域安全課

高岡市広小路 7番50号

電話 0766(20)1353

印刷部数 120部



この印刷物は再生紙を使用しています